

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第19回）審議概要

1. 日 時 2022年3月7日（月） 12:30～13:45

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者＜委員＞

山内座長、大石委員、男澤委員、橋川委員、木山委員、草薙委員、小林委員、
鈴木委員、武田委員、橋本委員、二村委員、又吉委員、松村委員
松村委員(Web)、山野委員(Web)

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

戸出 繁 株式会社 I N P E X 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画ユニット
ジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 常務執行役員、コーポレートコミュニケーション室担当、経営企画部担当

早川 光毅 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

富士元 宏明 E N E O S 株式会社 リソシーズ&パワーカンパニー ガス事業部長

＜経済産業省＞

野田ガス市場整備室長、他

4. 議事次第

今後のガス政策の在り方をめぐる論点について

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題 ＜今後のガス政策の在り方をめぐる論点について＞

- ガス事業を取り巻く環境の構造的变化として、「世界規模での脱炭素化の要請」、「国際的なLNGの需給構造の変化」、「自然災害等に伴う安定供給懸念」、「デジタル化の推進力」の4つを踏まえ、今後の検討事項として「ガスシステム改革のさらなる深化」、「ガスのカーボンニュートラル化達成に向けた政策的措置の検討」ということで議論を進めていくこととしてはどうか。
- 今般、ガス事業制度ワーキンググループの決定における議論を再開するにあたり、昨年6月以降の国内外のガス事業を巡る環境変化とか、新たなエネルギー基本計画の策定、さらには4月1日の大手3社導管部門の法的分離による制度面でのガスシステム改革の節目を迎えたところ、今後のガス政策のあり方をめぐる論点をアップデートした上で本ワーキンググループでの議論や、各種施策の推進に当たっていきたいと考え、5つの論点を上げる。
 - (1) 国際的な LNG を取り巻く情勢の変化への対応
 - (2) カーボンニュートラルの実現に向けたガス制度整備
 - (3) 大手三社の導管部門の法的分離等による環境変化
 - (4) ガス小売競争の活性化
 - (5) 地域エネルギー供給等の主役たる地方ガス事業者

- 第一に「国際的なLNGを取り巻く情勢変化への対応」
持続可能なガス事業と需要家保護について上流のLNG調達からガス小売りの料金というところまで視野に入れた議論ができればと考えている。
- 第二に「カーボンニュートラルの実現に向けたガスの制度整備」
エネルギー基本計画において2050年に向けた合成メタンや水素といった新しいガス体エネルギー利用に向けて取り組むこととしており、将来を見据えたガス制度の議論を行っていく。
- 第三に「大手三社の導管部門の法的分離等による環境変化」
4月1日に大手三社の導管部門の法的分離を予定しており、制度面での変化を踏まえて供給レジリエンスを含めてガス供給ネットワーク事業のあり方について議論をしていきたいと考えている。
- 第四に「ガス小売り競争の活性化」
従来からガス卸事業への新規参入の状況には電力ガス小委員会で定期的にフォローアップを行っている。本ワーキンググループでも議論してきたスタートアップ卸しのフォローアップを始めとした卸売の状況や代理取次の状況も把握評価をし、需要家利益・選択肢の拡大の在り方について議論をしていきたいと考えている。
- 第五に「地域エネルギー供給との主役たる地方ガス事業者」
昨年、取り纏めたガス事業のあり方においても示している地方中小ガス事業者の取り組みということで、審議会で制度を議論するということではないかもしれないが重要なガス政策の論点として推進していきたいと考えている。

委員から

メタネーションについて

- メタネーションは従来の産ガス国の動向に左右されることなく、国内でエネルギーを生み出し、かつ海外に技術を移転するビジネスにもなり得るので、大変期待ができると思う。うまく育てて、世界中でメタネーションをする状況を生み出せることは理想的だと考える。
- メタネーションに力を入れるのならば、30年の時点でメタネーションをきちんと位置付けた上で、非常に小さいパーセンテージになるかもしれないけれども義務を設定すべきなのではないかと考える。
- 元々、合成メタンをつくるための水素を直接利用する技術プロセスも少しあったほうがいいのではないか。水素というのは、ある意味新しい燃料で、それを活用するメリットというのは他にたくさんある。例えば、燃焼速度が速いとか、排ガスの量が大きく減るとかといった、これまでに無い特徴があるわけで、革新的技術の促進の芽を摘まないよう数値目標の在り方が必要だ。
- メタネーションに対する期待が、委員からも熱く語られたわけだが、実際に基本計画でも確かにメタネーションというのが多く言及されており、国としても力を入れていくということが書かれているというのは間違いない、その方向に進んでいくということも問題ない。しかし、これを日本が先導してほしいが、これで何かある種の産業政策のような観点でというようなことについては、もう一度冷静によく考えていただきたい。

ガス小売り競争の活性化

- 電力会社の東北と四国が家庭用のガス小売供給に入っていない。さらに、中国電力と北陸電力自体は、その免許自体を取っていない。ここの競争は、中心になるのは電力会社のガスへの参入なので、それが起きていないのはなぜなのかと、ここがポイントであり多分これは忖度返し、都市ガス会社側が電力市場に仕返しが怖いからあまり入らない。それに対し、それ

を受ける形で電力会社がガス市場に入らないというメカニズムになっている。この構造にメスを入れない限り根本的な改善はないと考える。また、ガス業界内部のやっぱり電気市場に対する忖度というのをまずやめることが出発点なのではないかと思う。

地域エネルギー供給との主役たる地方ガス事業について

- ガス事業は、電気ももちろん身近なインフラだが、特に一軒一軒お宅を回るというようなこともある。事業者も、どちらかというと地域密着しているので、本当に地域の中で大切なインフラだと思うし、経済的、社会的にも存在感は、むしろ電気事業者よりも身近なものと思う。また、信頼される事業者であるということは非常に重要だと思う。都市ガスはもちろんだが、プロパンガス等のガスの事業ということで考えると、プロパンガスの事業者の料金の透明性の問題というのはまだ残っており、直接この委員会の範囲ではないが、地域密着のガス事業を考えるときには、そこも含めてトータルにガス事業は地域の消費者の人たちから信頼されて、きちんと支持されるような形を持っていく必要があると思っている。
- 地方のガス事業者というと、どうしても都市ガスの事業者でもあり、LPも扱っている。今後、本当に再エネを補完するための地方でのガスの役割ということになると、LP事業者も、この委員会に直接関わってはいないが、かなり重要な役割を果たす。そのためにも、ぜひ透明性、公平性を持った事業活動を行っていくことは、同じガスを扱う者としてぜひ頑張っていただきたい。
- 地域の問題は非常に難しいと思っている。少子高齢化、人口減少といった地域の問題と、それから都市ガスの市場の問題というのは分けて考えるべきと考る。例えばデジタル技術の活用が遅れているとか、人材不足だと、地域技術の導入コストの問題があるとかという地方の問題、さまざまな問題があるが、そのような問題というのは、地域の問題が原因で起こっているのか、あるいは都市ガス市場の問題が原因でそういうことが起きているのか見極めて、地域のガス事業の在り方を検討するべきと考える。

オブザーバーから

- 全国平均での新規参入者数やスイッチング率は増加傾向にある一方、旧一般ガス事業者のエリアごとの新規参入者数やスイッチング率には大きな差が生じている。需要家の利益、選択肢の拡大のため、エリアによって新規参入状況に差が生じている原因を詳細に分析していただき、ガス小売競争のさらなる活性化のために必要な措置を講じていただくことが今後も重要と認識している。新規参入者が旧一般ガス事業者との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できるよう、卸取引についての継続的なモニタリングと評価を実施していただき、さらなる環境整備をお願いする。
- 地方における地方創生の担い手として、事業基盤である地域の経済循環維持に資する取り組みや、あるいは脱炭素の担い手として、地方自治体と連携した地域エネルギー会社の立ち上げなどに積極的に取り組む事業者も増えてきている。地方の事業者の大半は、人口減少、過疎とか、あるいは他燃料との競合といったことを抱えている中小の事業者であり、こうした事業者の取り組みを後押ししていただけるような議論や分析がなされることを期待したい。

次回日程、議題については、改めて連絡をする。

以上

今後のガス政策の在り方をめぐる論点について

2022年3月7日

資源エネルギー庁

(参考) 第18回ガス事業制度検討ワーキンググループ^① (2021年6月1日) 資料4より抜粋

今後のガスWGの議論の進め方 (案)

- ガス事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後以下のような事項について議論を進めていくこととしてはどうか。

ガスシステム改革の目的

天然ガスの安定供給の確保	ガス料金の最大限抑制	利用メニューの多様化と事業機会拡大	天然ガス利用方法の拡大
⇒一定数の事業者の参入、競争の促進を通じた料金・サービスメニューの多様化			

取り巻く環境の構造的変化

世界規模でのCO₂削減取組強化・脱炭素化の要請

自然災害の頻発化・激甚化に伴う安定供給への懸念

国際的LNG需給構造の変化

デジタル化の進展

⇒2050年に向けたガス事業の在り方研究会にて議論し、2050年に向けたガスの役割等を整理

今後の検討事項

①ガスシステム改革の更なる深化（持続可能な競争・市場環境の整備、エネルギー安定供給に資するガスシステムの構築）

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律に基づく、改正ガス事業法の施行状況（小売全面自由化・法的分離後の状況）の検証
- 改正ガス事業法の施行（法的分離）にあたり、LNGの調達、ガスの保安の確保に支障が生じないかを注視する等、安定供給を確保するための取組状況の検証
- 新規参入がないエリアへの参入等を促進し、競争的な市場環境を整備するための仕組み（スタートアップ卸）の検討 等

②ガスのカーボンニュートラル達成に向けた政策的措置の検討（脱炭素化に資するガスシステムの構築）

- ガスのカーボンニュートラル実現に向けた必要な政策的措置の検討（水素直接利用・メタネーションにより合成されたメタン等新たなガス供給の法令上の取り扱いの整理、最適な熱量制度の検討 等）

(参考) 2050年に向けたガス事業の在り方研究会 中間とりまとめポイント (2021年4月5日)



2

今後のガス政策の在り方をめぐる論点について

- ガスを取り巻く国際状況やガス事業を巡る国内の環境変化、更に本年4月1日の大手3社の導管部門法的分離による制度面でのガスシステム改革の節目を迎えたところ、今後のガス政策の在り方をめぐる論点として、以下の点があるのではないか。

1. 國際的なLNGを取り巻く情勢の変化への対応

- ◆ LNGを取り巻く国際情勢の変化を踏まえた持続的なガス事業と需要家保護 (LNGの開発・調達、小売自由化を踏まえたガス料金の在り方)

2. カーボンニュートラルの実現に向けたガス制度整備

- ◆ エネルギー基本計画等を踏まえた制度改正に向けた動き (高度化法・省エネ法等) と水素や合成メタン等の新しいガス体エネルギーの利用を後押しする制度整備 (合成メタン利用時のCO2排出の扱い等)

3. 大手三社の導管部門の法的分離等による環境変化

- ◆ 法的分離等の環境変化を踏まえた、レジリエンスを含むガス供給ネットワーク・ガス供給事業の在り方

4. ガス小売競争の活性化

- ◆ 卸売参入や代理・取次の拡大による事業競争促進の状況の評価、それを踏まえた需要家の利益・選択肢の拡大の在り方

5. 地域エネルギー供給等の主役たる地方ガス事業者

- ◆ バイオガス等の地域エネルギーの地産地消、電気・LPガス等を含むエネルギー・サービスの供給、地方自治体と連携した地域課題解決等

3

1. 國際的な LNGを取り巻く情勢の変化への対応 関係

4

(参考) 第16回石油・天然ガス小委員会(2021年12月22日)資料3より抜粋

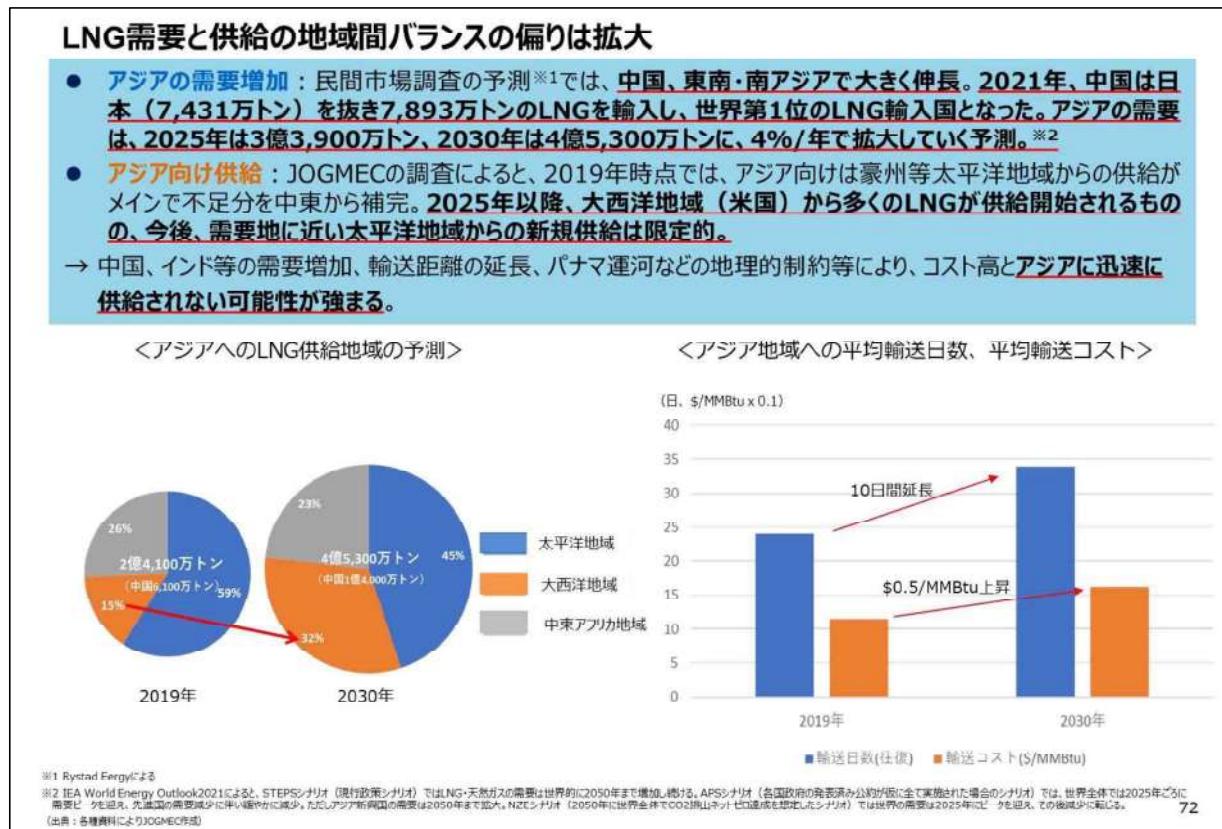
上流開発の必要性(新規FIDがなされない場合)

- LNG需要が最も高まる1月の需給バランスについてJOGMECにて調査。最新の調査によると、2025年にかけて、この時期に稼働を開始するプロジェクトが少なく(LNGが供給されるようになるには、建設開始から3~5年ほど必要)、LNG供給余力が昨冬以上に著しく縮小。より需要が増加すれば、1月の余力が小さくなる可能性。25年以降、一時的にLNG供給余力は増加するものの、2028年以降は再び低下に転ずる。
- 現時点でFID済のものを除き、新規LNGプロジェクトへのFIDがなされなかつた場合、2030年以降も、昨冬以上に逼迫した状況となることが予測される。上流への安定的な投資が必要。



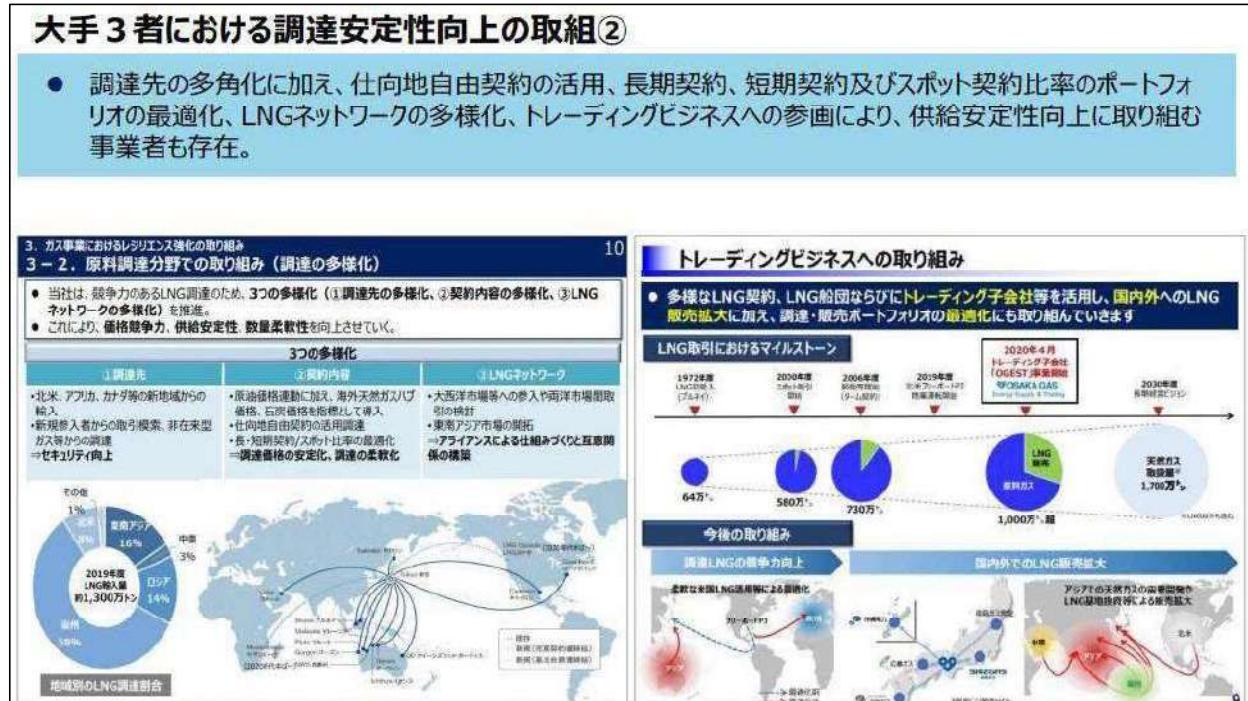
5

(参考) 第16回石油・天然ガス小委員会（2021年12月22日）資料3より抜粋、一部加工



6

(参考) 第18回ガス事業制度検討WG（2021年6月1日）資料5-1より抜粋



7

(参考) 第18回ガス事業制度検討WG (2021年6月1日) 資料5-1より抜粋

大手3者における調達安定性向上の取組③

- 他のガス事業者や電気事業者とも連携してLNGの調達や輸送面での協力関係を構築し、安定的かつ柔軟なLNGの調達や、コスト低廉化に取り組む事業者も存在。

○大阪ガスとJERAによるフリーポートLNGプロジェクトへの参画

2014年以降大阪ガスと中部電力（2016年にJERAへ事業承継）が本プロジェクトに出資参画。

2019年12月に商業運転を開始し、本プロジェクトからのLNG調達を通じて仕向地制限のないLNGの確保、供給源の分散化、価格指標の多様化を進め、安定的かつ柔軟なLNG調達に貢献。

<フリーポート LNG プロジェクトの概要シ	
所在地	米国テキサス州 フリーポート市
液化設備能力	約 500 万トン/年 × 3 系列
契約容量	大阪ガス：約 232 万トン/年（液化加工契約 20 年間） JERA：約 232 万トン/年（液化加工契約 20 年間）



出典：大阪ガス株式会社、株式会社JERAプレスリリースから抜粋

3. ガス事業におけるレギュレーション化の取り組み 3-2. 原料調達分野での取り組み（国内ユーティリティとの連携）

- 買主ごとに需要動向や求める契約条件が多様化しており、国内外のエネルギー市場を取り巻く情勢・動向を見据え、需給や市況の変化に対応しながら戦略力のあるLNGの安定調達を実施。
- 国内各社と、LNGの調達や輸送面での協力関係を構築。保有するリースの弾力運用を行うことにより、より柔軟で機動的な調達やコスト低減、緊急時を含む融通協力により供給安定性の向上を図る。今後もこのような取り組みを推進。



出典：第3回2050年に向けたガス事業の在り方研究会（2020年10月26日）資料5 東京ガス説明資料

13

76

8

(参考) 第16回石油・天然ガス小委員会 (2021年12月22日) 資料3より抜粋、一部加工

直近のLNG価格の推移

- LNGのコモディティ化の進展により、世界のガス・LNG価格は相関を強めており、**2021年夏頃より、米欧アジア各地域で価格が高騰。**
- ウクライナ情勢を受け、**欧州天然ガス価格は3月2日に56ドル、アジアのLNGスポット価格は過去最高値の59ドルを記録。**



63

9

(参考) 第45回電力・ガス基本政策小委員会（2022年2月25日）資料3－3より抜粋

(参考) 燃料価格の電気・ガス料金への影響

- 電気・ガス料金は上昇傾向にあるものの、日本の電力・ガス会社は、①燃料の多くを長期契約で調達し、②燃料費調整制度（直近3ヶ月間の貿易統計におけるLNG等の平均燃料価格の増減を3ヶ月後的小売料金に自動的に反映させる仕組み）を採用していることにより、燃料価格高騰時における激変緩和の役割を果たしており、影響は諸外国と比較しても必ずしも大きくない。
- 加えて、電気料金については、自由化後も、経過措置として規制料金を存続し、毎月の燃料価格に応じた調整に上限を設け、電気料金の上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとしており、4月分の規制料金がこの上限に達する見込みの大手電力会社が5社ある。
 - 4月の規制料金（10社平均）は、前年比約19.6%増、前月比約0.7%増見込み。
- ガス料金についても、大手三社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）の主要料金プランには上限が設定されているが、4月時点では上限に達しない見込み。



13

10

(参考) 第45回電力・ガス基本政策小委員会（2022年2月25日）資料3－3より抜粋

(参考) 海外動向 英国

料金や事業者の動向

割 電 力 市 場 価 値 の 動 向	卸電力市場の平均価格は下記のよき推移。					
	(/kWh)	9月	10月	11月	12月	1月
イギリス	29.1円	27.6円	28.5円	37.6円	28.1円	
参考：日本	7.9円	12.1円	18.5円	17.3円	21.9円	

※ 1 : NORDPOOLデータを参考に資源エネルギー庁作成。
 ※ 2 : Ofgemレポートを参考に資源エネルギー庁作成。

小売料金の動向

- 2021年12月の小売電気・ガス料金は前年同月比で23%～43%上昇^{※2}。
(注) 上昇幅は事業者や料金タイプで異なる。なお、この上昇幅で収まるのは、英が小売料金価格に上限規制を導入しているため。
- 2022年4月から規制料金が更に54%引きあがる予定^{※3}。
※ 2 : Ofgem (<https://www.ofgem.gov.uk/energy-data-and-research/data-portal/retail-market-indicators>)

の 事 業 者 の 動 向	2021年に29社の小売事業者が市場から撤退するか、もしくは特別管理下に置かれている。約430万の国内顧客に影響 ^{※3} 。	
	・ 2021年11月に破綻したバルブ・エナジーについては、170万もの顧客を抱えていたことから特別管理手続を初適用し、政府資金を投入して管理下で事業継続を支援（17億ポンドを投入と報道） ^{※4} 。	・ ガス電力市場監督局（Ofgem）が破綻した小売事業者の代理事業者を選定し供給を維持（230万を超える消費者が強制的に変更） ^{※4} 。

政府の対策

対策	対象	詳細
小売電気・ガス料金の上限の引き上げ ^{※3}	約2,200万の世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月から小売電気・ガス料金の上限を54%引き上げ。標準料金（年間）で1,277ポンドから1,971ポンド (+693ポンド)、前払い料金（年間）で1,309ポンドから2,017ポンド (+708ポンド)。 影響を被る世帯数は、標準料金で1,800万世帯、前払い料金で450万世帯。
5億ポンド基金 ^{※5}	困窮世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2021年10月から、5億ポンドの基金を用い、困窮世帯の生活を支援。コロナウイルス感染拡大からの回復が目的。
電気・ガス料金の割引等（従来からの措置） ^{※6}	困窮世帯等	<ul style="list-style-type: none"> 従来から困窮世帯等向けに下記の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ Warm Home Discount : 冬季の電気代から140ポンドを割引（2022年10月から150ポンドに増額予定） ✓ Cold Weather Payment : 7日連続で平均気温が0度を下回るときに25ポンド/週を支援 ✓ Winter Fuel Payment : 暖房費に対して100～300ポンドを支援
350ポンドの支援パッケージ ^{※7}	全世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2022年10月からイングランド・スコットランド・ウェールズの全世帯について、電気・ガス料金を200ポンド割引。なお、2023年以降、5年間をかけて、割引額を料金から回収（年間40ポンドの支払い増）。 加えて、イングランドでは2022年4月から約8割の世帯について、カウンシル税（居住者にかかる資産課税）を150ポンド引き下げ。
破産小売事業者対応 ^{※4}	小売事業者が破産した場合	<ul style="list-style-type: none"> 小売事業者が破産した場合には、Ofgemが、破産事業者に代わって消費者に電力・ガスを供給する事業者を指定（2022年2月21日時点）。
リスクマネジメント強化		<ul style="list-style-type: none"> Ofgemは「Action plan on retail financial resilience」を発表（2021年12月）し、①モニタリングの強化、②ストレステストの実施（2022年1月～）、③マネジメント・コントロール・フレームワークの導入（2022年早期）、④マイルストン・アセスメントの導入（顧客が5万件、20万件に達した段階で顧客の新規獲得を一時停止し、アセスメントを実施。2022年中～）等に取り組む方針。

（参考）

※ 3 : Ofgemプレスリース（2022年2月3日） (<https://www.ofgem.gov.uk/publications/price-cap-increase-pg693-april>)

※ 4 : 英国政府HP (<https://www.gov.uk/government/consumers/energy-advice-households/what-happens-if-your-energy-supplier-goes-bust>) (2022年2月21日アクセス)

※ 5 : 英国政府プレスリース（2021年9月30日） (<https://www.gov.uk/government/news/government-launches-500m-support-for-vulnerable-households-over-winter>)

※ 6 : 英国政府HP (<https://www.gov.uk/the-warm-home-discount-scheme>, <https://www.gov.uk/cold-weather-payment>, <https://www.gov.uk/winter-fuel-payment>) (2022年2月17日アクセス)

※ 7 : 英国政府プレスリース（2022年2月3日） (<https://www.gov.uk/government/news/millions-to-receive-350-boost-to-help-with-rising-energy-costs>)

16

11

(参考) 第45回電力・ガス基本政策小委員会（2022年2月25日）資料3-3より抜粋

(参考) 海外動向 ドイツ

料金や事業者の動向

卸電力市場の平均価格は下記のように推移。					
(/kWh)	9月	10月	11月	12月	1月
ドイツ	16.6円	18.0円	22.7円	28.5円	21.6円
参考:日本	7.9円	12.1円	18.5円	17.3円	21.9円

※1 : ENTSO-E Transparency Platformのデータを参考に商議工具により作成。

2021年と比較し、2022年には電気料金が平均63.7%、ガス料金が平均62.3%上昇するとの報道あり。

* 2 : REUTERS (<https://jp.reuters.com/article/power-prices-germany-idJPKBN2JF068>)
(2022年1月5日)

- Neckermann Strom (売上57万USD)、Stromio (売上27万USD)、Dreischtrom (売上388万USD)、Otima Energie (売上111万USD)、Smiling Green Energy (売上65万USD)、Lition Energie (売上14万USD)、Fulminant Energie (売上14万USD) など、電気・ガス事業者が相次いで倒産。
 (参考)
 ※3 : Balkan Green Energy News (2022年2月15日) (<https://balkangreenenergynews.com/european-energy-crisis-and-how-history-repeats-itself-losses-are-borne-by-consumers-white-profits-are-retained-by/>)
 ※4 : 売上はdun&bradstreet (<https://www.dnb.com/>) (2022年2月17日アクセス) を参照。グループ会社が存在する企業もあり、連絡の売上は記載の改修よりも大きい可能性。

政府の対策

対策	対象	詳細
EEGサーチャージの減額 ^{※5}	需要家	<ul style="list-style-type: none"> 2022年から、the Erneuerbare-Energien-Gesetz (EEG) サーチャージ（電気料金の賦課金）を6.5セント/kWhから3.72セント/kWhに減額。 33億ユーロ規模の措置であり、連邦予算と、より高いCO2プライシング^{※6}で財源を確保。 ※消費者が石油やガスのような製品を購入するときに25ユーロ/tCO2を賦課。 なお、2月初めに与野党の複数の議員がEEGサーチャージのさらなる引き下げを求めている。
補助金 ^{※6}	低所得者世帯等	<ul style="list-style-type: none"> 暖房（多くがガス・石油を利用）費用高騰を受け、その影響を大きく受けた低所得者世帯、シングルマザー世帯、年金受給世帯、奨学生を受給している学生等（計210万人程度）への一度きりの補助金を支給。支給額は下記。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人世帯：135ユーロ ✓ 二人世帯：175ユーロ（以降、一人増える毎に35ユーロ追加） ✓ 奨学生需給学生：115ユーロ

(参考) BRUEGEL. (<https://www.bruegel.org/publications/datasets/national-policies-to-shield-consumers-from-rising-energy-prices/>) (2022年2月15日アクセス)
※ 5 : The Local. (2022年2月15日). <https://www.thelocal.es/20220204/economic-housing-collaboration-call-for-national-energy-efficiency-targets-europe>

17

12

(参考) 第45回電力・ガス基本政策小委員会(2022年2月25日) 資料3-3より抜粋

(参考) 海外動向 フランス

料金や事業者の動向

卸電力市場の平均価格は下記のように推移。					
(kWh)	9月	10月	11月	12月	1月
フランス	17.5円	22.3円	28.0円	35.4円	27.3円
参考：日本	7.9円	12.1円	18.5円	17.3円	21.9円

※1 : ENTSO-E Transparency Platformのデータを参考に直換算エネルギー元作成。

- ・政府が対策を行わなかった場合に供給される電力規制料金は下記の上昇幅と予測されている^{*3}。

対消費者：税抜き + 44.5%、税込み + 35.4%

対事業者：税抜き+44.7%、税込み+35.9%

・家庭用年間平均ガス料金は2021年10月時点で前年同月比57%増との報道あり※4。

- ・フランス最大の電力会社であるEDFの株価は、12月から下がり続け、**2か月で40%程度下落**（Bloomberg）。
 - ・**EBITDAが130億ユーロ減少**するという報道もなされている。

※2 : REUTERS (2022年1月14日) (<https://www.reuters.com/business/energy/power-group-edfs-shares-slump-after-edf-drops-earnings-guidance-2022-01-14/>)

政府の対策※3

対策	対象	詳細
電気最終消費税（TICFE）の引き下げ	需要家	<ul style="list-style-type: none"> 電気最終消費税（TICFE）を95%引き下げ（約80億ユーロの税収減に相当）。
規制料金引き上げの制限※ ⁴	需要家	<ul style="list-style-type: none"> 上記の措置を踏まえ、電力規制料金の引き上げを4%に制限。 2021年10月のガス規制料金を12.6%引き上げた上で、2022年4月まで維持。なお、ガス規制料金は2022年4月以降、改めて見直し。
低所得者世帯向け補助金	低所得者世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月に低所得世帯約580万世帯に100ユーロの小切手を配布（約6億ユーロの支援に相当）。 2022年4月に追加で小切手を配布予定。
インフレ手当	月収2,000ユーロ未満の個人	<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月から2022年2月までの間に、仮に居住し、月収が2,000ユーロ未満の3,800万人に対して100ユーロのインフレ手当を支給（約38億ユーロの支援に相当）。 この支援は雇用主経由で従業員に支払われ、雇用主は社会保険の支払いを介して国から補填される。
電力販売融通	新規小売電気事業者、需要家	<ul style="list-style-type: none"> EDFが供給する原子力発電力量の一部を、比較的安価な規制価格（100TWhを42ユーロ/MWh）で新規小売電気事業者に販売する既存制度について、2022年の例外的かつ一時的な措置として、電力販売量を20TWh増加させる（増加分の価格は46.2/MWh）。 エネルギー規制委員会（CRE）の監視下で、この恩恵はすべての消費者等が受けられるようにする。
自動車関係の税控除 (参考)	自家用車利用の多い個人	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車利用がさわめて多い約250万人（必要経費控除を選択している所得課税世帯が対象）に対し、控除額を10%引き上げ。一人当たり約150ユーロの減税（約4億ユーロの税収減に相当）。

※3 : Ministère de la Transition écologiqueプレスリース (2022年1月31日) (<https://www.ecologie.gouv.fr/gouvernement-met-en-oeuvre-bloque-4-hausse-des-tarifs-reglementes-vente-de-l-lectricite-et-du-gaz>)

※4 : Connexion (<https://www.connexionfrance.com/Practical/Money/Gas-electricity-petrol-See-how-your-bills-are-rising-in-France>, <https://www.connexionfrance.com/French-news/France-introduces-price-protection-amid-gas-and-electricity-rises>)

e
18

13

2. カーボンニュートラルの実現に向けたガス制度整備 関係

14

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方

第6次エネルギー基本計画
(令和3年10月22日閣議決定)より
抜粋、一部加工

⑤ガス供給の在り方

(a) ガスのレジリエンス強化

(b) 天然ガスシフトと熱の脱炭素化

- ガス導管は風雨の影響を受けにくく、耐震性も備えており、自然災害時における供給途絶リスクは低く、早期復旧も見込まれる。停電対応型のガスコーチェネレーションはレジリエンス強化と省エネルギーに資する地域の分散型エネルギー・システムとしての普及拡大が期待される。加えて、最近では、遠隔での検針や閉閉栓等を実現するスマートメーターの検討、デジタル技術など新しい安全技術の活用による保安・レジリエンスの向上に向けた取組が進められている。
- 天然ガスは化石燃料の中でCO₂排出量が最も少ないため、燃料転換等によって熱需要の低炭素化に貢献できる。メタネーション等の技術が確立すれば、既存インフラや設備を利用可能な合成メタン等が天然ガスを代替できるようになるため、2050年に向けてコストを抑えつつより円滑な脱炭素化への移行が期待できる。
水素とCO₂から合成（メタネーション）された合成メタンは、都市ガス導管等の既存のインフラや設備を利用できる。他方、その実用化・低コスト化に向けては、メタネーションの設備大型化や高効率化などの技術開発を進めていく必要がある。また、一部の地域では水素を利用した電気と熱の供給に向けた取組が進められており、将来的に臨海部等の水素導管を整備した地域で水素供給を行うことなども考えられる。
- クレジットでカーボンオフセットされたLNGの導入や、CO₂の分離・回収及び再利用といったCCUS／カーボンリサイクルに関する技術開発も進められており、2030年には、既存インフラへ合成メタンを1%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化するとともに、2050年には合成メタンを90%注入し、その他の手段と合わせてガスのカーボンニュートラル化を目指す。
供給サイド・需要サイドの民間企業や政府など様々なステークホルダーが連携して取り組むことが重要であることから、メタネーション推進官民協議会において、技術開発や海外サプライチェーン構築の観点を含め、課題や対応の方向性について検討を進める。

15

(参考) 第3回 グリーン TRANSFORMATION 推進小委員会/2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会 合同会合(2022年2月14日) 資料2より抜粋

(参考) 2050年に向けた目標

- グリーン成長戦略 (2021年6月策定) や第6次エネルギー基本計画 (2021年10月閣議決定)において、ガスのカーボンニュートラル化達成に向けた目標を設定。
- 合成メタンを中心として、水素直接利用、クレジットでオフセットされたLNG、CCU／カーボンリサイクル等を推進することで、ガスのカーボンニュートラル化を目指すとともに、合成メタンの供給コストの低減を目指す。
- 日本ガス協会も同じ目標を掲げており、官民一体となって実現に取り組んでいく。



61

16

(参考) 第6回 経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会(2022年1月27日) 資料5より抜粋

2. ガス事業について (都市ガス) | (参考) 日欧米の取組の方向性

- ガス体エネルギーにおけるグリーン水素の利用という点では、日本は合成メタン中心に利用する計画である一方、欧州は水素を主としつつバイオガス・バイオメタンや合成メタンも利用する案を示している。
- 日欧米は、いずれもガスパイプライン等の既存のガスインフラの活用を指向しているが、欧州は電化により天然ガスの需要が今後減少する前提に立つ一方、日本は都市ガス分野において合成メタンの利用により一定の需要が維持される前提に立つ。

	日本	欧州	米国
水素利用の形態	・合成メタン ・水素直接利用 ※個別地域における混合利用は排除していない。	・水素混合 ・水素の直接利用 ・合成メタン	＜輸送・貯蔵＞ ・既存の天然ガス・都市ガスのパイプライン等を用いた水素又は水素混合物の輸送・貯蔵。
その他のガス	・バイオガスの利用 ・オフセットした天然ガスの利用	・バイオガス、バイオメタンの利用 ・CCUSと天然ガスの利用	＜利用＞ ・産業：CO ₂ とクリーン水素を反応させた、メタノールや再生可能天然ガスのような汎用性が高いネット・ゼロ・カーボン燃料のオプションを提供するe-fuel製造。
内訳	2050年 ●合成メタン：90% ●水素直接利用：5% ●バイオガス： ●オフセットした天然ガス： ●CCUSと天然ガス ●その他：] 5%	2050年のエネルギー・ミックスにおけるガス体エネルギーの割合20%。 ●再生可能・低炭素ガス：2/3 〔・水素 ・バイオガス、バイオメタン ・合成メタン ●CCUSと天然ガス：1/3	・コジェネ等定置型発電設備：水素直接利用、天然ガスへの水素混合(既存インフラ・機器への適合性評価、高い水素混合割合(最大100%)に対応するパートナー開発等が必要)
出典	グリーン成長戦略	Hydrogen and Gas markets Decarbonisation Package (Combined Evaluation Roadmap/Inception Impact Assessment) Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on common rules for the internal markets in renewable and natural gases and in hydrogen Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the internal markets for renewable and natural gases and for hydrogen (recast)	Department of Energy Hydrogen Program Plan

21

17

(参考) 第6回 経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会
(2022年1月27日) 資料5より抜粋

2. ガス事業について（都市ガス） | （参考）メタネーション推進官民協議会

- 合成メタンの社会実装に向けては、技術開発に加えて、水素コストが相対的に安価な海外で生成した合成メタンを国内に輸送するといったサプライチェーンの構築や、カーボンニュートラルに資する方向でのCO2のカウントの検討などが必要。
- これらの課題への取組を推進するため、2021年6月、供給側・需要側の民間企業や政府など関係する様々なステークホルダーが連携して取り組むメタネーション推進官民協議会を設置。官民が一体となって取組を推進していく。

メンバー

供給側：ガス（日本ガス協会、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、INPEX）、電力（東京電力、JERA、関西電力）
エンジニアリング（IHI、日立造船、日揮、千代田化工、三菱重工業）
需要側：鉄（日本製鉄、JFEスチール）、自動車（デンソー、アイシン）、セメント（三菱マテリアル）
サプライチェーン：船（商船三井、日本郵船）、商社（住友商事、三菱商事、シェルジャパン）
研究機関：日本エネルギー経済研究所、CCR研究会/産業技術総合研究所、NEDO
金融：日本政策投資銀行、JOGMEC
学識者：山内弘隆（一橋大学名誉教授）、秋元圭吾（RITE主席研究員）、橘川武郎（国際大学副学長）
※いずれも総合エネ調基本政策分科会委員
政府：経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

30

18

(参考) 第1回 グリーン TRANSFORMER メンバー会議/2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会 合同会合（2021年12月16日）資料2より抜粋

（参考）水素分野における戦略等の策定状況について

- 日本は世界で初めての水素基本戦略を2017年12月に策定。近年は、水素を脱炭素化に必要不可欠なエネルギー源と位置づけ、多くの国・地域が水素関連の取組を強化。日本がこの分野を今後もリードするためには、より一層取組を強化する必要。
- 昨年10月の菅総理のCN宣言を受け、昨年末策定したグリーン成長戦略でも重点分野の一つに位置付け。需給一体での取組により、導入量の拡大と供給コストの低減を目指す。

国内外の情勢変化等について

2017年12月
水素基本戦略策定

2019～2020年
各国水素戦略策定
及び、経済対策で
水素に注力

2020年10月
菅総理(当時)による
2050年CN宣言

2020年12月
グリーン成長戦略策定
(水素の位置付け)

2021年～
第6次エネ基の策定、
水素基本戦略見直し等
を見据えた検討（継続中）

グリーン成長戦略における量及びコストの目標

□ 年間導入量：発電・産業・運輸などの分野で幅広く利用

現在（約200万t） → 2030年（最大300万t） → 2050年（2000万t程度）

□ コスト：長期的には化石燃料と同等程度の水準を実現

現在（100円/Nm3） → 2030年（30円/Nm3） → 2050年（20円/Nm3以下）

54

19

(参考) 第6回 経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会
(2022年1月27日) 資料5より抜粋

2. ガス事業について（共通） | 水素の直接利用（水素供給の事例）

- 一部の地域において、水素を利用した電気・熱の供給に向けた取組が進められている。
- 将来的に、水素導管を整備した地域で水素供給を行うことなどを通じて、民生部門の脱炭素化に貢献することも考えられる。

神戸ポートアイランドでの実証事業

- 水素コーディネーションシステムにより、世界で初めて、市街地で水素のみの発電によって、電気と熱を近隣の公共施設に供給（2018年4月～）。



出典：2020年10月6日 第2回2050年に向いたガス事業の在り方研究会 資料6 (JGC工業株式会社説明資料)

東京オリンピック選手村街区への供給

- 東京2020大会後の選手村街区予定地で、水素パイプラインを整備。
- 各街区の住宅棟、商業棟に純水素燃料電池を設置し、供給される水素により発電を行う予定。

<東京2020大会後の選手村>

※東京都「東京2020大会後の選手村におけるまちづくりの整備計画」より抜粋



出典：2020年10月6日 第2回2050年に向いたガス事業の在り方研究会 資料8 (東京ガス株式会社説明資料)

52

(参考) 第13回ガス事業制度検討WG（2020年7月10日）資料7より抜粋

非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準の概要

- ガス事業者（注1）は、平成30年（2018年）において、その供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガス（余剰バイオガス注2）の80%以上を利用することが目標とされている。
- 平成31年（2019年）以降の目標が定められていないため、今後の目標をどのように設定するかが論点となる。

判断基準の概要

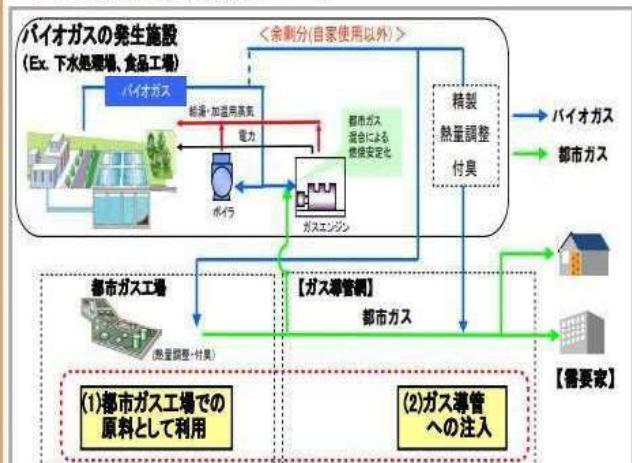
<利用目標>

ガス事業者は、平成30年において、（一般ガス導管事業者等の）供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上を利用することを目標とする。

<実施方法に関する事項>

- ガス事業者は、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を定期的に行う。
- ガス事業者は、上記の調査結果を踏まえ技術的評価並びに経済性及び環境性を評価し、その利用可能性を検証する。
- ガス事業者は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件等の条件を定め、公表する。
- ガス事業者は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量・性状等に係る分析手法の確立に取り組む。

バイオガスの利用イメージ



(注1) 「ガス事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に規定するガス小売事業者又は同条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。
(注2) ガス事業者の受入条件に合致しないバイオガスや、発電事業などの他の用途に利用されるバイオガスについては、余剰バイオガスではないとの整理。

2

21

(参考) 第13回ガス事業制度検討WG (2020年7月10日) 資料7より抜粋

バイオガス利用目標にかかる事業者の取組状況

- 供給高度化法に基づき利用目標達成のための計画を提出した事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）のうち、**大阪ガス、東邦ガスは、供給区域内等におけるバイオガスを平成30年実績で80%以上利用し、目標を達成している。**
- 東京ガスは、①同社供給区域内においてバイオガスを用いて発電事業を営む会社が新設されたこと、②同社にバイオガスの受け渡しを行う施設において、ガスの成分分析に用いるヘリウム（He）が、その調達価格の上昇及び調達可能量の減少により調達困難になったこと、から利用を想定していたバイオガスが減少。
- 上記の事情を考慮すれば、**効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上を利用する**という目標は達成済。

【取組対象事業者のバイオガス利用実績】

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①平成30年バイオガス利用目標※1	65万m ³ /年	110万m ³ /年	7.0万m ³ /年
②利用を想定していたバイオガスの減少要因及び減少量	競合施設の稼働開始:約15万m ³ ※2 He調達可能量の減少:約10万m ³	-	-
③ (①-②)	40万m ³ /年	110万m ³ /年	7.0万m ³ /年
④平成30年バイオガス利用量	33万m ³ /年	107万m ³ /年	6.5万m ³ /年
⑤平成30年バイオガス利用率 (④÷③×100)	82.5%	97.3%	92.8%

※1 各社バイオガスの利用可能見込量の100%に相当する量をバイオガスの利用目標として設定

※2 2018年8月、東京ガス供給区域内に食品廃棄物からバイオガスを発生させて発電を行つリサイクル発電施設が完成。

その結果、東京ガスにバイオガスの受け渡しを行う施設において、バイオガスの発生源である食品廃棄物の搬入量が減少したため、東京ガスが利用可能なバイオガス量が減少

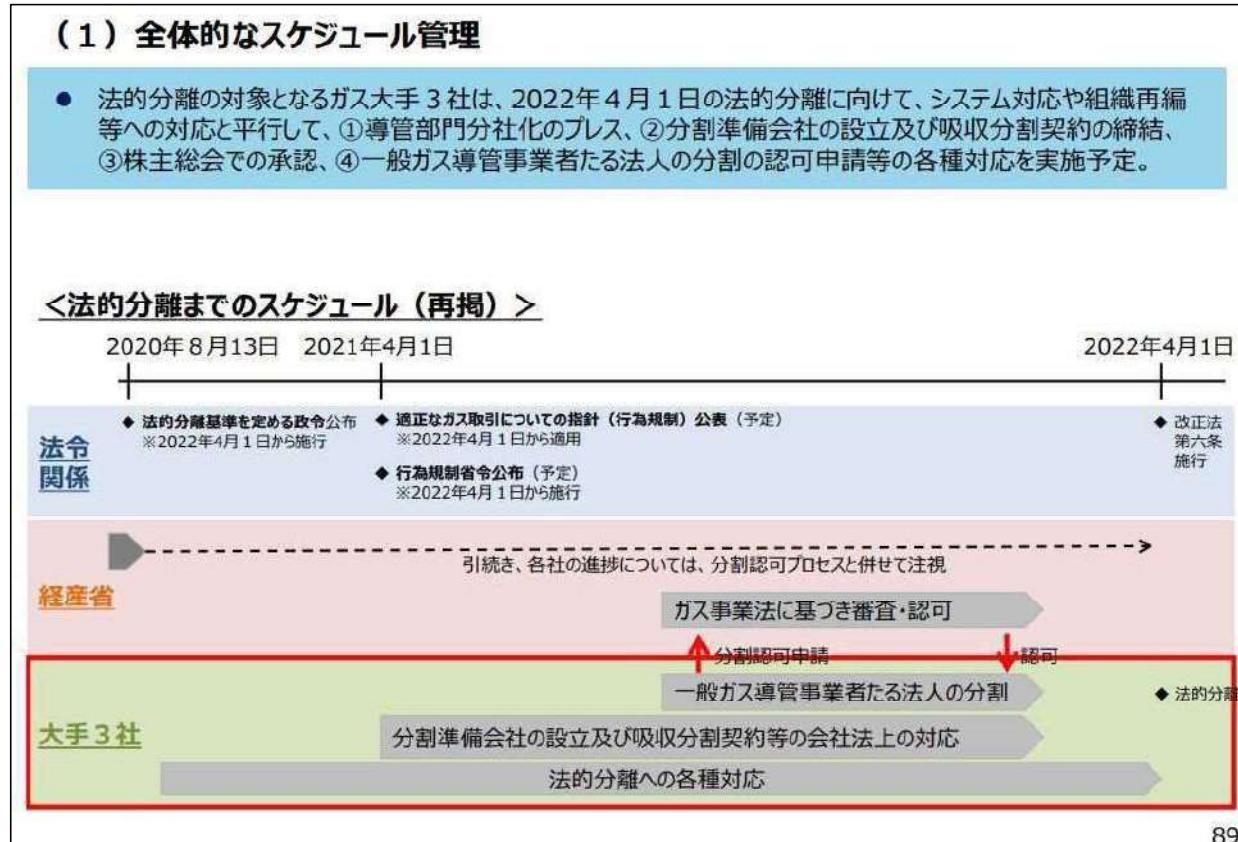
3

22

3. 大手三社の導管部門の法的分離等による環境変化 関係

23

(参考) 第18回ガス事業制度検討WG (2021年6月1日) 資料5-1より抜粋



89

24

(参考) 分割準備会社に関する各社プレスリリース

	東京ガスネットワーク株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社	東邦ガスネットワーク株式会社
商号	東京ガスネットワーク株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社	東邦ガスネットワーク株式会社
所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号	大阪市中央区平野町4丁目1番2号	名古屋市熱田区桜田町19番18号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野畠 邦夫	代表取締役社長 中村 剛	代表取締役社長 伊藤 克彦
事業内容	ガス導管事業 等	一般ガス導管事業 等	一般ガス導管事業 等
資本金（予定）※	10,000百万円	6,000百万円	3,000百万円
設立年月日	2021年4月1日	2021年4月1日	2021年4月1日
決算期	3月31日	3月31日	3月31日
大株主および持ち株比率	東京瓦斯株式会社 100%	大阪ガス株式会社 100%	東邦ガス株式会社 100%
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社100%出資の子会社として設立予定	当社100%出資の子会社として設立予定
	人的関係	当社より取締役を派遣予定	当社より取締役を派遣予定
	取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係なし	営業を開始していないため、当社との取引関係なし

<分割する事業部門の概要>※

分割対象事業の売上高	83,678百万円（2021年3月期実績）	52,284百万円（2020年3月期実績）	21,152百万円（2021年3月期）
分割する資産（2021年3月31日現在）	固定資産	641,808百万円	327,898百万円（2021年3月31日現在）
	流動資産	41,477百万円	49,149百万円（2021年3月31日現在）
	合計	683,285百万円	377,048百万円（2021年3月31日現在）
分割する負債（2021年3月31日現在）	固定負債	3,132百万円	10,105百万円
	流動負債	48,625百万円	31,116百万円
	合計	51,757百万円	42,222百万円

出典：各社HPより作成
※2021年3月の各社発表資料より作成 25

4. ガス小売競争の活性化 関係

自由化後的小売事業者の登録状況①

第44回電力・ガス基本政策小委員会（2022年1月25日）資料3-1より抜粋、一部加工

- ガス事業法に基づく「ガス小売事業」として95者が登録されている。このうち、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、40者。（2022年1月25日時点）

電気事業者（7者）

- 東北電力
- 東京電力エナジーパートナー ※1
- 中部電力マイライズ ※1
- 関西電力 ※1
- 四国電力
- 九州電力 ※1
- 北海道電力 ※1

旧一般ガス事業者（8者）

- | | |
|----------|------------|
| 東京ガス ※1 | 西部ガス佐世保 ※1 |
| 日本ガス ※1 | 西部ガス長崎 ※1 |
| 東彩ガス ※1 | 西部ガス熊本 ※1 |
| 東日本ガス ※1 | |
| 北日本ガス ※1 | |

L Pガス事業者（23者）

- 河原実業 ※1
- レモンガス ※1
- サイサン ※1
- イワタニ長野
- 赤間商会
- ガスパル ※1
- クリーンガス金沢
- 有限会社ファミリーガス
- 有限会社神崎がス工業
- エネックス ※1
- 三ツ輪商会
- 藤森プロパン商会
- 日東エネルギー ※1
- 九石プロパンガス
- 宮崎商事
- いちたかガスワン ※1
- 丸新
- エルピオ ※1
- 有限会社久富商店

旧大口ガス事業者※2（20者）

- 朝日ガスエナジー
- 岩谷産業
- 三菱ケミカル
- チツゲン
- 仙台プロパン
- ネクストエネルギー
- 上越エネルギーサービス
- 東京ガスエンジニアリングソリューションズ
- 北陸天然瓦斯興業
- 合同資源
- 鈴与商事
- 鈴興
- 富山グリーンフードリサイクル
- 甲賀エナジー
- 近畿エア・ウォーター
- 小倉興産エネルギー
- 熊本みらいエル・エヌ・ジー
- 日本製鉄
- プロガレッジエナジー
- りゅうせき ※1

旧ガス導管事業者※3（9者）

- ENEOS ※1
- 石油資源開発
- INPEX
- 三愛石油
- 南遠州パイプライン
- エア・ウォーター
- 東北天然ガス
- エネロップ
- 筑後ガス圧送

その他の事業者（28者）

- 日本ファシリティー・ソリューション
- 豊富町
- ・アミリーネット・ジャパン ※1
- イーレックス ※1
- 中央電力 ※1
- CDエナジータイラクト ※1
- 関電エネルギー・ソリューション
- Pint ※1
- エビット・コミュニケーションズ ※1
- アストマックス ※1
- イーエムアイ ※1
- CSエナジーサービス
- ひわ湖ブレークナー ※1
- 島原Gエナジー ※1
- ひむかエルエヌジー
- アースインフィニティ ※1
- JERA
- テブコカスタマーサービス
- グローバルエンジニアリング ※1
- T&Tエナジー ※1
- 東京エナジーアライアンス ※1
- ミツワコグリーンエネルギー ※1
- 伊藤忠エネクス
- エコログ

(注1) 旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしがス小売事業者は除く。
(注2) 事業譲渡の場合は除く。

※1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）

※2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万m³以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者

※3 旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者

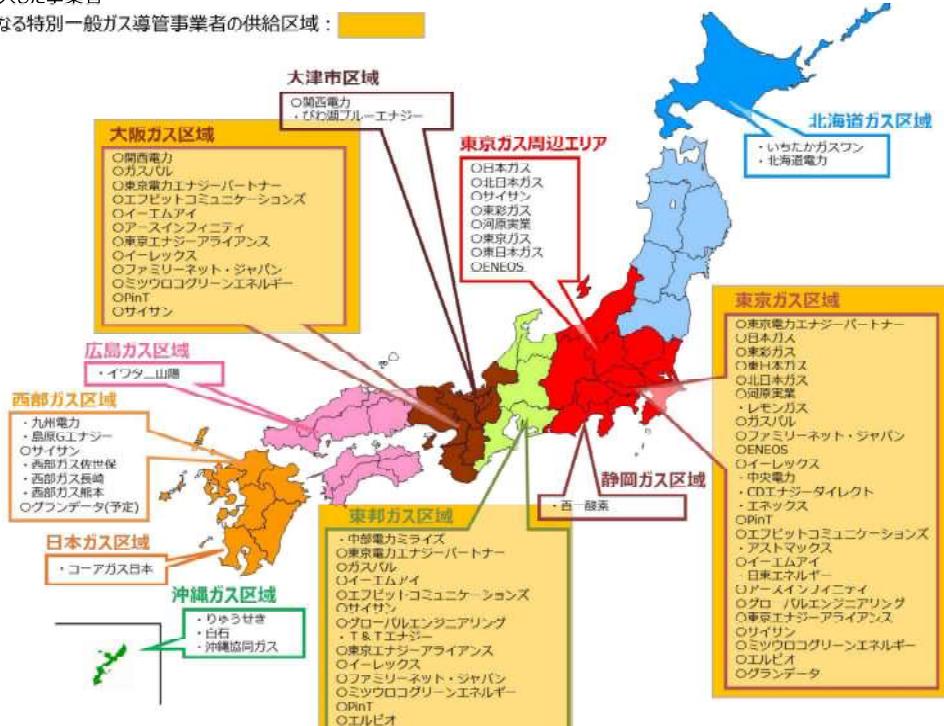
自由化後的小売事業者の登録状況②

第44回電力・ガス基本政策小委員会（2022年1月25日）
資料3-1より抜粋、一部加工

- 一般家庭への供給（予定を含む）を行っている新規参入者は、以下のとおり。（2022年1月25日時点）

（注）○は複数地域に参入した事業者

法的分離の対象となる特別一般ガス導管事業者の供給区域：

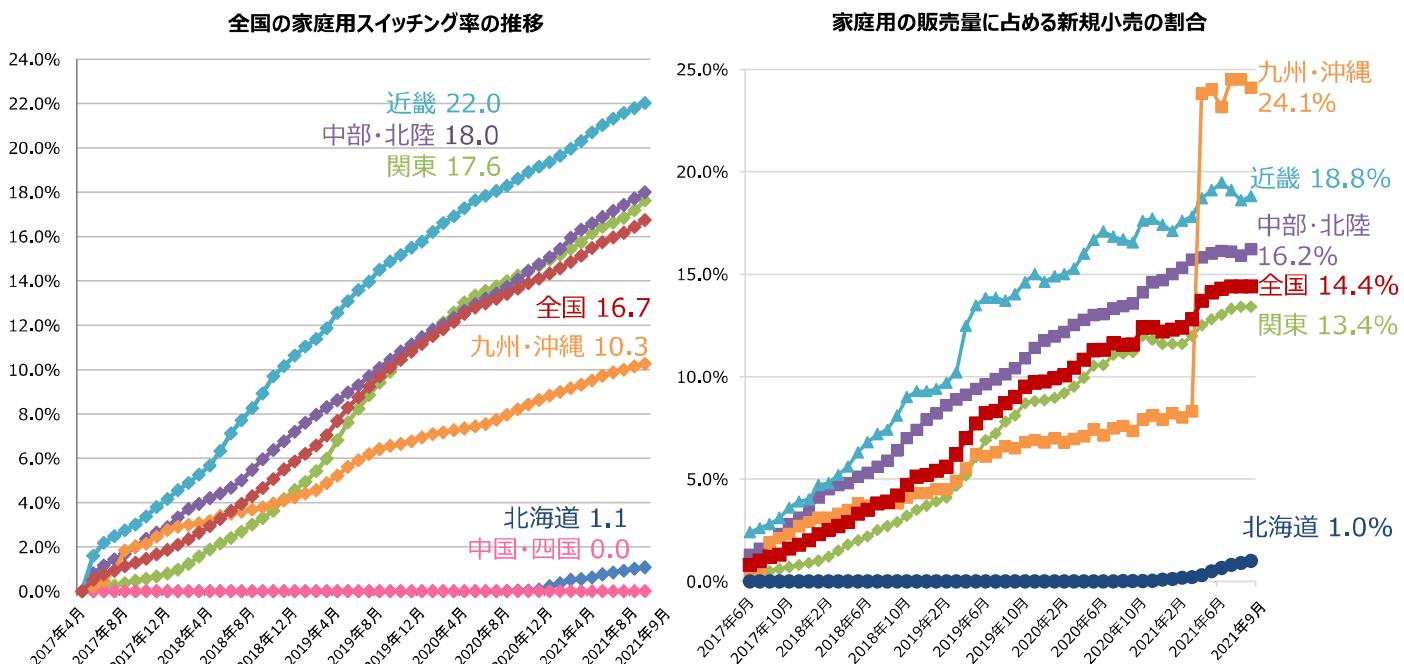


28

他社スイッチング・家庭用販売量における新規小売の状況

第44回電力・ガス基本政策小委員会（2022年1月25日）
資料3-1より抜粋、一部加工

- 小売全面自由化後、家庭用では他社への契約変更が増加。（総数は約427万件）。
- 家庭用の販売量における新規小売の割合も増加。



（出所）電力・ガス取引監視等委員会 「ガス取引報」より作成

29

代理取次の参入について

- 需要家との接点を持つ大手通信会社等が、電気・ガス小売事業者の代理等として、事業参入する事例あり。

<大手通信会社>

- ・KDDI（東電EPの代理）
- ・ソフトバンク（東電EPの代理）
- ・楽天モバイル※（東京ガス、東邦ガス、関西電力の取次）

<その他>

- ・東急パワーサプライ（CDエナジーディレクトの取次）
- ・USEN（東電EPの取次）
- ・J：COM（東京ガスの取次）等

**家庭向けのガス料金プラン
「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」を販売開始**

ソフトバンクガスは、東京ガス、東邦ガス、関西電力の各社と提携して、ガス料金を販売する新規事業を開始。最初の一ヶ月間は、通常料金よりも約8%おトクな料金で供給される。また、スマートフォンやタブレットなどの回線料金も、通常料金よりも約55円/月割引となる。

ガス代がおトク
東京ガス一般料金と比べて
最初の1年間ずっと
約8%おトク!

でんき代もさらにおトク
おうちでんきのでんき代が
ガスとセットで
さらに安くなる!

スマホやタブレットなど1回線につき **110円/月割引(2年間)**
3年目以降も **55円/月割引**

2021年6月版

■ 東急でんき&ガス、2018年7月1日から申し込み受付開始 おトクなガスの料金と、豊富な対応メニューに加え、東急旅泊旅、近隣エリアのさまざまな生活サービスと連携した加入者特典をご用意

東急ガス 東急パワーサプライ

東急ガスが運営する「東急ガス」(以下、東急ガスパワーサプライ)は、東急でんきでんき専門会社「東急でんき」(以下、東急でんき)の運営会社として運営を行っています。

東急ガスパワーサプライは、東急でんきの運営会社として、東急ガスグループに属する東急ガス、東急旅泊旅、近隣エリアのさまざまな生活サービスと連携した加入者特典をご用意しています。

東急ガスパワーサプライは、東急でんきと同様、エネルギーと一緒に、「おうちでんき」という名前で、東急ガスグループに属する東急ガス、東急旅泊旅、近隣エリアのさまざまな生活サービスと連携した加入者特典をご用意しています。

東急ガスパワーサプライは、東急でんきと同様、エネルギーと一緒に、「おうちでんき」という名前で、東急ガスグループに属する東急ガス、東急旅泊旅、近隣エリアのさまざまな生活サービスと連携した加入者特典をご用意しています。

東急でんき&ガスは、東急でんきが新しいご家庭も、多い月を少ない月も、エネルギー料金がおトクになります。

モデルケース 4人家族の場合

年間	ガス料金	電気料金	合計料金
ガス料金	45円/月使用 年間料金:8,100円	電気料金	137,160円
電気料金	従量電灯B-50A 400kWh/月 月平均11,400円	ガス料金	133,300円

料金は、ご家庭の実際の消費量によって異なります。料金は税込です。

※都市ガス事業は楽天エナジーが実施

各社HPリリースより

30

(参考) 第18回ガス事業制度検討WG (2021年6月1日) 資料6より抜粋

(参考) スタートアップ卸の概要

- ガスシステム改革の目的に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するため、2020年度より都市ガス卸供給を促進する「スタートアップ卸」を導入。

取組概要

【対象区域】

- 第1G及び第2Gの旧一般ガス事業者（※）の供給区域

【卸元事業者】

- 第1G及び第2G旧一般ガス事業者（※）

【利用事業者】

- 対象区域においてガス小売事業に新規参入しようとする又は参入した事業者（ガス発生設備を有する事業者等一定条件の事業者を除く。）

【卸供給の形態】

- ワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給

【卸価格の設定】

- 需要場所毎に供給量と時間流量の情報に基づき適用される、当該卸元事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定経費を控除して算定した価格を上限卸価格とし、卸元事業者と利用事業者が個別に卸売価格を交渉

【利用上限量】

- 第1Gの供給区域:100万m³/年、第2Gの供給区域:50万m³/年

【需要家情報の管理】

- 需要家情報の共有は慎重に対応し、合理的に真に必要な情報を共有する場合であっても小売業務用から分離された卸業務専用のシステムアカウント等を用いる等の措置が必要

【上限卸価格設定のイメージ】

The diagram shows the relationship between the upper limit price and the actual supply price. It consists of two vertical bars: a blue bar labeled "上限卸価格" (Upper Limit Price) at the top and a grey bar labeled "小売料金" (Retail Price) at the bottom. Between them is a red box containing "家庭向け営業に携わる職員の労務費、閉鎖柱費、消費機器保安費、検針票投函・集金費、広告宣伝費" (Fees for staff involved in household business, such as labor costs, closure fees, consumption equipment security fees, meter reading and collection fees, advertising and promotional fees). An arrow labeled "控除" (Subtraction) points from this red box towards the bottom of the blue bar.

(※) 1G: 東京ガス、大阪ガス、東邦ガス

2G: 西部ガス、北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、日本ガス

小売料金

上限卸価格

6

31

5. 地域エネルギー供給等の主役たる地方ガス事業者 関係

32

(参考) 2050年に向けたガス事業の在り方研究会 中間とりまとめ（2021年4月5日）より抜粋

地域課題解決に資するガス事業者の役割

地域課題解決に資するガス事業者の役割

- 人口減少・少子高齢化の時代において、地方における地域社会の担い手が減少し、地域経済が縮小している。また、地域の魅力・活力が損なわれ、生活サービスの維持が困難になるおそれがある。
- ガス事業者は、ほとんどが地域に根ざしており、安定供給の実績と着実な保安の実施により地域での高い信頼を得ている。ガス供給のみならず、電力等も含め地域の需要家が必要とするエネルギーやサービスを提供するとともに、脱炭素化やまちづくりといったその地域の様々な社会課題に自治体や地域企業と一体となって取り組み、地方創生やSDGs(持続可能な開発目標)に貢献することが期待される。
- また、分散型エネルギーシステムの中で、デジタル技術を活用しつつ、再生可能エネルギーの余剰電力から水素や合成メタンを製造し、電力を貯蔵・活用する(Power to Gas, PtoG)とともに、ガスコーチェネレーションによる発電（+熱の利用）もする(Gas to Power, GtoP)ことにより、再生可能エネルギーの平時の課題（出力変動、出力制御）を解決し、非常時の課題（需給逼迫、停電）にも備えることができる。このため、再生可能エネルギーの主力電源化の進展に合わせて、分散型エネルギーシステムの中で、電気・ガスのデータ連携によりPtoGとGtoPを適切に行い需給の最適化を図りながら、電気とガスの融合（セクターカップリング）を目指すことが、我が国の更なるレジリエンス強化に資する。この実現に向けて、地方ガス事業者は大きなポテンシャルを有していると考えられる。
- このような取組、あるいは水素やバイオガス等地域資源を活用した脱炭素化に資する取組を通じて、地方における脱炭素化の担い手となることが期待される。
- これらの期待に応えることにより、結果として各事業者の経営基盤の強化に資するとともに、地方における脱炭素化を進めるためのエネルギー供給者としての役割を果たすことができると考えられる。

33

(参考) 2050年に向けたガス事業の在り方研究会 中間とりまとめ（2021年4月5日）より抜粋

都市ガス事業者向けアンケート結果まとめ

- 都市ガス事業者向けアンケート結果を踏まえれば、以下のようにまとめられる。
 - 都市ガス事業だけでなくLP事業や電力事業(小売)などにも取り組んでおり、需要家の求めるエネルギー・サービスを提供する事業者としての素地はある。
 - 他方、これらを拡大するための課題は、人材確保、体制整備、知識・ノウハウ等と認識されているが、デジタル技術の活用、同業種・他業種との連携は十分ではない。
 - 地域のSDGsへの取組は低い割合にとどまっているところ、地域社会の課題解決に貢献する観点から取組が必要。

アンケート結果ポイント

- 多くの都市ガス事業者は人口減少・少子高齢化は脅威だと捉えている。
- 自社でLP事業、電気事業(小売)、リフォーム事業といった事業の多角化を行っている都市ガス事業者が多い。事業の多角化に当たっては、人材の確保・育成、社内体制の整備、新事業経営の知識・ノウハウが課題だと感じている。
- 半数の都市ガス事業者がデジタル技術を活用しているが、タブレット端末やスマートフォンによる業務支援としての活用が多く、それ以外の活用は多くない。また、デジタル技術活用の課題は、人材不足、導入費用と認識されている。
- 多くの都市ガス事業者は同業種・異業種との連携は進んでいない。
- 多くの都市ガス事業者は自治体とまちおこしイベント等で連携している。SDGsに取り組んでいる都市ガス事業者は少ない。

34

(参考) 2050年に向けたガス事業の在り方研究会 中間とりまとめ（2021年4月5日）より抜粋

ガスの役割を果たすための取組（7/7）

役割	手段	主な課題	2050年を見据えた対応の方向性	2030年に向けた具体的な取組
地域課題解決に資するガス事業者の役割	地域における脱炭素化・低炭素化	<ul style="list-style-type: none">● 地域資源を活用した地域の脱炭素化（エネルギーの产地消）● 脱炭素化技術の地方展開● 地域におけるセクターカップリングの推進● トランジションにおける地域の熱需要のCO2削減	<ul style="list-style-type: none">● (民)自治体・民間事業者等との連携の推進、地域資源(水素、バイオガス)の可能性の把握を踏まえた活用の推進● (民)大手ガス事業者や日本ガス協会による脱炭素技術の地方展開の推進● (官民)地域での再エネ主力電源化に伴うセクターカップリングの促進● (官民)石炭・石油等から天然ガスへの燃料転換の推進	<ul style="list-style-type: none">● (民)ガス事業者自らの主体的な取組の推進（再エネ・水素等の積極的な取組）、日本ガス協会等による積極的な支援（地域におけるボテンシャル可能性調査等の実施）、同業種・他業種・金融・自治体との連携● (官民)石炭・石油等から天然ガスへの燃料転換の推進、高効率ガスコジェネ等導入支援
	ガス事業者の経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none">● 電気・ガスの両事業に取り組むなど経営の多角化● デジタル技術の活用● 同業種・他業種・金融・自治体等ステークホルダーとの連携● 地域社会の課題解決への貢献	<ul style="list-style-type: none">● (民)電気・ガスの両事業に取り組むことで地域に貢献するなど経営の多角化の促進● (民)デジタル技術活用の促進● (民)同業種・他業種・金融・自治体等ステークホルダーとの連携の促進● (民)地域社会の課題解決に関する取組への参画	<ul style="list-style-type: none">● (民)ガス事業者自らの主体的な取組の推進<ul style="list-style-type: none">➢ 電気・LPガスや関連サービスなど経営多角化の推進➢ 業務効率化や新サービス創出に資するデジタル技術の活用➢ 同業種・他業種との連携➢ 脱炭素化やまちづくりといった地域社会の課題解決に関する自治体・金融等との連携● (官民)日本ガス協会・経済産業局等による積極的な支援（地方自治体との連携など成功事例の横展開、伴走型支援等）

35

第45回 電力・ガス基本政策小委員会 (2022年2月25日) における委員の発言

36

2月25日の電力・ガス基本政策小委員会における委員コメント①

1. 「国際的なLNGを取り巻く情勢の変化への対応」関係

- 国際的なLNGの安価で安定な供給への懸念が大きくなるところ、エネルギーセキュリティの観点から、調達先の多角化や上流開発の強化などの取組を進めるべき。

2. 「カーボンニュートラルの実現に向けたガス制度整備」関係

- 都市ガス事業は、短期的には低炭素化に資するが中長期的な視点に立つと環境変化が求められる産業。安定供給と健全な発展を両立するためにはメタネーションを推進すべきであり、C O₂カウントのルールなどの制度を整備し脱炭素化への貢献を明確にすべき。
- 都市ガス事業は、トランジション期においては広がりが見える一方でCO₂排出削減は必須の命題。明確な計測方法や法制度の整備が必要で、事業者が安心して取り組める枠組みを整理するべき。
- エネルギー消費の約4分の3を占めるのは化石燃料などの熱エネルギーであり、トランジションに貢献するエネルギーとして、都市ガスの低廉化・安定供給・脱炭素化に向けた対応は重要。
- 各種の主要な戦略にもガス分野の脱炭素化する手段として水素やメタネーションの活用が位置付けられている。高度化法・省エネ法・温対法などの国内制度や国際ルールへの合成メタンの位置付けの明確化をはじめ、事業の予見性確保や技術の早期実現・拡大に繋がる制度検討が必要。

37

2月25日の電力・ガス基本政策小委員会における委員コメント②

3. 「大手三社の導管部門の法的分離等による環境変化」関係

- ガス供給ネットワークは安定供給や災害時のレジリエンスの観点で重要な役割を担ってきた社会資本である。今後カーボンニュートラルに向けて必要なコストを社会全体でどう負担するべきか議論する必要がある。

5. 「地域エネルギー供給等の主役たる地方ガス事業者」関係

- 電気事業と比較し規模が小さく地域エネルギーとして地域密着型で事業を行うことが多い。自治体と連携し地方創生に貢献する好事例を参考にしながらガス事業の在り方を検討すべき。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第20回）審議概要

1. 日 時 2022年4月26日（月） 10:00～12:00

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者＜委員＞

山内座長、大石委員、男澤委員、橋川委員、木山委員、草薙委員、小林委員、
鈴木委員、橋本委員、二村委員、又吉委員、松村委員

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長

山本 剛 株式会社 I N P E X 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画ユニット
ジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 常務執行役員、コーポレートコミュニケーション室担当、経営企画部担当

早川 光毅 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

富士元 宏明 E N E O S 株式会社 リソシーズ＆パワーカンパニー ガス事業部長

＜経済産業省＞

野田ガス市場整備室長、他

4. 議事次第

（1）ガス小売競争の活性化について

（2）ガスのカーボンニュートラルの取組について

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題1 <家庭用小売参入の状況と旧一般電気事業者のガス事業への参入状況>

- 前回会議での委員から、電力事業者のガス事業への参入がポイントであると意見があり、自由化後的小売事業者の登録状況および、家庭用における新規小売りの動向、エリア別のガスの調達・取引の競争環境・旧一般電気事業者の卸売参入状況について資料に基づき説明した。都市ガスの1G・2Gのうち大手ガス4社エリアでは、東京・関西・中部・九州の旧一電の事業者は導管接続しており、導管による卸売、家庭用小売へ参入している。北ガス管内では北電が家庭用に参入しているものの、他の4社（仙台・静岡・広島・日本）では旧一電の参入されていない。

議題2 <スタートアップ（S U）卸のフォローアップ>

- 2021年度のS U卸の相談件数は14件（前年88件）、前年度からの交渉中の22件と2021年度の問合せ件数の14件をプラスした36件中8件が契約締結した件数となる。
- 昨年のガスWGにおいて、可能な限りS U卸を担当する部門は小売部門から独立させることができ望ましいとの議論を踏まえ、S U卸を担当部署が小売部門に設置されていた4社（東邦・北海道・広島・日本）が、小売部門と切り離して設置となった。

委員から

- 前にも話したが、4エリアにおいてはガス会社が電気に参入していないケースがあり、

その忖度返しで電気事業者もガスに参入していないケースがある。根本的にガス事業者が電気に参入することが大事だ。

議題3 <媒介・代理・取次の状況>

- ガス事業法は、ガス小売事業者ではない者による、小売供給契約の締結の「媒介・取次・代理」を行うことを許容している。ただし、「媒介・取次・代理」業者は供給条件説明、書面交付義務を負うものの、いずれの場合も、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス事業者となる。
- 「取次」は、自己の名をもって小売供給契約を引き受ける行為であり、取次事業者が需要家の小売供給契約の相手方となる点で、媒介、代理と異なる。すなわち、ガス小売供給はガス小売事業者から行われるが、需要家の契約の相手方でありガス料金の支払先は取次事業者となる。このため、ガスの小売営業に関する指針において、ガス小売事業者と取次業者との間の取次契約の解除等によって需要家が不利益を受けないよう、ガス小売事業者に対し、十分な需要家保護をとることを求めている。
- 「代理」については、「電気の経過措置料金に関する専門家会合とりまとめ」において、みなし小売電気事業者の代理事業者は、みなし小売事業者のために行動する立場であることから、みなし小売電気事業者から独立した競争事業者と捉えることは、原則として困難と整理している。
- 「媒介・取次・代理」の状況について、小売事業競争の活性化、需要家の利益・選択肢の観点から、どのように評価すべきか。今後、小売事業競争の活性化、需要家の利益・選択肢の観点から、「媒介・取次・代理」の状況について、どのようにフォローアップすることが適当か議論いただきたい。

オブザーバーから

- 日本ガス協会・東京電力エナジーパートナーから、各々「媒介・取次・代理」の状況について、資料に基づき説明があった。

委員から

- 「取次」とか「代理」とかが、競争圧力や競争活性化に関して、過度に評価しないように。

新規参入者が、取次ぎや代理をしているということは、それは新規参入者が直接参入した、それに供給しているというのと同じぐらいが競争圧力だと思うが、既存事業者のしているというだけだとすると、その競争圧力として効果は無いか、極めて限定的だ。新規参入者が入っているというのと同じように、これが入っているから競争が活性化していると誤認しないよう、今日の発言でもまだ誤認があるのでないか。もしそんな認識でいろいろな制度は決められていくことがあると、後の世代の人が見たときに、議論の結果として制度ができてきたのかということを疑わせるようなことがあるのではないか。本当にレベルの高いワーキングで議論になっていたのかということを疑われかねない。

競争圧力という観点からすれば、他のものと足し合わせてこのシェアっていうのは大きいかから十分な競争だと誤認されないよう、もう一度頭に入れておくべきだと思う。

- いつもいるメンバーでない新しい事業者、活発に動いているLPガスのサイサンや、第2Gの北ガス、それに対する北電、こういう会社の競争戦略はどうあるのか、このワーキングで聞きたいと思っている。

議題4 <合成メタンに関する最近の取り組みと今後の方向性>

- 2050年のカーボンニュートラルに向けた今の政府の基本的な計画では、第6次のエネルギー基本計画が昨年閣議決定され、都市ガス分野において2050年に合成メタン90%導入していくというような目標を立っている。また、2030年に1%の合成メタンを注入を目指に掲げている。
- メタネーションを進めるにあたって、「メタネーション推進官民協議会」を立ち上げ、国内のメタネーションと海外のメタネーションと検討すべき課題と論点が異なるため、分けて議論を深めていく体制をこの4月から始めた。具体的に協議会でどのようなことを議論していくかは、2030年に向けたアクションプランを策定した。技術開発に並んでビジネスでの検討を国内、海外に分けて議論していく。Co2の排出に関するルールつくりもすすめていく必要もある。

委員から

- メタネーションの協議会が他に比べ非常に進んでいる。しかし、カーボンリサイクルフェーズを行っているのがメタネーションしかないのが問題である。また、電力は全体的に電化が進むと思っており危機感があまり無い。唯一、石油火力のみである。エコシステムとしてカーボンリサイクルフェーズの仲間をふやしていかなければならないという問題意識がある。次世代メタネーションは水素がいらなく、水とCO₂でメタネーションをやろうとしている。2030年に1%コミットに集中しているが、次世代メタネーションこそ日本初と極めて重要で、そこに技術的に力を入れていただきたい。

次回日程、議題については、改めて連絡をする。

以上

卸売り・小売りの状況

2022年4月26日

資源エネルギー庁

第19回ガス事業制度検討ワーキンググループ（2022年3月7日）資料3より抜粋

今後のガス政策の在り方をめぐる論点について

- ガスを取り巻く国際状況やガス事業を巡る国内の環境変化、更に本年4月1日の大手3社の導管部門法的分離による制度面でのガスシステム改革の節目を迎えたところ、今後のガス政策の在り方をめぐる論点として、以下の点があるのではないか。

1. 国際的なLNGを取り巻く情勢の変化への対応

- ◆ LNGを取り巻く国際情勢の変化を踏まえた持続的なガス事業と需要家保護（LNGの開発・調達、小売自由化を踏まえたガス料金の在り方）

2. カーボンニュートラルの実現に向けたガス制度整備

- ◆ エネルギー基本計画等を踏まえた制度改正に向けた動き（高度化法・省エネ法等）と水素や合成メタン等の新しいガス体エネルギーの利用を後押しする制度整備（合成メタン利用時のCO₂排出の扱い等）

3. 大手三社の導管部門の法的分離等による環境変化

- ◆ 法的分離等の環境変化を踏まえた、レジリエンスを含むガス供給ネットワーク・ガス供給事業の在り方

4. ガス小売競争の活性化

- ◆ 卸売参入や代理・取次の拡大による事業競争促進の状況の評価、それを踏まえた需要家の利益・選択肢の拡大の在り方

5. 地域エネルギー供給等の主役たる地方ガス事業者

- ◆ バイオガス等の地域エネルギーの地産地消、電気・LPガス等を含むエネルギー・サービスの供給、地方自治体と連携した地域課題解決等

1. 家庭用小売参入の状況と旧一般電気事業者のガス事業への参入状況

2. スタートアップ卸のフォローアップ

2

第19回ガス事業制度検討WG（2022年3月7日）における委員コメント

旧一般電気事業者の参入状況等

- 新規参入が無いエリアの問題の本質は、電力会社の忖度返しで都市ガス会社が電気事業に参入していないため、電力会社がガス事業に参入していないということではないか。この構造にメスを入れない限り根本的な改善はないのではないか。【橋川委員】
- 本来の潜在的な競争者としては、電気事業者がすごく強く、その電気事業者がやる気になって参入しているところは競争が活性化しているが、やる気がないところは競争が全く活性化していないという構造があるということは頭に入れた上で、今後も議論していくなければいけない。【松村委員】
- ガス小売の競争状況と電力小売の競争状況は関係があると考えられるため、両者の相関がある部分、あるいはない部分を注視していく必要があると感じた。【二村委員】
- 旧一般ガス事業者のエリアごとの新規参入者数やスイッチング率には大きな差が生じている。エリアによって新規参入状況に差が生じている原因を詳細に分析いただき、ガス小売競争の更なる活性化のために必要な措置を講じていただくことが今後も重要。【佐藤オブザーバー】
- ガスの市場は、従来からのエネルギー間の競争に加え、最大の新規参入者が圧倒的に体力に勝る電力会社という、電力市場とは異なる環境の中で、各社料金メニュー・サービスの多様化にも努めており、自由化のメリットも出てきていると受け止めている。今後もこうした形で現状を踏まえた議論をお願いしたい。【早川オブザーバー】

3

自由化後的小売事業者の登録状況①

- ガス事業法に基づく「ガス小売事業」として95者が登録されている。このうち、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、40者。（2022年4月26日時点）

電気事業者（7者）

- ・東北電力
 - ・東京電力エナジーパートナー ※1
 - ・中部電力マイライズ ※1
 - ・関西電力 ※1
 - ・四国電力
 - ・九州電力 ※1
 - ・北海道電力 ※1

旧一般ガス事業者（8社）

- ・東京ガス ※ 1
 - ・日本ガス ※ 1
 - ・東彩ガス ※ 1
 - ・東日本ガス ※ 1
 - ・北日本ガス ※ 1
 - ・西部ガス佐世保 ※ 1
 - ・西部ガス長崎 ※ 1
 - ・西部ガス熊本 ※ 1

LPGガス事業者（24者）

- ・河原実業 ※ 1
 - ・レモンガス ※ 1
 - ・サイサン ※ 1
 - ・イワタ二郎野
 - ・赤間商会
 - ・ガスバル ※ 1
 - ・クリーンガス金沢
 - ・有限会社ファミリーガス
 - ・有限会社神崎ガス工業
 - ・エネックス ※ 1
 - ・三ツ輪商会
 - ・藤森プロパン商会
 - ・日東エネルギー ※ 1
 - ・九石プロパンガス
 - ・宮崎商事
 - ・いちたかガスワン ※ 1
 - ・丸新
 - ・エルピオ ※ 1
 - ・有限会社久富商店

旧大口ガス事業者※2（20者）

- ・朝日ガスエナジー
 - ・岩谷産業
 - ・三菱ケミカル
 - ・テツゲン
 - ・仙台プロパン
 - ・ネクストエネルギー
 - ・上越エネルギーサービス
 - ・東京ガスエンジニアリングソリューションズ
 - ・北陸天然瓦斯興業
 - ・合同資源
 - ・鈴与商事
 - ・鈴興
 - ・富山グリーンフードリサイクル
 - ・甲賀エナジー
 - ・近畿エア・ウォーター
 - ・エネクスフリート（事業者名変更）
 - ・熊本みらいエール・エヌ・ジー
 - ・日本製鉄
 - ・プログレッシブエナジー
 - ・りゅうせき ※1

旧ガス導管事業者※3（8者）

- ・ENEOS※1
 - ・石油資源開発
 - ・INPEX
 - ・三愛石油
 - ・南遠州パイプライン
 - ・東北天然ガス
 - ・エネロップ
 - ・筑後ガス圧送

その他の事業者（28者）

- ・日本ファシリティー・ソリューション
 - ・豊富町
 - ・ファミリーネット・ジャパン ※ 1
 - ・エバーグリーン・マーケティング（事業者名変更）※ 1
 - ・中央電力 ※ 1
 - ・CDエナジータイレクト ※ 1
 - ・関電エネルギーソリューション
 - ・PinT ※ 1
 - ・エプロビットコミュニケーションズ ※ 1
 - ・アストマックス ※ 1
 - ・エクスゲート（事業者名変更）※ 1
 - ・CSエナジーサービス
 - ・びわ湖ブルーニガニー ※ 1
 - ・島原Gニアジー ※ 1
 - ・ひむかエルエヌジー
 - ・アースインフィニティ ※ 1
 - ・JERA
 - ・テブコカスマーサービス
 - ・グローバルエンジニアリング ※ 1
 - ・T&Tエナジー ※ 1
 - ・東京エナジーライアンス ※ 1
 - ・ミツウロコグリーンエネルギー ※ 1
 - ・伊藤忠エネクス
 - ・エコログ

(注1) 旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。

(注2) 事業譲渡の場合は除く。

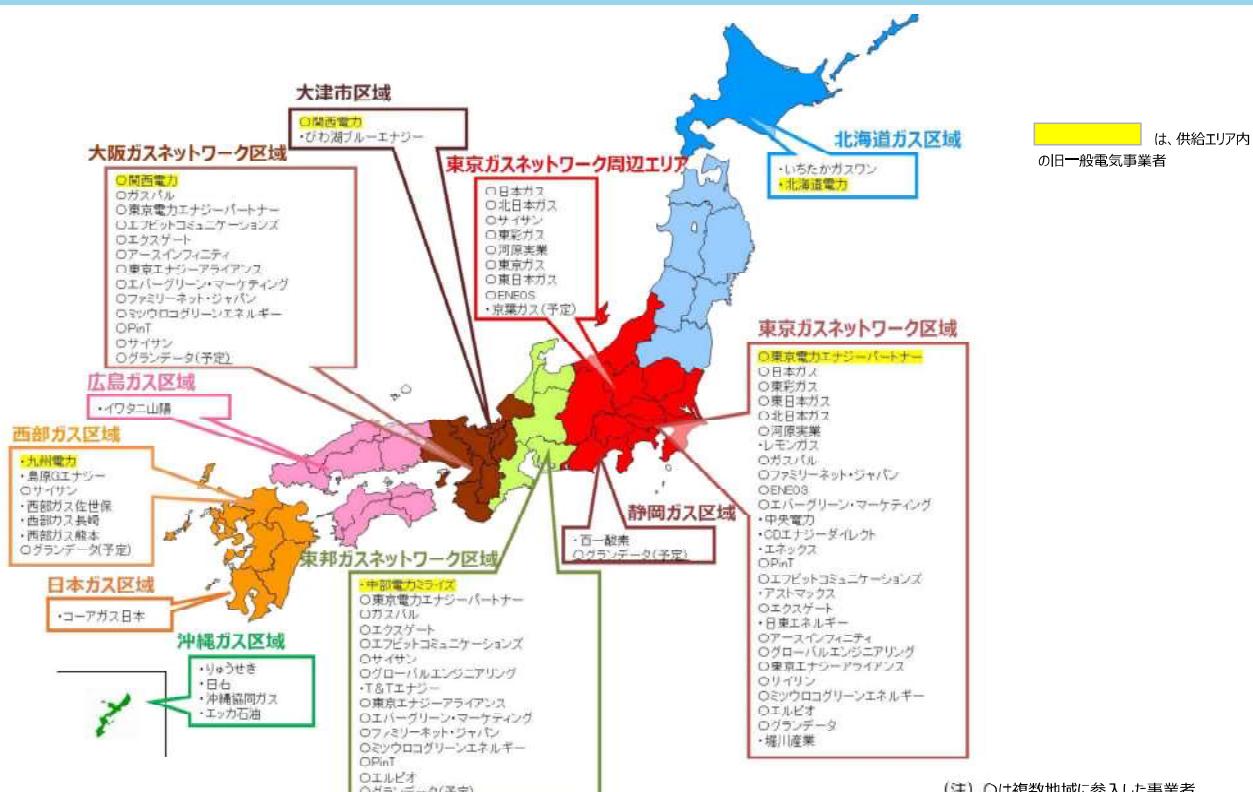
(注3) 下線は第44回電力・ガス基本政策小委員会（1月25日）以後に登録した事業者

※ 1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）
※ 2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万m³以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者
※ 3 旧ガス導管事業者 自らが維持・及び運用する特定導管により卸供給及び大口供給を行う者

4

自由化後的小売事業者の登録状況②

- 一般家庭への供給（予定を含む）を行っている新規参入者は、以下のとおり。各エリアで新たに参入予定が見られた。（2022年4月26日時点）

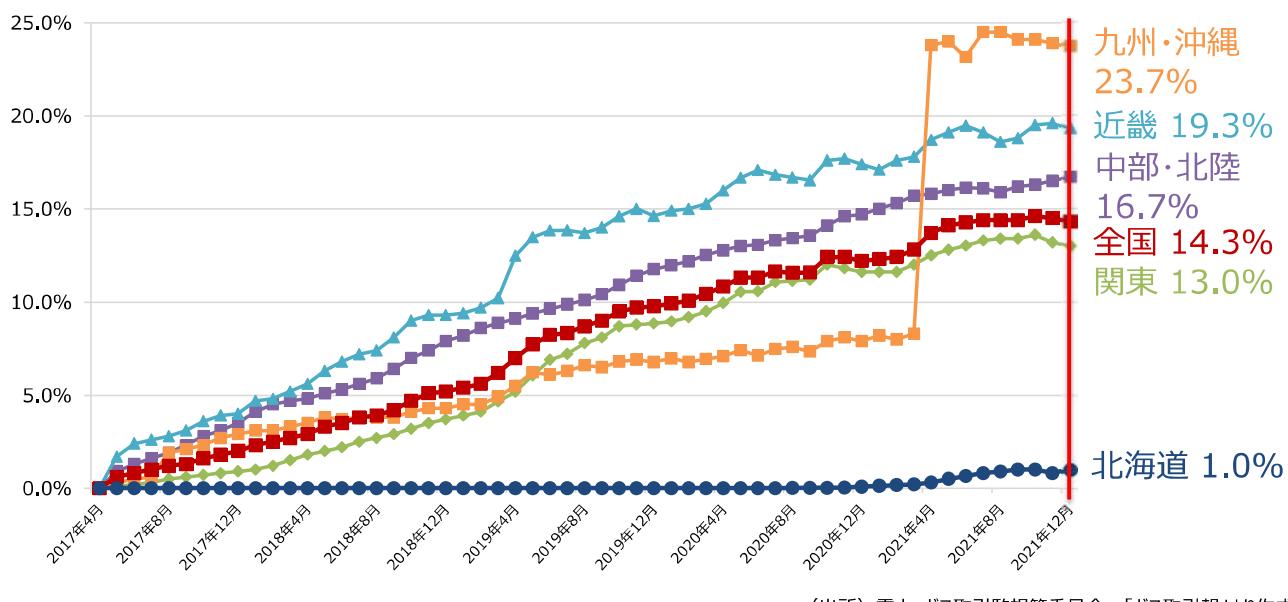


(注) ○は複数地域に参入した事業者

家庭用の販売量における新規小売の動向①

- 家庭用の販売量における新規小売の割合（全国）は14.3%。
- なお、2021年4月に九州・沖縄地域における新規小売の割合が大きく上昇しているのは、西部瓦斯株式会社の分社化に伴う体制移行による影響であり、市場に大きな変化があったものではない。

家庭用の販売量に占める新規小売の割合（地域別）

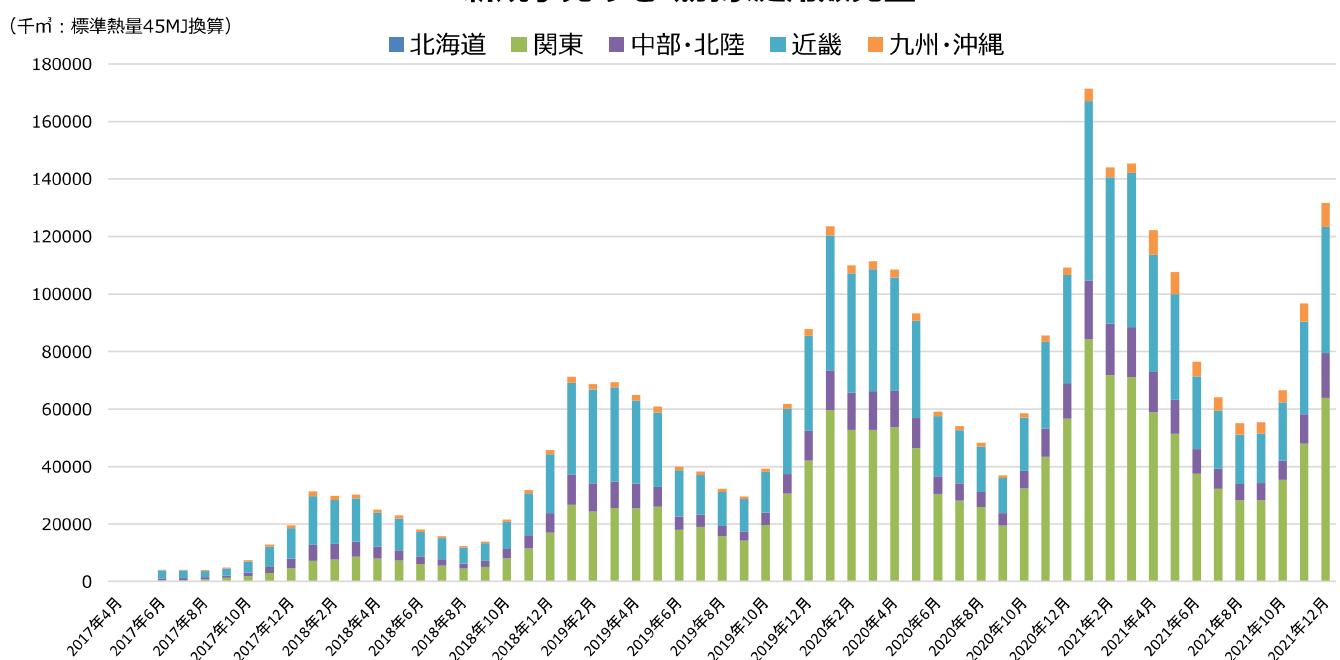


(出所) 電力・ガス取引監視等委員会 「ガス取引報」より作成 6

家庭用の販売量における新規小売の動向②

- 季節変動や気候による影響はあるものの、新規小売の家庭用販売量は増加傾向で、2021年12月時点の販売量は過去の同月比で最大となっている。

新規小売の地域別家庭用販売量



(出所) 電力・ガス取引監視等委員会 「ガス取引報」より作成 7

エリア別ガスの調達環境

- ガスの調達環境はインフラの整備状況により下記の4つの類型に分類することができる。
- 類型①②では、ガスを自ら製造できる事業者が複数存在しており、小売事業者は卸調達先を選択することができる*1,2。
*1LNG基地の第三者利用、ワンタッチ卸を活用すれば全てのエリアで卸調達先の選択が可能
*2ガス事業法による対象ではないものの、類型④エリアではLNGの卸売を行う事業者は複数存在。

ガス卸調達先を選択できるエリア

エリア 類型	①	②	③	④
調達環境 の概観 (一例)	<p>◆複数の卸売事業者が保有するLNG基地と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたがり接続されているエリア</p> <p>◆東京ガス（東京地区等） ◆大阪ガス ◆東邦ガス ◆西部ガス（福岡地区）</p>	<p>◆複数の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたがり接続されているエリア</p> <p>◆関東・北信越、関西、中部エリアの3G等 ◆仙台市ガス局</p>	<p>◆単独の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたがり接続されているエリア</p> <p>◆②に該当しない3G</p>	<p>◆卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、接続されていないエリア（ローリー等にてLNG供給）</p> <p>◆①②に該当しない2G ◆4G</p>

エリア別ガス卸取引の競争環境

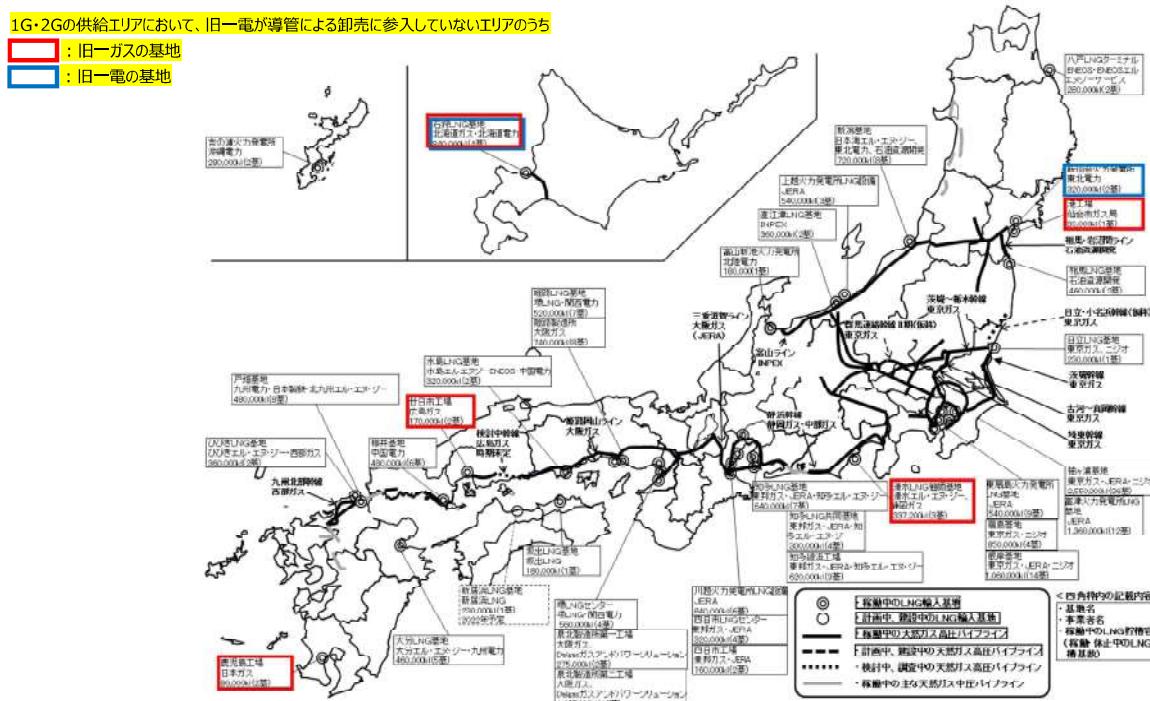
- 類型①②のエリアでは、ガス卸取引の競争が一定程度発生しており、とりわけ関東エリアにおける動きが顕著である。
- なお、ガス事業法による対象ではないものの、類型④エリアではLNG卸取引の競争が発生している。

ガス卸取引の競争が発生しているエリア

エリア 類型	①	②	③	④
競争 環境の 概要	<p>◆複数の卸売事業者が保有するLNG基地と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたがり接続されているエリア</p> <p>◆東京ガス（東京地区等） ◆大阪ガス ◆東邦ガス ◆西部ガス（福岡地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京エリアでは東京EAがワンタッチ卸による供給を積極的に実施。 その他のエリアでの卸売事業者のスイッチング実績は限定的 	<p>◆複数の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたがり接続されているエリア</p> <p>◆仙台市ガス局 ◆関東・北信越、関西、中部エリアの3G等</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東エリアでは、卸売事業者のスイッチングが発生 その他のエリアでの卸売事業者のスイッチング実績は限定的 	<p>◆単独の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたがり接続されているエリア</p> <p>◆②に該当しない3G</p>	<p>◆卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、接続されていないエリア（ローリー等にてLNG供給）</p> <p>◆①②に該当しない2G ◆4G</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス卸取引の競争は発生していない LNGの卸競争は発生

1G・2Gの供給エリアにおける旧一般電気事業者の卸売参入状況

- 都市ガスの1G・2Gの供給エリアにおいて、旧一般電気事業者が導管による卸売に参入していないエリアは、北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、広島ガス、日本ガスの供給エリア。そのうち、旧一般電気事業者が供給区域内にLNG基地を有するのは2エリア（北海道ガス、仙台市ガス）



10

旧一般電気事業者のガス事業への参入状況（2022年4月時点）

- 都市ガスの1G・2Gエリアにおいて、旧一般電気事業者が導管による卸売及び家庭用小売参入しているのは、東京ガスネットワーク、大阪ガスネットワーク、東邦ガスネットワーク、西部ガスの供給エリア。北海道ガスの供給エリアは家庭用小売に参入。

供給エリア	供給エリア内の旧一電	供給エリア内のLNG基地（共同基地含む）の有無	導管による卸売参入	家庭用小売参入	導管接続※1	供給区域の規模（需要家数）※2
東京ガスネットワーク	東京電力（JERA）	○	○	○ 東電EP	○ (共同基地有)	約1,200万件
大阪ガスネットワーク	関西電力	○	○	○ 関西電力	○	約750万件
東邦ガスネットワーク	中部電力（JERA）	○	○	○ 中電ミライズ	○ (共同基地有)	約250万件
西部ガス	九州電力	○	○	○ 九州電力	○	約110万件
北海道ガス	北海道電力	○	—	○ 北海道電力	— (共同基地有)	約60万件
仙台市ガス局	東北電力	○	—	—	—	約34万件
静岡ガス	中部電力	—	—	—	—	約32万件
広島ガス	中国電力	—	—	—	—	約42万件
日本ガス	九州電力	—	—	—	—	約15万件

*1 旧一般電気事業者のLNG基地と一般ガス導管の接続状況、*2 ガス事業便覧（日本ガス協会）より

11

1. 家庭用小売参入の状況と旧一般電気事業者のガス事業への参入状況

2. スタートアップ[®]卸のフォローアップ[®]

12

第19回ガス事業制度検討WG（2022年3月7日）における委員コメント

スタートアップ[®]卸

- 新規参入者や、新規参入を考えている事業者の意見をよく聴取し、今のSU卸の仕組みをチューンアップして、旧一ガスも新規参入者とWin-Winの関係を築けるような形で、**第3・第4グループにも適用を拡大することが考えられるかは論点**になる。【草薙委員】
- 安定調達と安定供給と競争促進は矛盾することはないと思うので、可能な範囲でガス小売競争の活性化を図っていくべき。この点、**SU卸は大事に育てるべきもの**であり、6/1ガスWGでは、新規参入者と旧一ガスにヒアリングを行いさらなる利用促進の課題が示されたと思うので、それら課題を着実に解決していくことがまず必要。【武田委員】
- 旧一電と旧一ガスの関係問題の一つとして、都市ガス事業に参入しないよりはましと思っているが、いつまでも**旧一電がSU卸を利用し続けることが妥当か**という問題は残っている。この問題も含めて、SU卸の利用拡大に加え、利用状況を含め**小売競争の促進との趣旨に照らした改善を行うことが必要**。【武田委員】
- 新規参入者が旧一ガスとの競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できるよう、SU卸や、SU卸以外の相対卸取引についても**継続的なモニタリングと評価を実施**していただき、さらなる環境整備をお願いしたい。【佐藤オブザーバー】

13

第18回ガス事業制度検討WG（2021年6月1日）における委員コメント

スタートアップ卸

- 大手ガス事業者と中小のガス事業者との違いは大きい。また、同じ2グループの事業者さんの中でもかなり状況が違う。**2グループ以下ではあまり進んでいない理由を、もう一度根本から見直すことが必要。**【大石委員】
- 取り次ぎ事業も進んでいると聞いているので、両方を進めるということが今後重要なため、分析を分けて考えることが有効ではないか。【小林委員】
- 卸の価格に託送料を足してこれが価格になり、そこに競争力があるかないかという点に終始をしている。次に検証する際、幅を広げて、どのような新しいビジネスの可能性があるかも探る形で検証していただきたい【二村委員】
- 上限価格の意味が低い市場価格の場合、単に上限価格での交渉を行うことでは不十分であることは明白。上限価格の見直しも含めて、**より実効性があるスタートアップ卸の制度づくりを考えなければいけない。**【武田委員】
- 利幅が小さいのでこの卸価格では参入できない、新規参入者がもうからないから参入できないという意味であれば、やむを得ないと思うが、**利益ゼロだったとしても、この卸価格では参入できないような価格だとすれば、それは大きな問題だ**と思う【松村委員】
- エネルギー競争が激化する中で、都市ガス業界に新規参入してくれるというのは、目先は競争になるが、大きく考えれば非常にありがたい話。導管の中はガスしか通せないので、それを増やしてくれるという人たちに対して、やっぱり前向きな形で柔軟に対応することがガスのために必要【橋川委員】

14

SU卸利用状況のフォローアップ 1 / 3 （問合せ事業者の業種）

- SU卸に関する問合せ状況について、第1、第2グループ各社へモニタリング調査を実施。卸元事業者に対して問合せを実施した事業者の業種分類及び問合せ件数は下記のとおり。（2022年3月末時点）

卸元事業者名	その他の小売業 (LPガス)	通信業	電気業・ガス業	機械等修理業/金融商品取引業・商品先物取引業/総合工事業/その他の小売業/総合建設業/各種商品小売業	計
東京ガス	7 (7)	3 (3)	6 (6)	6 (4)	22 (20)
大阪ガス	4 (2)	0 (0)	3 (3)	2 (0)	9 (5)
東邦ガス	8 (8)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	11 (11)
北海道ガス	9 (9)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	15 (15)
静岡ガス	13 (7)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	17 (11)
西部ガス	6 (4)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	11 (9)
広島ガス	3 (3)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	6 (6)
仙台市ガス局	2 (2)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	6 (6)
日本ガス	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	5 (5)
計	55 (45)	6 (6)	24 (24)	17 (13)	102 (88)

※()の数字は第18回ガス事業制度検討WG（2021年6月1日）におけるフォローアップ時（2021年5月末時点）の件数。 ※業種分類は総務省「日本標準産業分類」に基づく。

15

SU卸利用状況のフォローアップ 2 / 3 (問合せ・交渉等の状況)

- これまでに卸元事業者に対し問合せがあった企業数、契約締結済の件数、契約交渉中の件数、契約交渉が終了した件数は下記のとおり。（2022年3月末時点）

卸元事業者名	問合せ企業数	契約締結済	契約交渉中	契約交渉終了※
東京ガス	22 (20)	4 (2)	2 (2)	16 (16)
大阪ガス	9 (5)	3 (0)	0 (2)	6 (3)
東邦ガス	11 (11)	2 (1)	1 (2)	8 (8)
北海道ガス	15 (15)	2 (2)	3 (3)	10 (10)
静岡ガス	17 (11)	3 (2)	10 (3)	4 (6)
西部ガス	11 (9)	3 (2)	3 (3)	5 (4)
広島ガス	6 (6)	1 (1)	3 (2)	2 (3)
仙台市ガス局	6 (6)	0 (0)	2 (2)	4 (4)
日本ガス	5 (5)	1 (1)	3 (3)	1 (1)
計	102 (88)	19 (11)	27 (22)	56 (55)

※「契約交渉が終了した案件」には、交渉が折り合わずに明示的に交渉が中断したものほか、利用を検討している事業者から問い合わせがあったのみで、特段契約交渉には発展しなかった案件や、問い合わせ日から3か月を超えて、再度の連絡がない/契約交渉の開始に至らない/交渉に進展がない案件も含まれる。

※()の数字は第18回ガス事業制度検討WG（2021年6月1日）におけるフォローアップ時（2021年5月末時点）の件数。

16

SU卸利用状況のフォローアップ 3 / 3 (活用実績)

- SU卸を活用して卸供給契約を締結した件数、業種及び卸供給開始時期は下記のとおりであり、**全国で19件の活用実績**がある。（2022年3月末時点、予定含む）

卸元事業者名	件数	業種	卸供給開始時期
東京ガス	4 (2)	電気業・ガス業	2020年4月1日
		その他の小売業（LPガス）	2020年10月1日
		その他の小売業（LPガス）	2022年3月30日
		その他小売業	2022年1月1日
大阪ガス	3 (0)	電気業・ガス業	2022年5月1日（予定）
		電気業・ガス業	2022年5月1日（予定）
		その他の小売業（LPガス）	2022年5月以降（予定）
東邦ガス	2 (1)	その他の小売業（LPガス）	2021年5月10日
		その他小売業	2022年2月14日
北海道ガス	2 (2)	その他の小売業（LPガス）	2020年4月1日
		電気業・ガス業	2020年10月1日
静岡ガス	3 (2)	各種商品小売業	2021年4月1日
		各種商品小売業	2022年5月以降（予定）
		電気業・ガス業	2022年7月以降（予定）
西部ガス	3 (2)	その他の小売業（LPガス）	2021年5月1日
		電気業・ガス業	2021年10月1日
		電気業・ガス業	2022年2月1日
広島ガス	1 (1)	その他の小売業（LPガス）	2021年8月1日
日本ガス	1 (1)	その他の小売業（LPガス）	2020年4月1日
計	19 (11)		

※()の数字は第18回ガス事業制度検討WG（2021年6月1日）におけるフォローアップ時（2021年5月末時点）の件数。

17

SU卸担当部門の設置状況

- 昨年6月のガスWGにおいて、可能な限りSU卸を担当する部門は小売部門から独立させることが望ましいとの議論があったことを踏まえ、昨年6月時点でSU卸を担当部署が小売部門に設置されていた4社（東邦ガス、日本ガス、北海道ガス、広島ガス）について、現在の状況を確認。
- 4社はSU卸の担当部門を小売部門と切り離して設置済みとの回答であった。

ヒアリング結果まとめと取組状況の評価（各論②） 担当部門

- 旧一般ガス事業者へのヒアリング結果によれば、SU卸を担当する部門を小売部門と切り離して設置している社と小売部門に設置している社とがそれぞれ存在することがわかった。
- 第6回WGで議論したとおり、卸元事業者が卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用することを防ぐ観点から、情報管理策の徹底を実施することが必要であるが、従来、SU卸を担当する部門と小売部門とを分離することまでは取組の内容として求められてはいなかった。
- 他方で、小売部門が行うガス小売供給に向けた営業活動と、SU卸による新規参入者へのガス卸供給とは利益が相反する行為に当たると考えられることから、旧一般ガス事業者の小売部門がSU卸を担当しては、新規参入者との柔軟な交渉が期待できない可能性がある。
- そこで、可能な限りSU卸を担当する部門は小売部門から独立させることが望ましいのではないか。仮に独立が進まない場合には、追加的な対応を検討する必要があるのではないか。

情報管理策	
A) 小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データオルダ、メールアドレスを用意する。	
B) 卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。	
C) 小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。	

SU卸を担当する部署	社数
小売部門と切り離して設置（※）	5社（東京ガス、大阪ガス、西部ガス、静岡ガス、仙台市ガス局）
小売部門に設置	4社（東邦ガス、日本ガス、北海道ガス、広島ガス）

第18回ガス事業制度検討ワーキンググループ（2021年6月1日）資料6より抜粋・一部加工

 **小売部門と切り離して設置済み**
(東邦ガス、日本ガス、北海道ガス、広島ガス)

36

18



資料4－1

媒介・代理・取次の状況

2022年4月26日

資源エネルギー庁

第19回ガス事業制度検討ワーキンググループ（2022年3月7日）における委員コメント

媒介・代理・取次ぎ

- 代理・取次のどのような事例があるのか、今回もお示しいただいたが、これから実態の把握と評価をいただけることなので、**今後も適宜よい事案・事例が現れたらご紹介いただき分析いただきたい。**【草薙委員】
- 代理・取次の拡大が実際に図られていることについて、しっかりと**ガス小売競争全体の促進の結果であると明確に表すような評価の在り方を作っていただきたい。**【小林委員】
- 代理や取次を、過度に競争が進展しているものとして評価しないよう、あるいは、委員の間でも誤認がないようにせひお願ひする。取次は、直接的な競争圧力になるものではないことは、**電力・ガス監視等委員会の電気の文脈で整理されている。**新規参入者の代理や取次はもちろん競争圧力になるわけだが、代理や取次の中身のほうが重要だと思うので、これが進展していることだけで、競争が進んでいると誤認しないようお願ひする。【松村委員】

1

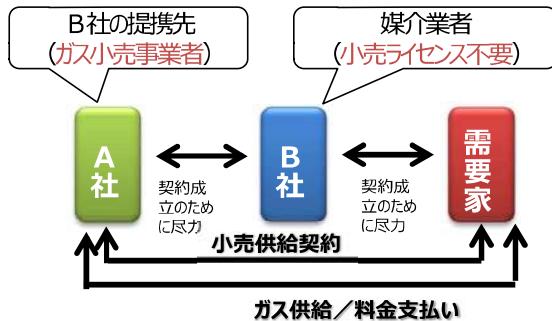
媒介・代理・取次について

- ガス事業法は、ガス小売事業者ではない者による、小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」、「代理」を行うことを許容している。ただし、「媒介」、「取次」、「代理」業者は供給条件説明、書面交付義務を負うものの、いずれの場合も、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス事業者となる。
- このため、トラブル※防止の観点から、ガスの小売営業に関する指針において、ガス小売事業者の望ましい行為として、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において分かりやすく公表することを規定している。
※ガス小売事業者の代理店である等と詐称し、各種機器の販売等の勧誘を行う等
- 「取次ぎ」は、自己の名をもって小売供給契約を引き受ける行為であり、取次事業者が需要家の小売供給契約の相手方となる点で、媒介、代理と異なる。すなわち、ガス小売供給はガス小売事業者から行われるが、需要家の契約の相手方でありガス料金の支払先は取次事業者となる。このため、ガスの小売営業に関する指針において、ガス小売事業者と取次業者との間の取次契約の解除等によって需要家が不利益を受けないよう、ガス小売事業者に対し、十分な需要家保護をとることを求めている。
- なお、このような取次事業者による契約締結数は、取次ぎ契約の相手方であるガス小売事業者の契約件数として集計されるため、ガス取引報の集計上、単独では現れない。
- 「代理」については、「電気の経過措置料金に関する専門家会合とりまとめ」において、みなしこそ電気事業者の代理事業者は、**みなしこそ事業者のために行動する立場**であることから、**みなしこそ事業者から独立した競争事業者と捉えることは、原則として困難と整理している。**

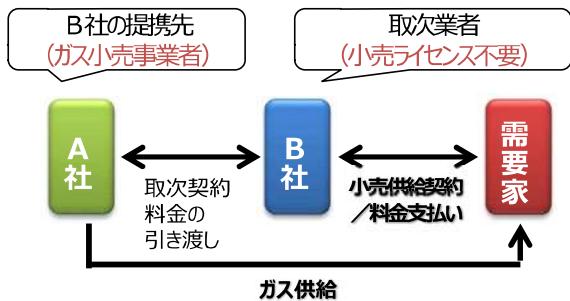
2

(参考) 媒介、代理、取次の形態(イメージ)

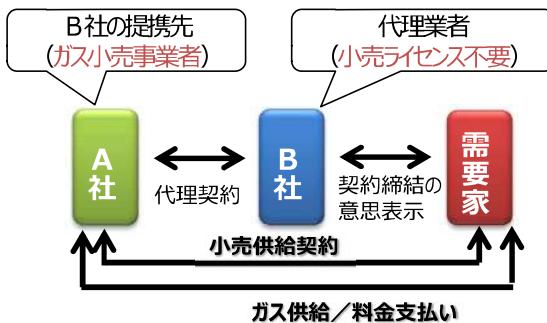
<媒介>



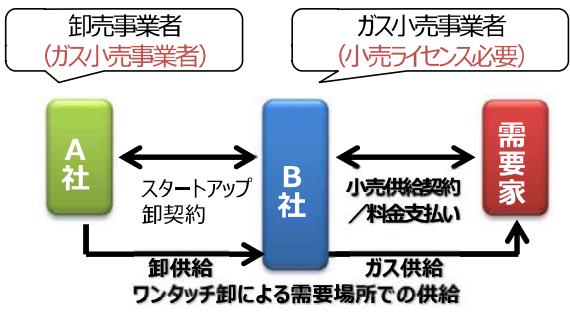
<取次ぎ>



<代理>



<参考：スタートアップ卸>



3

(参考) ガス事業法における媒介等に対する規制

ガス事業法(昭和29年法律第51号)

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

大手3社の供給区域における取次事業者の状況（日本ガス協会調べ）

(注) 取次事業者は、オープンデータで確認できる情報に限り掲載（2022年4月26日時点）

(注) 取次元が変わっている場合は、最新の取次元事業者のみを記載（2022年4月26日時点）

大阪ガスネットワーク区域

取次事業者 10者

- ・大阪ガスの取次ぎ
- ・大阪いずみ市民生活協同組合 ジェイムウェスト
- ・関西電力の取次ぎ 楽天エナジー
- ・ファミリーネット・ジャパンの取次ぎ おトケでんき、グランデータ
- ・サイサンの取次ぎ おトケでんき、ハリエネ
- ・テブコカスタマーサービスの取次ぎ USEN
- ・PinTの取次ぎ エイブル
- ・ミツワロコグリーンエネルギーの取次ぎ ミツワロコグリーンエネルギー

東邦ガスネットワーク区域 取次事業者 18者

- ・東邦ガスの取次ぎ 楽天エナジー、旭成ホームズ
- ・T&Tエナジーの取次ぎ TOKAI、マリエイ、ダイシングス 日本ガスコム、三重液化ガス フジコ、飯田商事、島商事 ダイナガスコム、中部ガス事業協同組合
- ・テブコカスタマーサービスの取次ぎ USEN
- ・サイサンの取次ぎ グランデータ、ハリエネ おトケでんき
- ・PinTの取次ぎ エイブル
- ・ミツワロコグリーンエネルギーの取次ぎ ミツワロコグリーンエネルギー

大阪ガスネットワーク区域

大津市区域

○関西電力・びわ湖ブルーエナジー

東京ガスネットワーク周辺エリア

○日本ガス・北日本ガス・サイサン・東彩ガス・河原実業・東日本ガス・ENEOS・京葉ガス(予定)

広島ガス区域

○ガスパル・エクスゲート・エバーグリーン・マーケティング・スマートコグリーン・エネルギー・PinT・サイサン・グランデータ(予定)・イワシニ山能

西部ガス区域

○九州市電力・島原のタガマー・サイサン・西松ガス佐世保・西松ガス長崎・西松ガス熊本・オグランデータ(予定)・イワシニ山能

日本ガス区域

○コーアガス日本

沖縄ガス区域

○リョウセキ・白石・沖縄協同ガス・エッカ石油

東邦ガスネットワーク区域

○中部電力ミライズ・東京電力エナジーパートナー・ガスパル・エクスゲート・エバーグリーン・マーケティング・スマートコグリーン・エネルギー・PinT・サイサン・グランデータ(予定)・イワシニ山能

静岡ガス区域

○百一醸造・グランデータ(予定)



は、供給エリア内の旧一般電気事業者

東京ガスネットワーク区域 取次事業者 24者

- ・東京ガスの取次ぎ 齧夢メデカル、JCOM ヒナタエナジー、楽天エナジー
- ・東電エナジーパートナーの取次ぎ USEN
- ・ファミリーネット・ジャパンの取次ぎ イーストワーブシステムズ、おトケでんき グランデータ、グローツー、サンックス JPエネルギー、ユビテー ラスクリンマイル、リストプロバイーズ
- ・CDエナジーダイレクトの取次ぎ エヌアーワーク、コープくまい 東急パワーサプライ、Loop
- ・東京エナジーアライアンスの取次ぎ HTBエナジー
- ・エバーグリーン・マーケティングの取次ぎ エバーグリーン・リテリング
- ・サイサンの取次ぎ グランデータ、ハリエネ
- ・ミツワロコグリーンエネルギーの取次ぎ ミツワロコグリーンエネルギー
- ・PinTの取次ぎ エイブル

(注) ○は複数地域に参入した事業者 5

大手3社の供給区域における代理事業者・媒介事業者の状況（日本ガス協会調べ）

(注) 代理事業者・媒介事業者は、オープンデータで確認できる情報に限り掲載（2022年4月26日時点）

(注) 代理・媒介事業者のうち、自社名及び独自の名称をつけたサービスを提供している事業者については社名を掲載、それ以外の代理・媒介事業者は件数のみ掲載（2022年4月26日時点）

大阪ガスネットワーク区域 代理・媒介事業者 13者

- ・大阪ガスの代理※ 3者
- ・関西電力の代理 KDDI オプテージ ほか8者

※ 代理先の1つは「サービスチェーン」であり、サービスチェーンとしてサービスショップならびに加盟店、サービスショップ、販売ショップ、メンテナンス会社等がある

大阪ガスネットワーク区域

○関西電力・びわ湖ブルーエナジー

東京ガスネットワーク周辺エリア

○日本ガス・北日本ガス・サイサン・東彩ガス・北日本ガス・河原実業・東日本ガス・ENEOS・京葉ガス(予定)

広島ガス区域

○ガスパル・エクスゲート・エバーグリーン・マーケティング・スマートコグリーン・エネルギー・PinT・サイサン・グランデータ(予定)・イワシニ山能

西部ガス区域

○九州市電力・島原のタガマー・サイサン・西松ガス佐世保・西松ガス長崎・西松ガス熊本・オグランデータ(予定)・イワシニ山能

日本ガス区域

○コーアガス日本

沖縄ガス区域

○リョウセキ・白石・沖縄協同ガス・エッカ石油

東邦ガスネットワーク区域

○中部電力ミライズ・東京電力エナジーパートナー・ガスパル・エクスゲート・エバーグリーン・マーケティング・スマートコグリーン・エネルギー・PinT・サイサン・グランデータ(予定)・イワシニ山能

静岡ガス区域

○百一醸造・グランデータ(予定)

は、供給エリア内の旧一般電気事業者

東京ガスネットワーク区域 代理事業者・媒介事業者 80者

- ・東京ガスの代理 77者
- ・東京電力エナジーパートナーの代理 KDDI ソフトバンク
- ・CDエナジーダイレクトの媒介 三菱地所

東邦ガスネットワーク区域 代理・媒介事業者 122者

- ・東邦ガスの媒介 122者
- ・中部電力の代理 KDDI オリベネットワーク グリーンシティケーブルテレビ 中部ケーブルネットワーク ほか2者

大阪ガスネットワーク区域

○関西電力・びわ湖ブルーエナジー

東京ガスネットワーク周辺エリア

○日本ガス・北日本ガス・サイサン・東彩ガス・北日本ガス・河原実業・東日本ガス・ENEOS・京葉ガス(予定)

広島ガス区域

○ガスパル・エクスゲート・エバーグリーン・マーケティング・スマートコグリーン・エネルギー・PinT・サイサン・グランデータ(予定)・イワシニ山能

西部ガス区域

○九州市電力・島原のタガマー・サイサン・西松ガス佐世保・西松ガス長崎・西松ガス熊本・オグランデータ(予定)・イワシニ山能

日本ガス区域

○コーアガス日本

沖縄ガス区域

○リョウセキ・白石・沖縄協同ガス・エッカ石油

東邦ガスネットワーク区域

○中部電力ミライズ・東京電力エナジーパートナー・ガスパル・エクスゲート・エバーグリーン・マーケティング・スマートコグリーン・エネルギー・PinT・サイサン・グランデータ(予定)・イワシニ山能

静岡ガス区域

○百一醸造・グランデータ(予定)

●みなし小売電気事業者との資本関係等によっては、形式的には競争者であっても、みなし小売電気事業者との競争を通じて顧客獲得を行う誘因が限定される可能性があるため、エリアのみなし小売電気事業者の値上げ等について牽制力を有するか否かという観点からは、次の事業者はシェアに関わらず、有効な牽制力を有しないとすることが適当である。

ア) エリアのみなし小売電気事業者のグループ会社(当該みなし小売電気事業者及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社)

イ) その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

●また、上記イ)に関し、エリアのみなし小売電気事業者の代理の方式で他事業者が需要家に対する営業を行っている場合が見られる。この点、民法上、代理人は本人の利益のために行動する立場であることからすると、当該他事業者をエリアのみなし小売電気事業者から独立した競争事業者と捉えることは、原則として、困難である。*

* このような代理方式が取られる場合、需要家との契約主体は当該他事業者ではなく本人であるみなし小売電気事業者となり、当該需要家に対して実際に小売供給を行い、かつ電気事業法上の小売電気事業者としての義務を負うのもみなし小売電気事業者となる。

ご議論いただきたいこと

- 「媒介」、「取次ぎ」、「代理」の状況について、小売事業競争の活性化、需要家の利益・選択肢の観点から、どのように評価すべきか。
- 例えば、
 - ・ 旧一般ガス事業者、新規小売事業者の双方にとって、小売の販路拡大に繋がっている側面があるか。
 - ・ ガス小売市場への、ガス小売事業者登録を伴わない参入とみなし得る事例があるか。
 - ・ 新規小売事業者の取次等事業者の中には、当該新規小売事業者から独立した、旧一般ガス事業者の競争相手としてみなし得る事例があるか。
 - ・ 需要家にとって新たな選択肢を提供しているとみなし得る事例があるか。
 - ・ 媒介、取次ぎ、代理と小売事業の現行ガス事業法における違いについてどう考えるか。
- 評価を踏まえ、今後、小売事業競争の活性化、需要家の利益・選択肢の観点から、「媒介」、「取次ぎ」、「代理」の状況について、どのようにフォローアップすることが適当か。

日本ガス協会説明資料

1. 小売登録・取次・代理・媒介による違い

- 都市ガスを自ら調達（卸含む）し、ガス小売事業者として新規参入する形と異なり、**取次・代理・媒介は都市ガスの調達もガス小売事業登録も必要としないモデル**であり、このモデルで新規参入する事業者は、自らの名を冠した契約メニューを用いたサービスを提供することも可能。

	卸受け（A社）	取次（B社）	代理（C社）	媒介（D社）
調達	卸元から調達	調達不要（取引元がガスを供給）		
ガス小売登録	要	不要		
ガス料金表	自社で作成	取引元の小売事業者が作成		
商品名称(例)※	Aガス	Bガス supplied by X社	Xガス for C (D)	
供給条件の説明・書面交付		自社		
契約行為	自社		取引元の小売事業者	
小売供給契約	自社	取引元の小売事業者		
請求行為	自社	取引元の小売事業者		
収入源(例)	ガス料金	取次手数料	代理委託料	媒介委託料

※取次・代理・媒介の取引元をX社とし、X社の扱っているガスをXガスとした場合の名称

2. 取次・代理・媒介モデルの有効性

- 取次・代理・媒介は、「お客さま視点」では利便性・満足度向上、「新規参入を検討する事業者視点」では自社商材とセットの新たなメニューの拡大、「既存ガス事業者視点」では販路の拡大に繋がっており、ガス小売全面自由化の中でも有効な参入手段の1つと考える。

視点	有効に機能する内容
お客さま	➤ 自らの志向に応じて利用しているサービスと、都市ガスがセットになった新たなメニューが利用可能になり、利便性が向上し、満足度が高まる
新規参入検討事業者 【取次先・代理先・媒介先】	➤ 小売登録を必要とせず、自ら保有するリソースと都市ガスとの親和性等を踏まえた新たなメニューを拡大できる
既存ガス事業者 【取次元・代理元・媒介元】	➤ 自社では持ちえない顧客接点サービスを持つ取引先とのアライアンスにより販路の拡大に繋がる

3. 既存ガス事業者の事例紹介

- 通信事業やEC事業だけでなく、生協・ハウスメーカー等、様々な業種の事業者が、それぞれが持つチャネル（顧客接点）を活用し、取次・代理・媒介の形態で新規参入している。

【既存ガス事業者の事例】

取引先	業種	形態	取引元	取引先の主要な顧客
JCOM	通信事業	取次	東京ガス 大阪ガス 京葉ガス	✓ ケーブルテレビやインターネットサービスを利用しているユーザー
楽天エナジー (楽天グループ株式会社100%子会社)	EC事業等 (楽天グループ株式会社)	取次	東京ガス 東邦ガス	✓ 楽天市場・楽天モバイルといった幅広いサービスを利用しているユーザー
大阪いずみ市民生活協同組合	生協	取次	大阪ガス	✓ 日用品や食材等の宅配サービスを利用しているユーザー
旭化成ホームズ	ハウスメーカー	取次	東邦ガス	✓ 旭化成ホームズが建築した戸建て住宅や賃貸住宅にお住まいのお客さま

4 3. 事例紹介①

事例	サービス概要	開始時期
J:COM	[J:COM ガス Supplied by 東京ガス(大阪ガス)] ✓ J:COM電力とまとめておトク	(東京)2019年5月 (大阪)2017年4月 (京葉)2020年10月
楽天エナジー	[楽天ガス supplied by 東京ガス(東邦ガス)] ✓ ガス利用料金に合わせて「楽天ポイント」も付与 ✓ 楽天でんきとセットで「楽天ポイント」がさらに貯まる	2020年10月

J:COM 東京ガス・大阪ガスの取次

J:COM ガス supplied by 東京ガス

The screenshot shows the J:COM Gas website homepage. It features a large red button for 'J:COM ガス お申し込み' (Gas Application). Below it, there's a banner for a bundled offer: 'J:COMサービスにガスと電力をまとめておトク!' (Get a discount by bundling J:COM services with gas and electricity) with a '最大 12,648円割引!' (Up to 12,648 yen discount!). Other sections include 'ガスセット割・電カスタート割適用' (Applicable for Gas Set and Electricity Start-up discounts), 'WEBからのお申し込みはこちら' (Apply online here), and various service icons.

楽天エナジー 東京ガス・東邦ガスの取次

楽天でんきとセットで利用可能

The screenshot shows the Rakuten Energy website. It highlights a 'セットでお申し込み&ご利用で' (Apply and use together) offer. It mentions '初回加入特典 3,000 ポイント' (First application bonus 3,000 points) and '6,600 ポイント貯まる!' (6,600 points saved!). A note at the bottom states: '毎月課金料金が割引となりまとめて購入する楽天ポイントは毎月日々有効期限切れのため定期的にポイントで払う場合は定期的に支払いを繰り上げる場合があります。' (Monthly bill amount is discounted, and Rakuten Points for purchases are valid for one month, so if you pay regularly, you will have to pay earlier than scheduled).

5 3. 事例紹介②

事例	サービス概要	開始時期
大阪いづみ市民生活協同組合	[コープガス Supplied by 大阪ガス] ✓ コープでんきとセットで光熱費を割引 ✓ 利用料金に応じて個別宅配手数料が無料	2017年4月
旭化成ホームズ	[ヘーベルガス Supplied by 東邦ガス] ✓ 使った電気・ガス料金の見える化で、省エネをサポート ✓ おトクなヘーベル電気とまとめ請求で便利	2021年5月

いづみ生協 大阪ガスの取次

The screenshot shows the Coop Gas website. It features a banner for '大阪ガスの取次事業者として「コープガス」をお届けします。' (Delivering 'Coop Gas' as a franchisee of Osaka Gas). Below it, there's a section for 'POINT 01 ガス料金がおトク!' (Point 01: Gas bill is cheaper!) and a 'セットで最大 3.3% おトク!' (Up to 3.3% discount when bundled) offer. Buttons for 'コープでんき' and 'コープガスまとめトク' are shown.

旭化成ホームズ 東邦ガスの取次

The screenshot shows the Hevel Gas website. It features a large banner with the text 'おトクな電気と便利なガスをお住まいのヘーベルメゾンで。' (Enjoy affordable electricity and convenient gas in your Hevel Maison). Below it, there's a section for '大手電力会社と比べ電気料金が安くなるヘーベル電気と使用料金がおまとめでき決済が便利なヘーベルガスが。' (Compared to major power companies, Hevel Electricity offers lower electricity rates, and Hevel Gas offers integrated usage fees, making payments convenient). A note at the bottom states: '※ヘーベルガスは東邦ガス供給エリア(愛知県、岐阜県、三重県、一部)のみのサービスです。' (Hevel Gas service is available only in the Tohoku Gas supply area (Aichi Prefecture, Gifu Prefecture, Mie Prefecture, part of Shizuoka Prefecture)).

6 4. 取次・代理・媒介の最大効果

- 取次・代理・媒介という新規参入形態は、通信事業・EC事業をはじめ**多様な事業者のガス事業参入機会の拡大**に繋がっている。
- 更には、都市ガスとのセット販売をはじめ新たなメニューが拡大し、**お客さまの利便性・満足度向上にも寄与**している。
- これは、ガスシステム改革の目的の1つである**お客さまの選択肢拡大に最大限寄与**しているものと考える。

1. 天然ガスの安定供給の確保

- ◆ ガス導管網の新規整備や相互接続により、災害時供給の強靭化を含め、天然ガスを安定的に供給する体制を整える。

2. ガス料金を最大限抑制

- ◆ 天然ガスの調達や小売サービスの競争を通じ、ガス料金を最大限抑制。

3. 利用メニューの多様化と事業機会拡大

- ◆ 利用者が、都市ガス会社や料金メニューを多様な選択肢から選べるようにし、他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの事業拡大等を通じ、イノベーションを誘発。

4. 天然ガス利用方法の拡大

- ◆ 導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス、燃料電池やコーディネレーションなど新たな利用方法を提案できる事業者の参入を促進。

(参考) 第1回ガス事業制度検討WG (2018年9月20日) 資料5 事務局資料より抜粋

以上

当社における代理・取次等について

2022年4月26日
東京電力エナジーパートナー株式会社

©TEPCO Energy Partner, Inc. All Rights Reserved. 秘密情報 目的外使用・複製・開示禁止 東京電力エナジーパートナー株式会社



1. 当社のガス事業



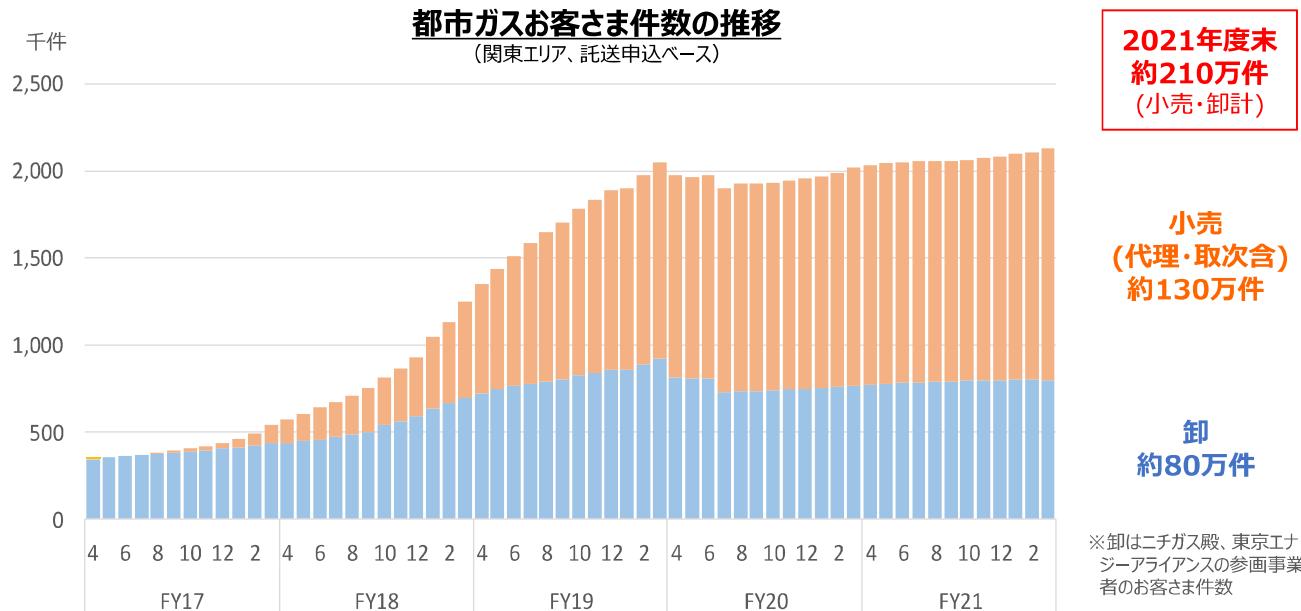
- 当社は電気事業(火力発電)の余力を活用してガス事業に参入し、より安価なガスをお求めになるお客様さまのご期待にお応えするため、自社導管を活用した未熟調ガス販売、託送による大口都市ガス販売、LNGローリー販売を段階的に展開
- 2017年の小売全面自由化による市場拡大を受けて、家庭用都市ガス販売を開始

当社ガス販売量の推移



2. 当社の都市ガス販売

- 小売全面自由化後、自社電気とのセットでの小売直販とあわせて、他社とのアライアンスを通じた代理・取次、卸の展開によりお客さま件数が増加



3. 代理・取次等に対する認識

- 当社は都市ガス販売において、ガスシステム改革の目的である「ガス料金を最大限抑制」や「利用メニューの多様化と事業機会拡大」に資するべく、他社とのアライアンスを通じた代理・取次、卸を開

ガスシステム改革の目的

【出典】資源エネルギー庁HP「エネルギー・システムの一体改革について」より抜粋、下線は当社追記

ガス料金を最大限抑制

- 天然ガスの調達や小売サービスの競争を通じ、ガス料金を最大限抑制し、国民生活を改善します。

利用メニューの多様化と事業機会拡大

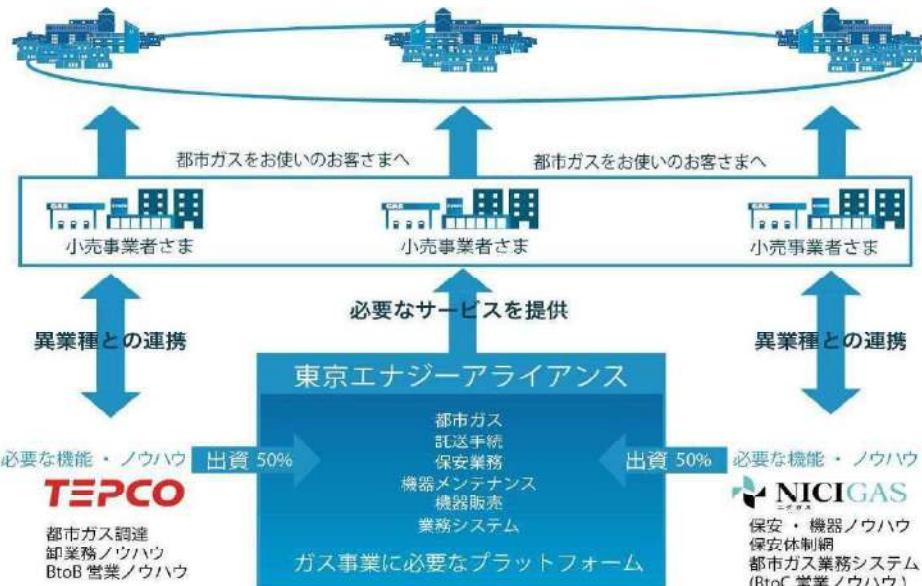
- 利用者が、都市ガス会社や料金を多様な選択肢から選べるようにし、他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの事業拡大等を通じ、イノベーションを起こします。

当社の認識

- 自社直販に留まらず、様々な事業者とともに創意工夫を凝らすことにより多様な選択肢が生まれ、健全な競争が働くことでお客さまにメリットをもたらす（例えば、全く異なる分野のサービスとのセットメニュー、デジタル技術を活用した省エネ・脱炭素化に資するプランなど）
- その選択肢を生み出すための手段として、当社が持つガス小売事業の基盤やノウハウを活用して代理・取次、卸を開

4. プラットフォームサービスの提供

- 前掲の考え方のもと、新規参入事業者に都市ガスの調達に必要な機能・ノウハウなどの事業運営基盤（プラットフォームサービス）を提供するため、日本瓦斯（ニチガス）殿と共に東京エナジーアライアンス（TEA）を設立



©TEPCO Energy Partner, Inc. All Rights Reserved. 秘密情報 目的外使用・複製・開示禁止 東京電力エナジーパートナー株式会社

4

5. アライアンス先のニーズと代理・取次等との関係

- 当社はアライアンス先の様々なニーズに合わせて、代理・取次、卸(当社/TEA)を展開
- 代理・取次については、特にエネルギー業界とは異なる業種との連携によって、当社がこれまで接点を持っていなかったお客さまに対して、当社だけでは提供できない価値やサービスと合わせて都市ガスをご提供できる可能性

アライアンス先 (例)

- 旧一般ガス事業者 (第3G)
- 旧一般電気事業者

ニーズ (例)

- ✓ 他エリアでガス小売事業を展開しており、基盤(託送運用、保安等)・ノウハウを持つため、競争力のある都市ガスを卸してほしい

卸
[当社]

- エネルギー関連企業
(新電力、LPガス等)

- ✓ ガス小売事業に参入したいが、基盤やノウハウを持たないため、都市ガスの卸と合わせてプラットフォームサービスを利用したい

卸
[TEA]

- その他業種の企業

- ✓ ガス小売事業の体制を持つには至らないものの、自社商材とセットで都市ガスを取り扱いたい

代理・取次
[当社]

6. 代理・取次の例

代理

取次

KDDI 様USEN 様ソフトバンク 様

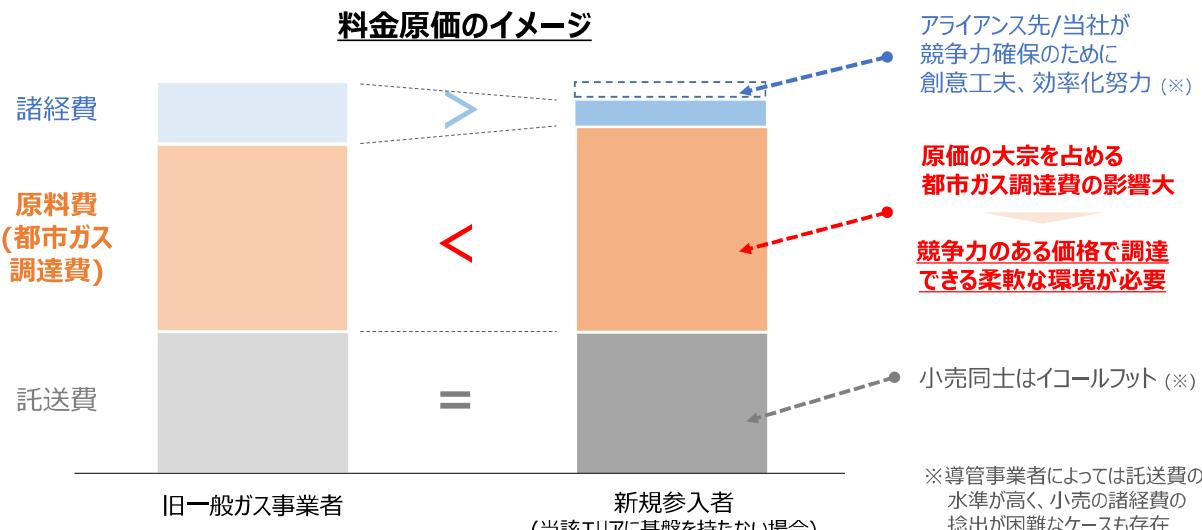
出典：各社さまHP

©TEPCO Energy Partner, Inc. All Rights Reserved. 秘密情報 目的外使用・複製・開示禁止 東京電力エナジーパートナー株式会社

6

7. 代理・取次等を展開する上での前提

- 「ガス料金を最大限抑制」「利用メニューの多様化と事業機会拡大」に資するべく、代理・取次、卸を展開する上では、当社として競争力のある価格で安定的に都市ガスを調達できることが前提
- 特に、自社が基盤を持つエリア以外においても同様に代理・取次、卸を展開するためには、競争力のある価格で安定的に都市ガスを調達できる柔軟な環境が必要



©TEPCO Energy Partner, Inc. All Rights Reserved. 秘密情報 目的外使用・複製・開示禁止 東京電力エナジーパートナー株式会社

7

合成メタンに関する 最近の取組と今後の方向性

2022年4月26日
資源エネルギー庁

1

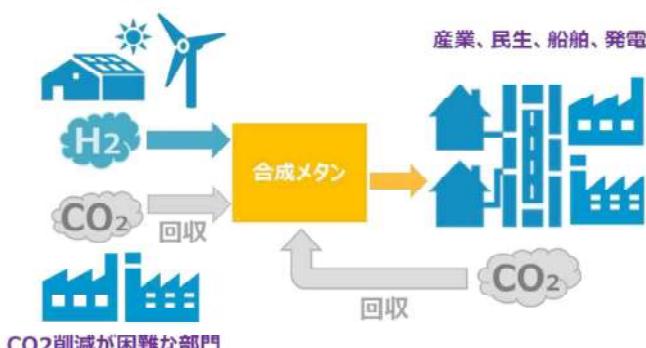
合成メタン／メタネーション

2022年4月14日 第6回クリーンエネルギー
戦略検討合同会合 資料1抜粋

- 水素と回収したCO₂から合成(メタネーション)される合成メタンは、再エネ・水素利用の一形態。
- 合成メタン燃焼時に排出されるCO₂は回収したCO₂であるため、追加的に新たなCO₂が排出されるわけではなく、低炭素・カーボンニュートラルに資する。
- 合成メタンは、LNG・天然ガスの既存のサプライチェーンをそのまま利用可能。具体的には、供給側では既存のLNG・都市ガスインフラを活用することで切れ目なく柔軟に供給でき、需要側でも都市ガス用の既存設備を活用して設備コストを抑えながら脱炭素化を図ることができる。
- エネルギー基本計画等において、ガス体エネルギーの脱炭素化に向けて合成メタンを中心に水素直接利用、バイオガス等も利用する目標を設定。都市ガス業界も同じ目標を掲げ、東京ガス・大阪ガスは2030年に合成メタン1%導入を表明。

メタネーション／カーボンリサイクル（イメージ）

再エネ由来等の水素



第6次エネルギー基本計画／グリーン成長戦略における目標

年間導入量

2030年：既存インフラへ合成メタンを1%注入。
その他の手段※と合わせて5%のガスのカーボンニュートラル化

2050年：既存インフラへ合成メタンを90%注入。（2,500万トン）
その他の手段※と合わせてガスのカーボンニュートラル化
※水素直接利用、バイオガス、クレジットでオフセットされたLNG、CCUS等

価格

2050年：合成メタンの価格が現在のLNG価格と同水準

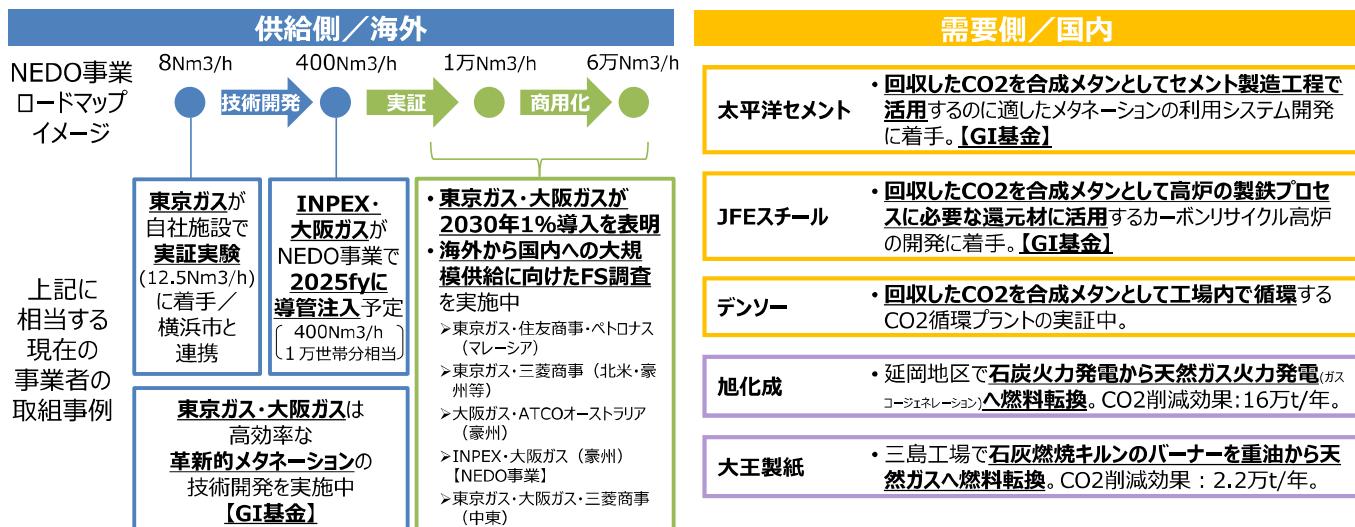
- 日本ガス協会も同様の目標を設定
- 東京ガス・大阪ガスは、2030年に合成メタン1%導入を目指す旨を表明

2

合成メタン／メタネーション導入に向けた主な取組

2022年4月14日 第6回クリーンエネルギー戦略検討合同会合 資料1抜粋・追記

- 供給サイドでは、現時点で世界最大規模の400Nm³/h級メタネーション設備を開発し、2025年度までに導管注入を実施（NEDO事業）。また、近隣施設等から排出されたCO₂によるメタネーション実証試験に向けた地域連携の取組も進展中。将来的なアジア等への展開も視野に入れつつ、海外から国内への大規模供給に向け、北米・豪州・マレーシア等でFS調査を実施中。
- 需要サイドでは、工場等から排出されるCO₂を回収して合成メタンとして再利用することで低炭素化・脱炭素化を実現するための技術開発・実証を実施中（GI基金等）。また、将来的な天然ガスから合成メタンへの燃料転換も視野に入れながら、石炭・石油から天然ガスへの燃料転換を行う事業者も存在しており、合成メタンの市場拡大が見込める。



3

【参考】メタネーションに関するグリーンイノベーション基金事業

2022年4月14日 第6回クリーンエネルギー戦略検討合同会合 資料1抜粋・追記

- グリーンイノベーション基金事業として、水電解反応とメタン合成反応を一体的に行うことで高効率にメタン合成できる革新的メタネーションの技術開発に取り組む（予算額: 上限242.2億円）。

革新的技術によるメタネーション（例）

		SOEC/メタン合成連携反応を用いたメタネーション	水電解/低温サバティエ連携反応を用いたメタネーション	PEMを用いたメタネーション
イメージ		<p>再エネ電力 H₂O → SOEC CO₂ → SOEC CH₄等</p>	<p>再エネ電力 H₂O → 吸熱式水電解装置 CO₂ → 低温サバティエ反応器 CH₄ → H₂O O₂</p>	<p>再エネ電力 H₂O → PEM CO₂ → PEM CH₄等</p>
特徴	原料	●水とCO ₂	●水とCO ₂	●水とCO ₂
	反応方法	●電気化学反応	●電気化学反応	●電気化学反応
	温度	●高温（700°C程度）	●低温（200°C程度）	●低温（80°C程度）
メリット		●水素の調達不要 ●高効率（排熱を有効利用）	●水素の調達が不要 ●高効率（排熱を有効利用）	●水素の調達が不要 ●設備コスト低減可能（1段階の反応でメタン合成） ●低温のため大型化が容易
	総合効率※	85%	80%	60%
設備コスト	●高	●中	●低	
課題	●高温電解に必要なセル開発 ●メタン合成触媒の耐久性・反応制御の向上 ●高温で一連の反応を連続するシステムの構築	●水電解に必要なセル開発 ●メタン合成触媒の耐久性・反応制御の向上	●メタン合成触媒の耐久性・反応制御の向上	

※公表情報より資源エネルギー庁試算。

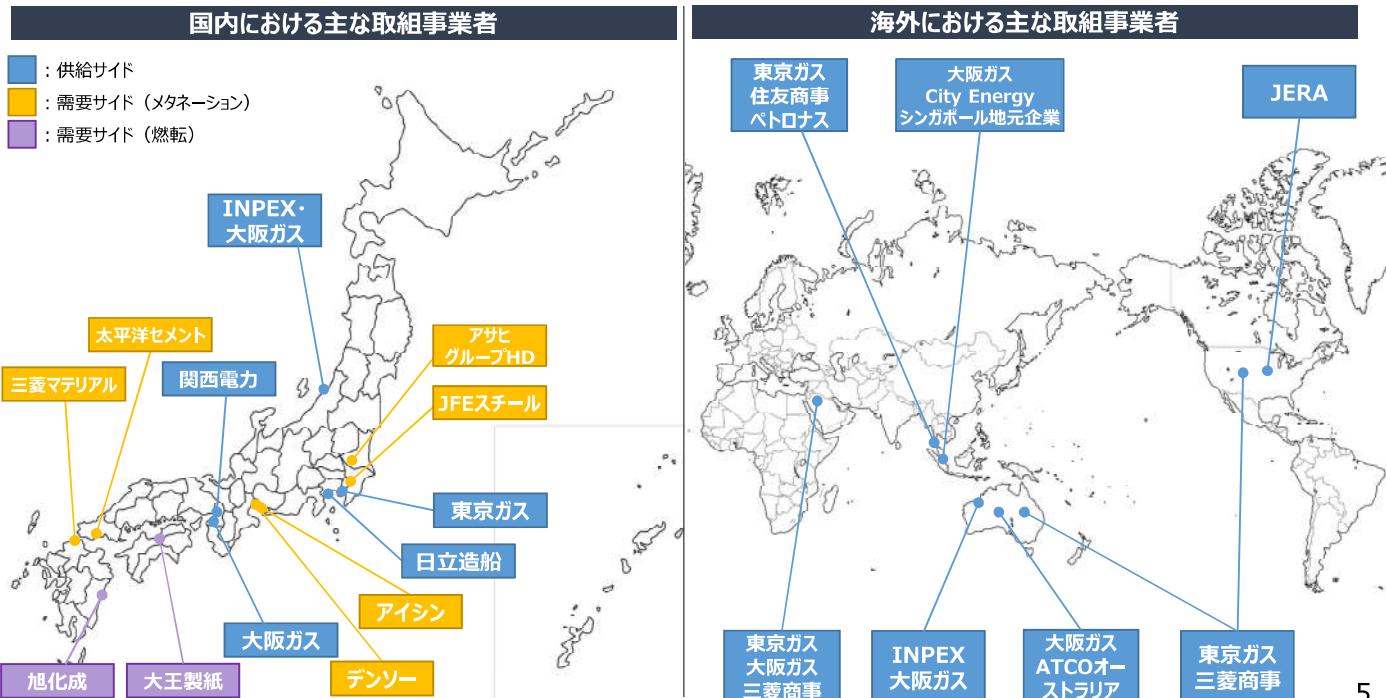
出典：2021年12月23日 産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会エネルギー構造転換分野ワーキンググループ 資料5より資源エネルギー庁作成

4

合成メタンの導入拡大・社会実装の実現・加速化

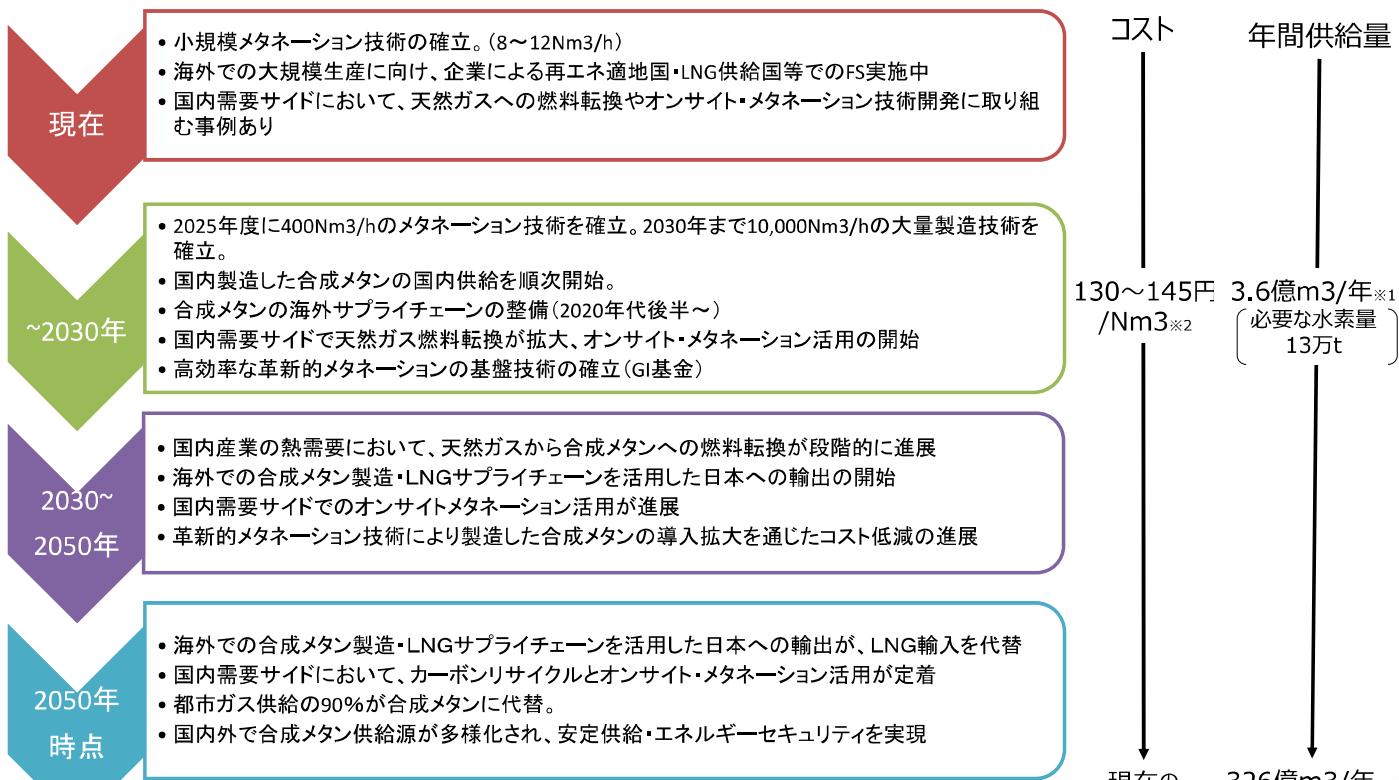
2022年4月14日 第6回クリーンエネルギー戦略検討合同会合 資料1抜粋

- 合成メタンの実用化に向けて、NEDO事業・GI基金等も活用しながら、供給サイド・需要サイドで技術開発・実証・FS調査・燃料転換など様々な取組が進行中。
- 合成メタンの導入拡大や社会実装の実現・加速化に向けた取組を引き続き推進することが重要。



5

2050年CNを前提とした合成メタンの今後の導入拡大（イメージ）



※1 2020年の都市ガス年間販売量実績（363億m³）を基に、第6次エネルギー基本計画の合成メタン導入量目標：2030年1%、2050年90%を試算。
※2 令和3年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（メタネーションを中心としたCO₂カウント等の在り方に関する委託調査）報告書
※3 2021年6月のグリーン成長戦略策定時点での50円/Nm³。

現在の LNG輸入価格 と同等の水準※3
(必要な水素量 1170万t)

6

【参考】大規模サプライチェーン構築に向けた課題と政策の方向性

供給者の事業安定性確保の必要性

- 合成メタンサプライチェーンの立ち上げは、既存インフラの活用が可能でありコストを抑制することが可能であるが、技術開発を含め足下での多額の初期投資と、将来にわたる多額の運営費が必要。
- プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、一定程度の安定収入が見通せることが必要。
- 事業の予見性の観点から、合成メタン燃焼時のCO₂排出の扱いについて、合成メタンの利用促進に繋がる国際・国内ルールの整備が必要。



需要家による大規模・安定調達の躊躇

- 合成メタン燃焼時のCO₂排出の扱いについて、合成メタンの利用促進に繋がる国際・国内ルールの整備が必要。
- 既存燃料である LNG と比べて当面高い。

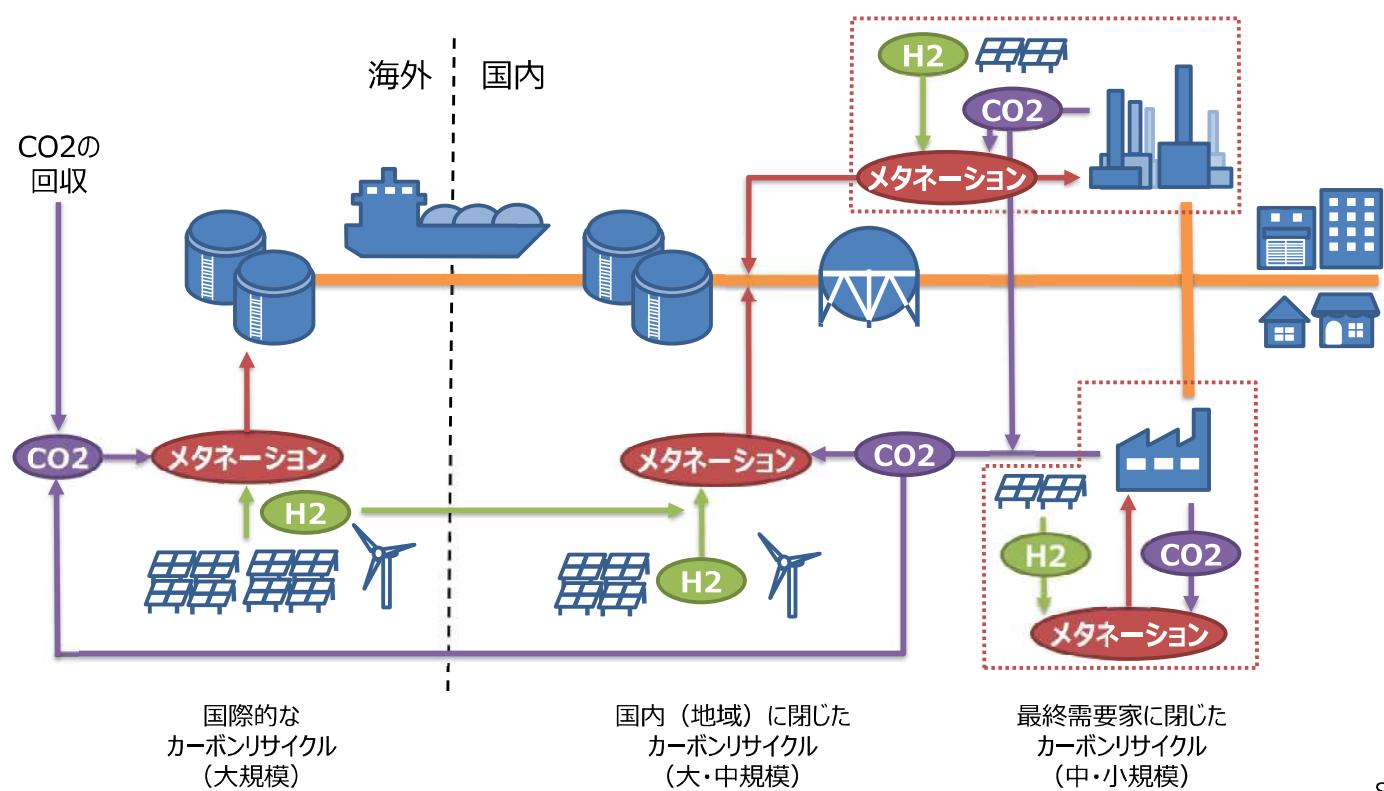


政策の方向性と期待される政策効果

- 需要家による合成メタンの大規模・安定調達を促し、供給者がサプライチェーン構築のための大規模投資を行うのに必要な事業安定性を確保する仕組みや制度・ルールを早期に整備していく必要がある。
- 技術開発及び初期の需要創出を政府が支援し、中長期的な市場拡大に向けた方策の提示を行うとともに、合成メタンを含むカーボンリサイクル燃料の燃焼時のCO₂排出に係る国際・国内制度を整備し、事業者の予見可能性を高め、その結果として、合成メタン利用の市場が形成されるとともに、更なる技術革新によるコスト削減効果を通じて、最終的には民間企業を中心とした自律的な投資促進と需要拡大への移行が期待される。

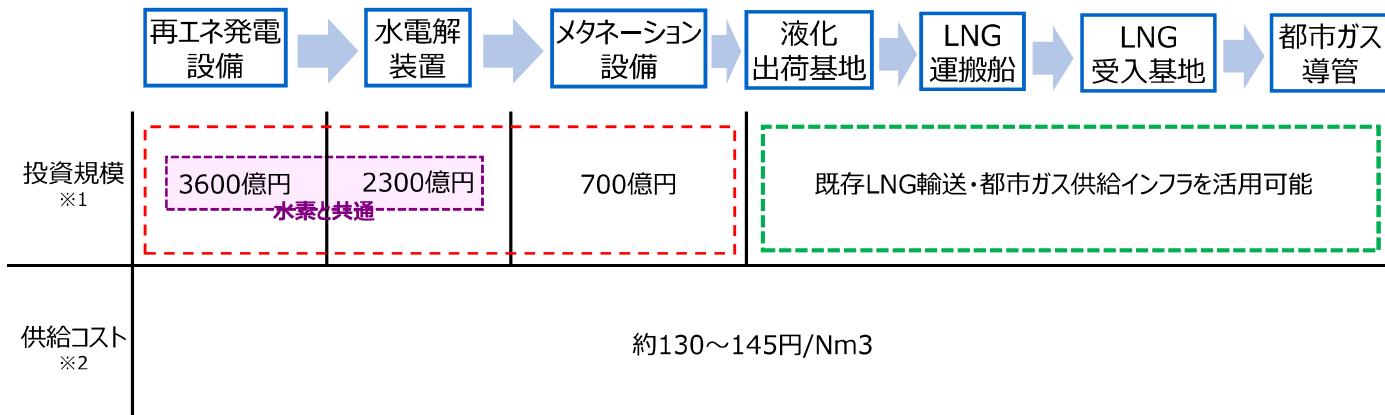
【参考】合成メタンの供給と需要（イメージ）

供給側の課題：再エネ・水素の確保、大量生産技術確立、生産コスト低減、CO₂排出の扱いに係る国際・国内ルール
需要側の課題：合成メタンの価格、CO₂排出の扱いに係る国際・国内ルール



【参考】合成メタンの大規模サプライチェーンの投資額・供給コストの規模感

- 2030年に、海外生産した合成メタンを日本国内に大規模供給（都市ガス需要の1%（3.6億Nm³/年※1））を実現する場合、投資規模は約6600億円（再エネ発電設備含む）になり、供給コストは約130～145円/Nm³と試算。
- 供給サイドにおいて、技術開発を含む大規模な投資が必要。需要サイドでは、普及段階において価格がLNGに比べ割高。水素・アンモニアと同様、供給サイド・需要サイドの事業安定性を確保する仕組みを整備していく必要あり。



※1 都市ガス年間販売量：363億m³（2020年実績）から1%を3.6億m³とし、World Energy Outlook2021等から資源エネルギー庁試算
 ※2 令和3年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（メタネーションを中心としたCO₂カウント等の在り方に関する委託調査）報告書

9

メタネーション推進官民協議会

- 合成メタンの社会実装に向けては、技術開発に加えて、水素コストが相対的に安価な海外で生成した合成メタンを国内に輸送するといったサプライチェーンの構築や、カーボンニュートラルに資する方向でのCO₂のカウントの検討などが必要。
- これらの課題への取組を推進するため、2021年6月、供給側・需要側の民間企業や政府など関係する様々なステークホルダーが連携して取り組むメタネーション推進官民協議会を設置。
- 2030年に向けたアクションプランを整理し、国内外の具体的な地点等を念頭に置きながら、官民が一体となってメタネーションの社会実装に向けた取組を推進していく。

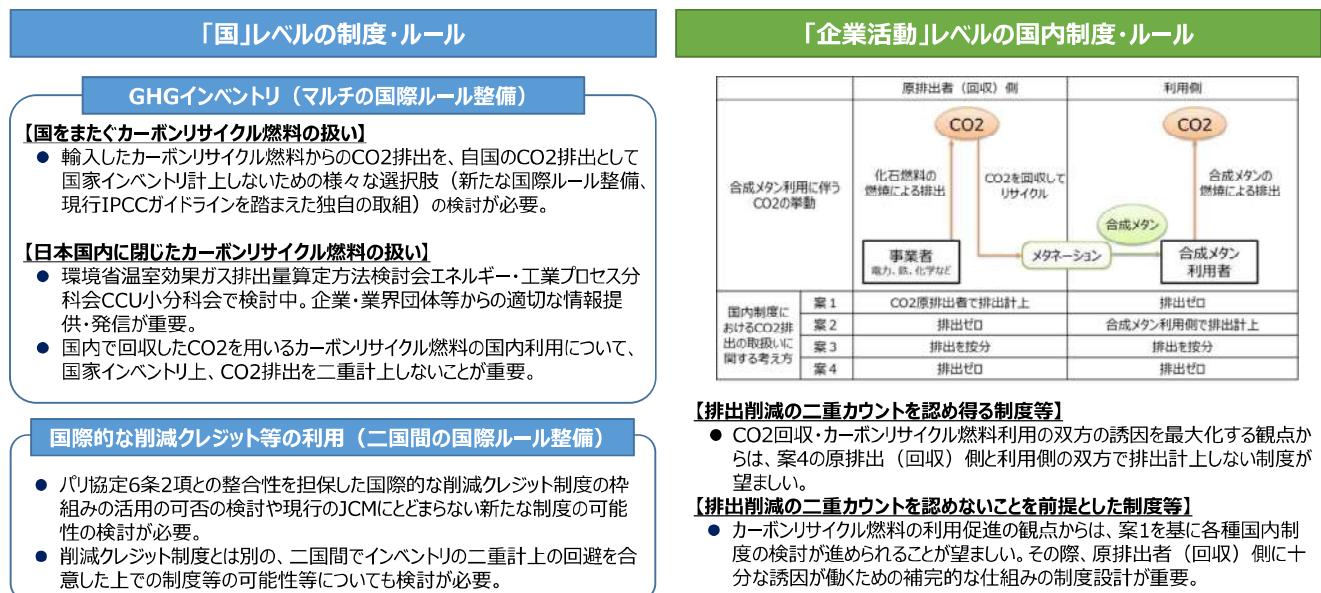
メタネーション推進官民協議会メンバー		推進体制
供 給 側 : ガス （日本ガス協会、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、INPEX）、 電力 （東京電力、JERA、関西電力） エンジニアリング （IHI、日立造船、日揮、千代田化工、三菱重工業）	需 要 側 : 鉄 （日本製鉄、JFEスチール）、 自動車 （デンソー、アイシン）、 セメント （三菱マテリアル）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">メタネーション推進官民協議会</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;">CO₂カウントに関するタスクフォース</div> <p>⇒合成メタン利用に伴うCO₂カウントに関する論点の整理や方策の検討。2022年3月 中間整理。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;">国内メタネーション事業実現タスクフォース</div> <p>⇒具体的な産業・地域・工場（CO₂の排出サイド）を念頭に、国内メタネーションの事業実現について検討。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">海外メタネーション事業実現タスクフォース</div> <p>⇒具体的な国・地域・相手企業（供給サイド）を念頭に、海外メタネーションの事業実現について検討。</p>

10

カーボンリサイクル燃料利用に伴うCO2排出に係る制度・ルールの整備

- 合成メタンを含むカーボンリサイクル燃料を燃焼した際のCO2排出について、国際・国内の制度等における扱いが明確でないため、ビジネスとしての予見性が低い。
- 供給側の技術開発投資や生産設備投資、需要側のカーボンリサイクル燃料利用の促進には、燃焼時のCO2排出の扱いについて、様々な国際・国内制度・ルールの速やかな検討・整備が必要。

メタネーション推進官民協議会CO2カウントタスクフォース中間整理（概要）



11

【参考】国内メタネーション／海外メタネーションに関するタスクフォースの設置

- 2030年に向けたアクションプランの具体化を進めるため、国内メタネーション、海外メタネーションの事業実現に向けた検討を進めるタスクフォースを設置。
- 具体的な地点・地域等を念頭にしつつ、以下のTFメンバーでアクションプランの具体化に向けた検討を進めていく。

国内メタネーション事業実現タスクフォース

【委員】

秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構
システム研究グループリーダー・主席研究員
石塚 康治 株式会社デンソー 執行幹部 環境ニュートラルシステム開発部長
小野田久彦 東邦ガス株式会社 常務執行役員 R & D・デジタル本部長
橘川 武郎 国際大学 副学長・大学院国際経営学研究科 教授
木本憲太郎 東京ガス株式会社 専務執行役員 デジタルイニシアチブ本部長
工藤 拓毅 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事
久保田伸彦 株式会社IHI 常務執行役員 技術開発本部長
芝山 直 日立造船株式会社 常務取締役 開発本部長
島 裕和 UBE三菱セメント株式会社 上席執行役員
嶋崎 亨 株式会社アイシン 理事 エナジーソリューションカンパニー Vice President
早川 光毅 一般社団法人日本ガス協会 専務理事
藤井 良基 JFEスチール株式会社 専門主監(環境防災・エネルギー)
松井 泰宏 株式会社日本政策投資銀行 企業金融第5部長
宮川 正 大阪ガス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
山内 弘隆 一橋大学 名誉教授

海外メタネーション事業実現タスクフォース

【委員】

秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構
システム研究グループリーダー・主席研究員
石井 義朗 株式会社INPEX 常務執行役員
遠藤 宏治 再生可能エネルギー・新分野事業本部長
住友商事株式会社 理事 エネルギー本部長
エネルギーイノベーション・イニシアチブアソシエイション
橘川 武郎 国際大学 副学長・大学院国際経営学研究科 教授
木本憲太郎 東京ガス株式会社 専務執行役員 デジタルイニシアチブ本部長
工藤 拓毅 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事
株式会社IHI 常務執行役員 技術開発本部長
河野 晃 日本郵船株式会社 専務執行役員
芝山 直 日立造船株式会社 常務取締役 開発本部長
戸嶋 雄二 三菱商事株式会社 天然ガスグループ 事業投資担当
(兼) 水素・メタネーション事業開発室長
濱崎 和也 株式会社商船三井 執行役員
早川 光毅 一般社団法人日本ガス協会 専務理事
水口 能宏 日揮ホールディングス株式会社 執行役員
サステナビリティ協創部 部長代行
宮川 正 大阪ガス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
山内 弘隆 一橋大学 名誉教授
和久田 肇 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 副理事長
【オブザーバー】 国土交通省、環境省、経済産業省、資源エネルギー庁

12

2030年に向けたアクションプラン（技術開発／ビジネス）

2022年4月19日
第7回メタネーション推進官民協議会 資料3-2

項目	取組	政府、企業・団体	2023FY	2024FY	2025FY	2026FY～	2030
技術開発	設備大型化	ガス事業者、エンジニアリング等		基礎技術確立、導管注入 (数百Nm ³ /h級)			大規模供給に向けた設備大型化 (数千～数万Nm ³ /h級)
	国内オンライン実証・導入	需要家、ガス事業者、エンジニアリング等	工場等実サイトでの国内メタネーション実用化を目指した複数拠点での実証			実用化	
	カーボンリサイクル燃料	ガス事業者、エンジニアリング等		高効率な革新的メタネーションの基礎技術確立			
	セメント製造プロセス	需要家、エンジニアリング等	回収したCO ₂ をセメント製造工程で活用するに適したメタネーションの利用システム開発				
	製鉄プロセス	需要家、エンジニアリング等		カーボンリサイクル高炉の開発			
	バイオメタン／バイオメタネーション	ガス事業者、エンジニアリング等		基礎技術確立・実証			
ビジネス	論点・取組等の整理	国内メタネTF	国内メタネーションにおける論点・今後の取組等を整理	左記の状況等を踏まえ必要な取組を実施			
	水素関係の取組等との連携	国内メタネTF、政府、需要家、ガス事業者等	連携に向けた論点・今後の取組等を整理	国内メタネーションに必要な水素確保に向け、CNポート・CNコンビナート等国内関連施策等と連携			
	支援策	国内メタネTF	国内メタネーションが促進される支援策の検討（コスト回収、證書、技術開発等）	左記の状況等を踏まえ必要な検討を継続・取組を実施			
	論点整理	海外メタネTF	海外メタネーションにおける論点・今後の取組等を整理	左記の状況等を踏まえ必要な取組を実施			
	ビジネス化	ガス事業者、商社、エンジニアリング等	2030年までの大規模供給を見据えたFS調査の実施	FEED	FID		メタネーション設備建設、大規模供給の実現
	関係国・企業との関係強化	政府、ガス事業者、商社		関係国・企業との関係強化			
	支援策	海外メタネTF	海外メタネーションが促進される支援策の検討（コスト回収、技術開発等）	左記の状況等を踏まえ必要な検討を継続・取組を実施			

13

2030年に向けたアクションプラン（ルール）

2022年4月19日
第7回メタネーション推進官民協議会 資料3-2

項目	取組	政府、企業・団体	2023FY	2024FY	2025FY	2026FY～	2030
国レベル	インベントリ	政府		合成メタン利用の燃焼時のCO ₂ カウントに関する中間整理も参考にしつつ、国際情勢・現行ルールも踏まえた、CCU全般に関する必要な検討			
	国際クレジット又はその他二国間ルールに基づく制度	海外メタネTF ガス事業者、商社等	CO ₂ カウントTF中間整理の論点検討	左記の状況等を踏まえ必要な取組を実施			
企業活動レベル	算定・報告・公表制度（温対法）	政府		合成メタン利用の燃焼時のCO ₂ カウントに関する中間整理も参考にしつつ、制度の趣旨・目的に則り必要な検討			
	J-クレジット	政府、国内メタネTF、ガス事業者、需要家等	国内メタネーション利用促進に資するJ-クレジット活用の検討	左記の状況等を踏まえ必要な取組を実施			
情報発信等	GXIリーグ	GXIリーグに自主的に参加するガス事業者、需要家等	GXIリーグ本格運用に向けた準備への参画、実証・ルール整備への参加	自主的に掲げた排出量削減目標の達成に向けた投資と削減実績の開示、カーボンニュートラルに向けた市場創造のためのルールマイキング等			
	MRV手法	JGA、ガス事業者等		国内ガイドライン策定、ISO化等国際標準化			
	国際民間ガイドライン（GHGプロトコル）	JGA、ガス事業者等	新ガイドライン公表に備えたGHGプロトコルへの参画	国際民間ルールに応じて随時対応			
	国内外のルール検討・整備に必要な情報提供	JGA、ガス事業者、需要家等		国内外のルール検討・整備に必要な情報提供			
	認知度向上	政府、JGA、ガス事業者等		合成メタンの認知度向上に向けた国際会議等での発信			

14

第47回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 審議概要

1. 日 時 2022年3月12日（火） 17:30～20:30

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者＜委員＞

山内座長、秋元委員、岩船委員、牛窪委員、大石委員、大橋委員、澤田委員、松橋委員、松村委員、村木委員、村松委員、四元委員、石井専門委員、武田専門委員

＜オブザーバー＞

佐藤 悅緒 電力・ガス取引監視等委員会 事務局長

佐々木 敏春 電気事業連合会 副会長

谷口 直行 株式会社エヌネット 代表取締役社長

大山 力 電力広域的運営推進機関 理事長

早川 光毅 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

平岩 芳朗 送配電網協議会 理事・事務局長

＜経済産業省＞

野田ガス市場整備室長、他

4. 議事次第（ガスに関するもの）

今後的小売政策について

5. 議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題 ＜燃料価格の情勢を踏まえた対応＞

- 原燃料価格の高騰は、電気・ガス料金を通じて、国民生活と電気・ガス事業経営の双方に大きな影響を及ぼす。他方、現在の規制料金はあくまで経過措置であり、料金は自由化が進展していく見込み。このため、足下の事象も踏まえ、電気・ガスの規制・自由料金の在り方について、改めて考え方を整理していくことが重要と考えられる。（前回より）
- 都市ガスについては、経過措置の解除が進み、規制料金を有するのは4社のみとなり、自由料金においては、新規小売を含む多くの事業者が原料費調整の上限を設定していない。大手3社では、東邦ガスの規制料金、及び東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの主たる自由料金において、調整上限を設定。今後、調整上限に達する可能性がある。
- 新規小売事業者の料金メニューは、（調整上限の設定を除き）旧一般ガス事業者の料金メニューと同様の原料費調整を設定することが一般的だが、ガスと電気では調達の状況が異なっており、ガスでは、基本的には原料であるLNGの価格上昇分を原料費調整により小売料金に反映できていることから、電気で起きているような新規小売に関する問題は見られない。

- 基準平均原料価格は、料金算定時の原料費の算定期間における貿易統計価格に基づいて設定しており、料金策定時期によって旧一般ガス事業者各社で異なる。ただし、新規小売にあっては、営業上の理由から、競争する旧一般ガス事業者の基準平均原料価格を用いることが一般的である。
- 平均原料価格は、最新の貿易統計の3ヶ月平均輸入価格であり、原料費調整の上限とは、原料費調整単価の計算上、平均原料価格を基準平均原料価格の1.6倍までとすることで、原料費調整単価に上限を置く仕組みとなっている。原燃料費調整制度は、これまで有効に機能してきたと考えられる面がある一方、全面自由化とともに様々な課題も出現している。
- 今後のガス料金の在り方に係る検討課題として、家庭等の自由料金では、必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた「望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性」についてどのように考えるか。
- 家庭等の規制料金では、規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、「自由料金における料金の望ましい在り方との整合性」についてどのように考えるか。（現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、原則として認可が必要となる。）

委員から

- 原燃料費調整に上限がある場合、原燃料費高騰の影響からは需要家保護となって有効に機能してきたと考えられる。しかし、上限に達した場合、事業者にその分を負担させることとなると、事業者規模による体力勝負となってしまうため、いかがなものかと考える。このバランスを考える必要がある。また、自由化されたガス料金において、何らかのガイドラインで縛ることをしてはならないと考える。
- 料金については、洗い替えで基準原料価格を上げる自由度が有るが、ガイドラインで一定の縛りを設けるのは合理的で一定の歯止めにはなる。しかし、作り方によっては歪みがでて自由度が無くなる。
- 次回日程、議題については、改めて連絡をする。

以上

今後の小売政策について (燃料価格の情勢を踏まえた対応)

2022年 4月12日
資源エネルギー庁

1

本日のご議論について

- 前回の本委員会において、原燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方について、今後の検討の視点の例をお示しさせていただいたところ。
- 今回、今後の議論を進める上で前提となる、現行の原燃料費調整制度をめぐる状況や評価について、ご議論いただきたい。

2

(参考) 燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方

電力・ガス基本政策小委員会
(2022年3月26日) 資料3-4

- 前回の御議論のとおり、原燃料価格の高騰は、電気・ガス料金を通じて、国民生活と電気・ガス事業経営の双方に大きな影響を及ぼす。
- 他方、現在の規制料金はあくまで経過措置であり、料金は自由化が進展していく見込み。
- このため、足下の事象も踏まえ、**電気・ガスの規制・自由料金の在り方について、改めて考え方を整理していくことが重要**と考えられるのではないか。

<電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（次頁に続く）>

家庭等の規制料金

- 電気は全エリアにおいて経過措置規制料金が存続。ガスは経過措置の解除が進み規制料金を有するのは4者。
- 現下の原燃料費の高騰により、複数の大手電力会社の電気の規制料金は、既に調整上限へ到達。ガスについても1者が到達。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の上昇による料金の上昇から需要家を保護する機能を果たしている一方、自由料金の新規参入者との競争に影響を与えるおそれ※や、価格を通じた需要家の省エネ誘因を阻害するおそれがある。また、上限に到達した事業者にとっても、上昇を続ける原燃料費を転嫁しない料金でのサービス継続は持続的とは考え難い。
※上限有りメニューにより原価を下回る料金設定となる場合や、新規参入者において実態の電源調達構造が異なる燃料費調整となっている場合などがあり得る。
- 上限に到達した事業者は、必要があれば、料金改定申請を行い、基準原燃料価格を見直すことにより、原燃料費調整の上限を変更することを妨げられず、これに伴う審査プロセスを通じて、**電気・ガス事業者の料金構造が透明化**されることとなる。
- 他方、上限に到達していた状態において、料金改定が行われる場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては**小売料金の急激な上昇**を招くおそれもある。
- これらの点も踏まえ、経過措置対象事業者の**家庭等の規制料金の原燃料費調整制度のあり方**（上限の設定の在り方を含む。）について、どのように考えるか。

3

(参考) 燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方

電力・ガス基本政策小委員会
(2022年3月26日) 資料3-4

<電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（前頁からの続き）>

家庭等の自由料金

- 需要家保護の重要性は自由化前後で不変であると考えられる一方、小売自由化・料金自由化は、専ら事業者間の競争や需要家の選択肢の多様化により、需要家保護を実現する考え方に対する考え方立っていると考えられる。
- 電気やガスの新規参入者の多くは、原燃料費調整の上限を設定していない一方、ガスにおいては、旧一ガス事業者の約2割において引き続き原料費調整の上限を設定。なお、現下の原料価格高騰により、既にいくつかの事業者では上限に到達している状況。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の高騰局面においては、**事業者にとって経営上のリスク**となる。このため、小売自由化・料金自由化後は、原燃料費調整の上限を設定しない事業者も多く、特にガスの需要家においては、**地域によっては自らのリスク選好に応じて上限のある料金プランを選択することができない状況**。（電気は、全てのエリアで規制料金があり、上限のある料金を選択可能。）
- 上限に到達した事業者が上限を見直すか否かは自らの経営判断であるが、供給約款の変更は民法の定型約款変更のルールに則ったものである必要がある。なお、規制料金の場合と同様、上限に到達していた状態から上限が引き上げられた場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては**小売料金が急激に上昇することとなる**。
- 以上の点を踏まえ、**家庭等の自由料金（※）について、どのように考えるか。**
(※) 現在、電気・ガスの小売営業の指針や適正な取引についての指針においては、小売事業者に対し、低圧需要家向け（電気）・一般需要家向け（ガス）の定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表すること等を「望ましい行為」として位置付け。

産業等の自由・規制料金

- 現在、**産業等の料金は原則自由**となっている。ただし、沖縄電力の高压分野には、調整上限設定のある規制料金が存続。また、一部の事業者は、自主的に上限設定のある自由料金メニューを提供している。
- 電気・ガスは事業活動を支える基盤であり、急激な変化が事業活動へ及ぶ影響は大きい一方、特に産業用の需要家は、こうしたリスクも踏まえ、**省エネや脱炭素化に取り組むことが期待される**。また、特に需要量の大きな産業向けにおいて、上限設定に伴い、原燃料費を下回る料金でサービスを継続することが持続的であるとは考え難い。こうした中で、**産業等の自由・規制料金について、どのように考えるか。**

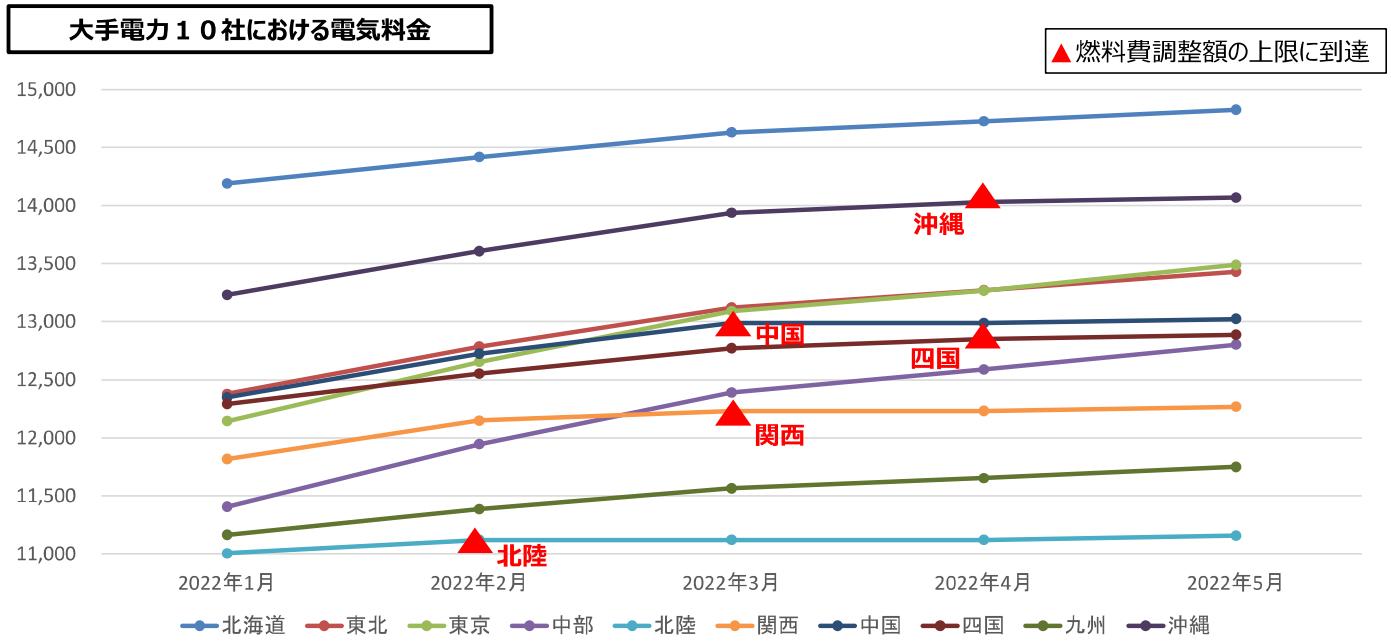
最終保障供給の料金

- 需要家がどの小売事業者とも契約に至らなかった場合の**最終保障供給**は、あくまで一般送配電事業者や一般ガス導管事業者が一時的に供給を担うセーフティネットであることから、その料金については、**標準的な料金よりも高い水準で設計されている**。
- 一方で、**昨今の燃料価格高騰を反映した自由料金の水準が、最終保障供給に係る料金を上回ることもあり得**、制度の前提と乖離しているおそれ。**こうした最終保障供給の料金についてどのように考えるか**（監視委員会において議論中）。

4

燃料価格の上昇に伴う料金への影響（電力）

- 大手電力5社において、規制料金における燃料費調整制度の調整上限に到達。
- 原価上の燃料価格を下回る電気料金が適用されている。



※一般家庭（400kWh/月）を想定。

※燃料費調整制度の上限に達している北陸、関西、中国、四国、沖縄も、再エネ賦課金単価の見直し（3.36円/kWh→3.45円/kWh）により、5月は若干の値上がり。

5

（参考）現行の仕組みの経緯（電気）

- 電気料金における「燃料費調整制度」は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を迅速に料金に反映することにより、為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定を目的として1995年度に導入された。
- その後、2009年度に、当時の燃料価格の大幅かつ急激な変動の状況を踏まえつつ、調整ルールのあり方等につき、需要家保護の観点及び燃料価格の変動実績の観点から検証がなされた結果、調整上限（1.5倍）については見直しを行わないこととされた。
- また、2019年の経過措置料金に関する議論において、新電力によって参照されている規制料金の燃料費調整項が、需要家の電気料金の比較容易性に実態として寄与しているため、撤廃する際には需要家にとっての比較容易性の確保・向上が必要との指摘がなされている。

（電気料金の経過措置に関する報告書（2019年4月26日）より抜粋）

需要家が電気料金の比較を行う上では、基準指標となる大手電力会社の燃料費調整項が新電力でも採用されていることで、納得性の高い比較が可能となるため、燃料費調整制度は必要であるという意見がある。実際に新電力も、全ての大手電力会社が燃料費調整を行っている現状においては、参考すべき価格指標が限定されるため、料金比較を需要家に効果的に訴求するべく、大手電力会社の燃料費調整項を用いることが一般化している実態がある。

上記を踏まえると、料金比較の観点で需要家が求めているものは、料金メニューの比較容易性（あるいは選択したメニューが他のメニューより継続的に安価であること自体）であって、必ずしも燃料費調整制度そのものではないと考えられる。このため、経過措置が撤廃された後において市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め、それを公表していく等、需要家にとっての比較容易性を確保・向上していくことが望ましい。今後、燃料費調整の適用有無については、経過措置撤廃後は原則として自由となることを前提に、経過措置が撤廃されるまでの間に、上述の方向性を踏まえながら、需要家にとっての比較容易性の確保・向上について引き続き詳細検討を行っていくことが適当と考えられる。

6

燃料価格の上昇に伴う競争への影響（電力）

- 大手電力と競争関係にある新電力においては、需要家に対する自社メニューのメリットを訴求するため、同一エリアの大手電力の燃料費調整制度やその調整上限と横並びを取った料金体系とする場合がある。
- この場合には、新電力の料金メニューにおいても、実際の調達コストとは異なる電気料金メニューが提供されることとなる。

新電力における燃料費調整

- 販売電力量上位※1の新電力10社のうち、全ての社において、同一エリア内のみなし小売電気事業者の燃料費調整単価を採用。
- そのうち、4社については、みなし小売電気事業者と同様の調整上限を設定。

※1 新電力各社については、販売電力量実績の上位から抽出
(2022年3月30日、資源エネルギー庁公表資料より)

新電力を巡る事業環境

- 昨年来、破産、会社更生又は民事再生にいたった小売電気事業者は16社存在。この他に、休廃止にいたった小売電気事業者が15社※2。
- また、現下の市場環境を踏まえ、新規受付を停止している社も存在※3。

※2 電気事業法に基づく届出や報道等より
※3 報道等より

7

原料価格の上昇が事業者の競争や経営に与える影響（ガス）

- ガスについては、経過措置の解除が進み、規制料金を有するのは4社のみ。
- 自由料金においては、新規小売を含む多くの事業者が原料費調整の上限を設定していないが、大手3社では、東邦ガスの規制料金、及び東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの主たる自由料金において、調整上限を設定。今後、調整上限に達する可能性あり。
- 新規小売の料金メニューは、（調整上限の設定を除き）旧一般ガス事業者の料金メニューと同様の原料費調整を設定することが一般的だが、ガスと電気では調達の状況が異なっており、ガスでは、基本的には原料であるLNGの価格上昇分を原料費調整により小売料金に反映できていることから、電気で起きているような新規小売に関する問題は見られない。

8

(参考) 規制料金の状況

電 気

【低圧】	件数 (件)	販売量 (MWh)
全国計	88,093,724	26,335,686
規制料金	48,145,625 (54.7%)	8,974,929 (34.1%)

出典：電力取引報（令和3年12月分）

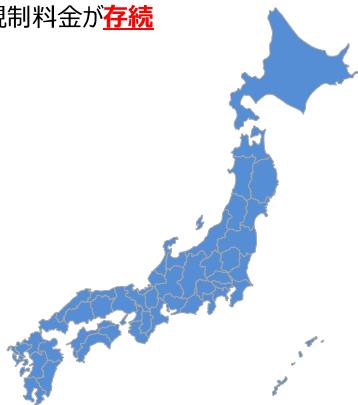
ガス

【家庭用】	契約件数 (件)	販売量 (千m³)
全国計	26,481,900	922,802
規制料金	908,311 (3.4%)	22,077 (2.4%)

出典：ガス取引報（令和3年12月分）

※販売量は標準熱量45MJ換算

全エリアで規制料金が存続



規制料金が残るのは4事業者の供給エリアのみ



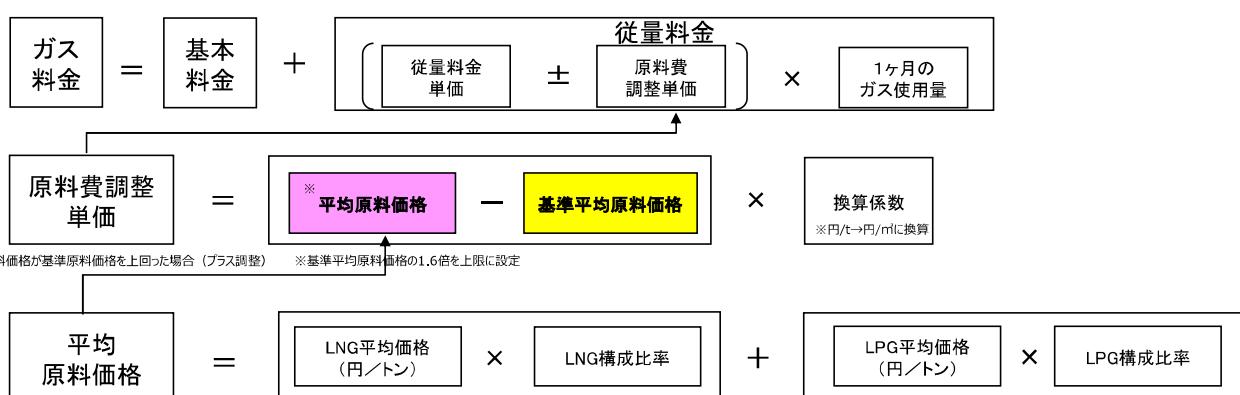
9

(参考) 原料費調整制度の上限と基準平均原料価格の果たす役割

- 基準平均原料価格は、料金算定期間の原料費の算定期間における貿易統計価格に基づいて設定しており、料金策定期間にによって旧一般ガス事業者各社で異なる。ただし新規小売にあっては、営業上の理由から、競争する旧一般ガス事業者の基準平均原料価格を用いることが一般的。
- 平均原料価格は、最新の貿易統計の3ヶ月平均輸入価格。
- 原料費調整の上限とは、原料費調整単価の計算上、平均原料価格を基準平均原料価格の1.6倍までとすることで、原料費調整単価に上限を置く仕組み。

(参考) 原料費調整制度の仕組み

※消費税を除く



10

(参考) ガスにおける原料費調整

		基準平均原料 価格(円)	上限額(円)	LNG構成比率 (%)	LPG構成比率 (%)
東京ガスエリア	東京ガス <small>※一般料金</small>	57,250	91,600(1.6倍)	94.79	5.46
	東京電力エナジー・パートナー <small>※とくじんガスプラン</small>	57,250	なし	94.79	5.46
	CDエナジーダイレクト <small>※ペーシックガス</small>	57,250	なし	94.79	5.46
大阪ガスエリア	大阪ガス <small>※一般料金</small>	64,090	102,540(1.6倍)	94.76	5.69
	関西電力 <small>※なまくわプラン</small>	64,090	なし	94.76	5.69
	ガスパル <small>※大阪ガスエリアプラン</small>	64,090	なし	94.76	5.69
東邦ガスエリア	東邦ガス(規制料金)	83,350	133,360(1.6倍)	95.76	4.66
	中部電力ミライズ	83,350	なし	95.76	4.66
	ガスパル <small>※東邦ガスエリアプラン</small>	83,350	なし	94.76	5.69
	サイサン <small>※都市ガスハッピープラン (東邦ガス地区)</small>	83,350	なし	95.76	4.66

出典：各社ホームページの公表情報より資源エネルギー庁作成 11

(参考) LNG輸入価格とLNGの平均原料価格の推移

- 小売自由化からコロナ前までの間、LNG輸入価格の変動は、概ね4万5千円から6万5千円の範囲収まっていたが、コロナ影響が顕在化した2020年から現在までの価格は、約3万円から約9万5千円まで上昇。
- 平均原料価格は、貿易統計の輸入価格の3ヶ月平均であり、またガス料金への適用には2ヶ月のタイムラグがあって毎月調整するため、LNG輸入価格上昇の局面にあって、原料費調整が、ガス料金の激変緩和に一定の役割を果たしている。



(参考) 現行の仕組みの経緯（ガス）

- ガス料金の「原料費調整制度」については、為替レートや原油価格といった外的要因により変動する原料費を外部化することにより、経済情勢の変化を迅速に反映した料金を実現しうる制度として、1996年に導入。検討時、原料価格の一定以上の大幅な変動については、特に上昇局面における急激な料金上昇は回避すべきとの観点から、調整・反映を限定するべく、適切な上限を設けることが適当とされた。
- 規制料金下において、「事業者の経営効率化の達成状況の明確化に寄与してきたこと、一般ガス事業者の経営安定化（適切な原料コスト回収）を通じて供給面・保安面の継続的・安定的な投資に寄与」し、また上限値（160%）についても「原料価格上昇局面における急激な料金上昇の回避に一定程度寄与している」と評価。（制度改革評価小委員会報告書・2008年4月）
- 2009年1月、都市熱エネルギー部会料金制度小委員会において見直しを検討し、「3ヶ月平均／毎月調整／タイムラグ2ヶ月」の料金反映の仕組みへの移行、調整上限（160%）の維持等の結論をとりまとめ。
- 2017年4月施行の小売全面自由化により、小売料金規制を原則撤廃。小売事業者は自由な料金設定が可能となり、需要家のニーズに応えた様々な料金メニューの提供が期待されている。

13

(参考) 調整上限に関する過去の検討（ガス）

都市熱エネルギー部会料金制度小委員会中間とりまとめ（抜粋）2009年1月

4. 今後の行政関与の在り方

- まず、調整上限突破が確実に見込まれる状況※下での届出料金改定は、調整上限の設定趣旨との関係が問われることから、原料費以外の費用の低下や原価構造の変化等、届出料金改定を実施する理由について、需要家の納得を得られるよう、事業者が徹底した説明責任を果たすことが必要である。なお、届出料金改定を行い再設定される基準平均原料価格が、改定前料金の基準平均原料価格を上回ったとしても、改定後の料金水準は改定後の原料価格によって決まるものであることから、問題視・特別視すべきことではない。

※ 具体例としては、原料価格上昇局面において、届出時点で判明している貿易統計実績から算定される直近の平均原料価格が改定前の調整上限を超過している場合が考えられる。

14

るべき競争の姿と現実の課題

- 一般的な財において、理論的に考えれば、財の価格が高くなる（供給曲線が上方に推移する）と、市場競争を通じ、
 - 需要においては、限界効用の低い需要が減少し、
 - 供給においては、限界費用の高い供給が減少する、ことを通じて需給が均衡するとともに、社会厚生の最大化が図られる。
- しかしながら、現実の電力・ガスにおいては、以下の課題・論点が存在。
 - 家庭等の需要側においては、電力・ガスは必需品であることから需要の価格弾力性が低いため、特に需給ひつ迫や原燃料価格の高騰時などに、高い価格が形成される可能性がある。
 - 供給側においては、電力・ガスの規制料金及び一部の自由料金において上限が設定されていることに加え、電力の規制料金において、料金原価算定時の電源構成に基づく燃料費調整が行われ、また、新電力においても、これが実態としてデファクトとなっている結果、料金が実際の限界費用を反映できていない状況が存在。
 - 加えて、電気における産業用においては、複数の小売電気事業者から供給を受けられず、又は最終保障料金より高い価格を提示される結果、最終保障供給を選択せざるを得ない需要家も出現（沖縄電力においては、高圧分野において、規制料金が存続。）。
- このような実態を踏まえれば、現在の料金の仕組みには、理論的な社会厚生の最大化を図るメカニズムが、適切に機能しにくいという課題があると考えられる。

15

(参考) 最終保障供給料金に係る課題について

制度設計専門会合
(2022年3月24日)資料3-2一部修正

- 前記のとおり、現行の最終保障供給約款においては、みなし小売電気事業者が設定している標準的な料金メニューの約2割増しの料金（臨時的な料金メニュー相当）が設定されており、平常時においては、自由料金は標準料金メニューを相下回るものが大勢であるため、最終保障供給料金が自由料金よりも相当割高となり、長期間契約する需要家は想定されていなかった。
- しかし、燃料価格高騰下においては、市場価格が高騰し、電源調達コストを料金に反映しようとする結果、一部の自由料金について、標準料金メニューのみならず、その約2割増しの料金である最終保障供給料金よりも割高となり、需要家が自由料金よりも価格の低い最終保障供給料金を選択するという事象が起りかねず、実際に最終保障供給への申込みも増加しているところ、現状の市場価格を踏まえると本年4月以降に更なる申込み増加が起こることも予想される。
- このような状況下においては、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給について、需要家の長期間契約という制度趣旨にそぐわない行動を誘発し、適正な価格形成や自由競争が阻害されるおそれがあり、喫緊に対応が必要ではないか。実際に、一部の新電力側からも自由競争が阻害されているといった懸念の声が寄せられているところ。



16

(参考) 最終保障供給に需要家が移行する事例（報道より）

○日経エネルギーNext (2022/3/9)

ウクライナ侵攻で企業向け電気料金が青天井の危機
この1年で企業向けは既に1.5倍に、契約を断る電力会社も続出

(前略)

「まさか地元の大手電力会社に値引きゼロの標準料金ですら契約を断られるなんて」。ある大手小売業A社の調達担当者は絶句する。

A社は今年4月に電力契約の更新時期を迎える。そこで2月に、契約中の新電力に契約更新を打診した。ところが新電力の回答は、「電力の仕入れ価格が高騰していてこれまでの料金では提供できない。申し訳ないが契約更新は辞退する」というものだった。

驚いた担当者は、あわてて複数の新電力に見積もりを打診するも、見積もり提案すらしてもらえない。困り果てて地元の大手電力に問い合わせたところ、値引きはおろか、Webサイトなどに金額を掲載している「標準料金」ですら契約できないと断られたのだ。

標準料金はメーカー小売希望価格のようなもので、2000年の電力部分自由化以降、事実上の上限価格となっていた。大手電力や新電力各社はこれまで標準料金に対して値引きを提案してきた経緯がある。

この時、大手電力の営業担当者は、「契約する電力会社が見つからないときは、一般送配電事業者が用意している最終保障供給に申し込んでください」と説明したという。

「最終保障供給」とは、契約先の電力会社が倒産した時などに備える制度で、いわゆるセーフティーネットだ。次の電力会社が見つかるまでの期間、一般送配電事業者から標準料金の1.2倍の金額で電力供給を受けることができる。

この状況にA社の調達担当者は困惑を隠さない。「大手電力に契約できないからセーフティーネットを利用しろと言われたことに驚愕（きょうがく）した。値上げになるだけでも稟議（りんぎ）に上げたくないのに最終保障供給を使うなんて、目も当てられない」。

そもそも最終保障供給は、特別な状況が起きたときの暫定的なセーフティーネットだ。多くの需要家（電力の利用者）が一定期間、サービスのように使う仕組みではない。

(後略)

出典：<https://project.nikkeibp.co.jp/energy/atcl/19/feature/00001/00074/>

17

(参考) 沖縄電力における規制料金について

- 「電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月8日取りまとめ）」において、「沖縄地域についても原則として他の地域と同様の制度改革を進めることを基本」とし、その上で、沖縄地域の特殊性にかんがみ一定の例外措置を設けるという考え方が適当である」とされた。
- これを踏まえ、沖縄電力においては、2,000kW未満（高圧以下）の需要家については、規制が残ることとなった。

電力システム改革各分野における沖縄地域の取り扱いについて①		第4回制度説明会（平成25年12月9日）資料5-5												
○現在各分野において検討が進められている制度設計案やその方向性については、原則として沖縄地域においても本土と同様の整理としつつも、一部についてはその特殊性を踏まえ、適用の是非を慎重に検討することが重要。														
1. 小売全面自由化・託送制度関連														
<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>沖縄地域における取り扱い（※）</th></tr></thead><tbody><tr><td>小売全面自由化 (電気の小売への参入の全面自由化)</td><td>本土と同様の制度とする。 ※「電力システム改革専門委員会報告書」では、沖縄地域においても小売全面自由化を原則として実施することとしている。</td></tr><tr><td>最終保障サービス、離島ユニバーサルサービス</td><td>本土と同様の制度とする。</td></tr><tr><td>託送制度の見直し (低圧託送制度の創設、託送供給契約の事前認可制、自己託送の制度化)</td><td>本土と同様の制度とする。</td></tr><tr><td>同時同量制度の見直し (計画値同時同量を導入する)</td><td>本土と同様の制度とする。</td></tr><tr><td>経過措置契約の適用範囲</td><td>現在、沖縄地域において規制部門とされている2000kW未満の需要家を対象とする。</td></tr></tbody></table>		項目	沖縄地域における取り扱い（※）	小売全面自由化 (電気の小売への参入の全面自由化)	本土と同様の制度とする。 ※「電力システム改革専門委員会報告書」では、沖縄地域においても小売全面自由化を原則として実施することとしている。	最終保障サービス、離島ユニバーサルサービス	本土と同様の制度とする。	託送制度の見直し (低圧託送制度の創設、託送供給契約の事前認可制、自己託送の制度化)	本土と同様の制度とする。	同時同量制度の見直し (計画値同時同量を導入する)	本土と同様の制度とする。	経過措置契約の適用範囲	現在、沖縄地域において規制部門とされている2000kW未満の需要家を対象とする。	
項目	沖縄地域における取り扱い（※）													
小売全面自由化 (電気の小売への参入の全面自由化)	本土と同様の制度とする。 ※「電力システム改革専門委員会報告書」では、沖縄地域においても小売全面自由化を原則として実施することとしている。													
最終保障サービス、離島ユニバーサルサービス	本土と同様の制度とする。													
託送制度の見直し (低圧託送制度の創設、託送供給契約の事前認可制、自己託送の制度化)	本土と同様の制度とする。													
同時同量制度の見直し (計画値同時同量を導入する)	本土と同様の制度とする。													
経過措置契約の適用範囲	現在、沖縄地域において規制部門とされている2000kW未満の需要家を対象とする。													
2. 卸市場活性化関連														
<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>沖縄地域における取り扱い（※）</th></tr></thead><tbody><tr><td>卸規制の見直し</td><td>本土と同様の制度とする。</td></tr><tr><td>卸市場活性化に向けた取組</td><td>これまで沖縄電力との間で長期的に売電してきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。</td></tr></tbody></table>		項目	沖縄地域における取り扱い（※）	卸規制の見直し	本土と同様の制度とする。	卸市場活性化に向けた取組	これまで沖縄電力との間で長期的に売電してきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。							
項目	沖縄地域における取り扱い（※）													
卸規制の見直し	本土と同様の制度とする。													
卸市場活性化に向けた取組	これまで沖縄電力との間で長期的に売電してきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。													

18

自由化の下における現行の仕組みの評価と課題について

- 原燃料費調整制度は、これまで有効に機能してきたと考えられる面がある一方、全面自由化とともに様々な課題も出現。

	有効に機能していると考えられる点	課題と考えられる点
電気・ガス共通	<ul style="list-style-type: none"> 三ヶ月平均を取ることで、急激な高騰影響が緩和されるとともに、適用料金が事前に提示され、需要家を保護。 原燃料費調整に調整上限がある場合、原燃料費高騰の影響から需要家を保護。 原燃料価格の変動影響を外部化し、その変動に応じて料金を定期的に調整することで、消費者と事業者間でリスクを分担。 貿易統計の平均輸入価格を用いて計算するため、小売事業者にとって原燃料の安価調達の誘因。 原燃料費調整制度が、新規参入者が自由料金を設定する際にデファクトとして参照され、需要家の料金比較容易性に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> 料金と事業者の限界費用とが一致しない場合がある（※）。 <p>(※) 一致しない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 原燃料価格が調整上限に達した時（電気・ガス） 料金算定期と異なる電源構成となった時（大手電力） デファクトとして大手電力の燃調を参照した時（新電力） スポットで平均原料価格を上回る価格で原料を調達した時（ガス）等 各社の基準平均原燃料価格は、各社の料金作成時の原燃料価格等を反映したもので、これに一定の乗率を乗じたものが調整上限となっている。 自由料金においては、原燃料費調整や、その調整上限に達した場合の考え方方が整理されていない。 自由料金において、調整上限の意義について需要家に十分に伝わっていないおそれがある。
電気		<ul style="list-style-type: none"> 燃料費調整制度が、新電力が自由料金を設定する際にデファクトとして参照される結果、競争環境が歪められているおそれ。
ガス		<ul style="list-style-type: none"> 自由料金の下、調整上限のある料金メニューを提供していないガス小売も多く、地域によっては、需要家が調整上限のある料金メニューを選択できない。

19

今後の電気・ガス料金の在り方に係る検討課題例

- 自由化が進む中、あるべき競争の姿と現実の課題の両方を見据え、今後の電気・ガス料金は如何にあるべきか。

■家庭等の自由料金：

- 必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性についてどのように考えるか。

■家庭等の規制料金：

- 規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、自由料金における料金の望ましい在り方との整合性についてどのように考えるか。
※ただし、現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、原則として認可が必要となる点に留意が必要。

■産業等の自由・規制料金：

- 産業等においても、料金の急変に苦しむ需要家も存在することが考えられるが、原燃料価格高騰リスクも踏まえ、省エネや需要構造の転換に積極的に取り組むことも期待される。標準料金の柔軟な改定などについて、家庭等との比較においてより自由な形での競争に委ねていくことについてどう考えるか。
- また、沖縄電力において存続する高圧向けの規制料金についてどう考えるか。
- 加えて、セーフティネットとしての最終保障供給料金が、適正競争や社会厚生の最大化を図るメカニズムを歪めることのないような最終保障供給料金のあり方について検討が必要。※電取委において検討中
- その他、エネルギー政策の観点から、検討が必要な論点としてどのようなものがあるか。

20

(参考) 他分野での料金・運賃の仕組みの例

- 貨物運送業、内航海運事業、航空業においては、以下のとおり、燃料価格の取扱いに係るガイドラインや認可の仕組みが存在。

	目的	概要	備考
貨物運送業 (BtoB)	荷主に対する運賃交渉力が弱い <u>運送業者の保護</u> (中小企業の成長力の底上げ)。	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン</u>」において、燃料サーチャージの算出方法等が記載。燃料サーチャージ額は、自社車両の燃費等をもとに算定するため、各社で燃料サーチャージ額は異なる。 届出（貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）したサーチャージ表に従い、燃料サーチャージ額を適用するが、実際に適用できる燃料サーチャージ額は、荷主との交渉が必要 (BtoB)。 燃料サーチャージ制を導入しない事業者は、貨物自動車運送事業法26条により、著しく安い料金により他の事業者の排除を目的とする等の行為に該当するおそれがあるものとして、事業改善命令の対象になりうるとされている。 	荷主が運賃改定を求められたにもかかわらず不 ¹ 常に据え置くことは、 独占禁止法、下請法に違反する おそれがあるとして、要請・勧告・公表の対象になりうる。
内航海運事業 (BtoB、 BtoC)	荷主に対する運賃交渉力が弱い <u>内航海運事業者の保護</u> (中小企業の成長力の底上げ)。 硫黄酸化物(SOx)規制による、 <u>環境コストの社会全体での負担</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン</u>」において、燃料サーチャージの算出方法等が記載されている。燃料サーチャージ額は、年間燃料消費量等をもとに算定するため、各社で燃料サーチャージ額は異なる。 届出（海上運送法第8条第1項）したサーチャージ表に従い、燃料サーチャージ額を適用するが、適用するかどうかは事業者の判断。 旅客：航路距離の短いフェリーでは運賃単価が安いので、設定されていないことが多い。長距離フェリーでは導入されているが、消費者目線で、燃料価格が高騰しても高いサーチャージ額を設定していないのが実態。 貨物：実際に適用できる燃料サーチャージ額は、荷主との交渉が必要 (BtoB)。燃料費は実績値で支払う場合もあり、この場合は完全なコスト回収が可能。 燃料サーチャージの導入は、個々の内航海運事業者の判断であり義務ではない。 	荷主が運賃改定を求められたにもかかわらず不 ¹ 常に据え置くことは、 独占禁止法、下請法に違反する おそれがあるとして、要請・勧告・公表の対象になりうる。
航空業 (BtoC)	<u>価格競争の激しい市場</u> において、航空会社が、 <u>燃料価格増加分を運賃とは別建てで回収できるよう</u> にするもの	<ul style="list-style-type: none"> 「燃油付加特別運賃」（燃油サーチャージ）は、本体運賃とは別に、航空法に基づく認可の対象となっている。 認可されたサーチャージ表の適用については、旅客は2ヶ月ごとに変更、貨物は毎月変更し、公表することで消費者が燃料サーチャージ額を事前に知ることができるようしている。 燃料サーチャージの導入は、個々の航空会社の判断であり義務ではない。（基本的に国際線で取り入れられている。） 	

21

(参考) "Energy Poverty"（「エネルギー貧困」）に対応しうる諸制度

- 国民生活においてエネルギー消費は避けられないものであることから、生活必需的なものとして、社会保障制度や電気・ガス料金上、一定の配慮がなされている。

社会保障制度

電気・ガス料金

◆ 生活保護制度

- 日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱水費等）の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定）②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定）を合算して算出。
- 冬季加算は、冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月のうち地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間支給。
- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。

◆ 電気・ガス料金の特例措置

- 自然災害等による被災者への措置として、災害救助法が適用された地域等について、料金の支払い期日の延長等を実施（「災害特例」）。

（第1回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会より抜粋）

22